

鹿児島県地域防災計画

(津波災害対策編)

令和8年8月



鹿児島県防災会議

沿革

昭和 38 年	7 月 4 日作成	平成 26 年	3 月 25 日修正
昭和 39 年	7 月 1 日修正	平成 27 年	3 月 19 日修正
昭和 43 年	8 月 13 日修正	平成 28 年	3 月 24 日修正
昭和 45 年	12 月 1 日修正	平成 29 年	3 月 22 日修正
昭和 46 年	3 月 30 日修正	〃	4 月 1 日修正
昭和 47 年	3 月 31 日修正	平成 30 年	3 月 20 日修正
昭和 48 年	2 月 27 日修正	〃	4 月 1 日修正
昭和 50 年	2 月 27 日修正	平成 31 年	3 月 15 日修正
昭和 51 年	2 月 16 日修正	〃	4 月 1 日修正
昭和 52 年	2 月 24 日修正	令和 元年	5 月 29 日修正
昭和 53 年	2 月 23 日修正	令和 2 年	3 月 25 日修正
昭和 54 年	3 月 27 日修正	〃	4 月 1 日修正
昭和 55 年	3 月 28 日修正	〃	8 月 18 日修正
昭和 56 年	3 月 26 日修正	〃	12 月 16 日修正
昭和 57 年	3 月 29 日修正	令和 3 年	4 月 1 日修正
昭和 58 年	3 月 31 日修正	〃	5 月 20 日修正
〃	4 月 25 日修正	令和 4 年	1 月 18 日修正
(原子力防災計画編策定)		〃	4 月 1 日修正
昭和 60 年	2 月 25 日修正	令和 5 年	1 月 31 日修正
昭和 61 年	4 月 1 日修正	令和 6 年	2 月 16 日修正
昭和 62 年	4 月 1 日修正	〃	4 月 1 日修正
昭和 63 年	3 月 4 日修正	令和 7 年	1 月 21 日修正
平成 元年	4 月 1 日修正	令和 8 年	3 月 26 日修正
平成 2 年	4 月 1 日修正	令和 8 年	4 月 1 日修正
平成 3 年	3 月 22 日修正	令和 8 年	8 月 24 日修正
平成 4 年	3 月 25 日修正		
平成 5 年	3 月 26 日修正		
平成 6 年	2 月 17 日修正		
〃	5 月 27 日修正		
平成 7 年	6 月 5 日修正		
平成 8 年	6 月 13 日修正		
平成 9 年	3 月 26 日修正		
(震災対策編策定)			
平成 11 年	5 月 27 日修正		
平成 13 年	10 月 26 日修正		
平成 17 年	1 月 7 日修正		
平成 18 年	3 月 27 日修正		
平成 20 年	3 月 5 日修正		
平成 21 年	5 月 14 日修正		
平成 23 年	5 月 2 日修正		
平成 24 年	3 月 23 日修正		
(地震・津波災害対策編へ編名変更)			
平成 25 年	3 月 25 日修正		
(地震災害対策編へ編名変更)			
(津波災害対策編策定)			

津波災害対策編目次

第1部 総則

第1章 計画の目的等	津波-1
第2章 防災機関の業務の大綱	津波-5
第3章 県民及び事業所の基本的責務	津波-13
第4章 県の地域特性及び津波災害特性	津波-14
第5章 災害の想定	津波-17

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方	津波-47
第2章 津波災害に強い地域づくり	津波-48
第1節 津波災害防止対策の推進	津波-48
第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	津波-54
第3節 防災構造化の推進	津波-55
第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	津波-56
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	津波-56
第6節 危険物災害等の防災対策の推進	津波-56
第7節 津波防災研究等の推進	津波-58
第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え	津波-59
第1節 防災組織の整備	津波-59
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	津波-63
第3節 津波等観測体制の整備	津波-69
第4節 消防体制の整備	津波-71
第5節 避難体制の整備	津波-74
第6節 救助・救急体制の整備	津波-85
第7節 交通確保体制の整備	津波-92
第8節 輸送体制の整備	津波-92
第9節 医療体制の整備	津波-93

第10節	その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備	津波-97
第11節	複合災害対策体制の整備	津波-104
第12節	災害対策基金管理体制の整備	津波-104

第4章	県民の防災活動の促進	津波-106
第1節	防災知識の普及啓発	津波-106
第2節	防災訓練の効果的実施	津波-111
第3節	自主防災組織の育成強化	津波-114
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の促進	津波-117
第5節	防災ボランティアの育成強化	津波-118
第6節	企業防災の促進	津波-122
第7節	要配慮者の安全確保	津波-123

第3部 津波災害応急対策

第1章	活動体制の確立	津波-127
第1節	応急活動体制の確立	津波-127
第2節	情報伝達体制の確立	津波-134
第3節	災害救助法の適用及び運用	津波-139
第4節	広域応援体制	津波-140
第5節	自衛隊の災害派遣	津波-144
第6節	技術者・技能者及び労働者の確保	津波-144
第7節	ボランティアとの連携等	津波-145
第8節	災害警備体制	津波-146

第2章	初動期の応急対策	津波-147
第1節	津波警報等及び津波情報等の収集・伝達	津波-147
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	津波-161
第3節	広報	津波-165
第4節	消防活動	津波-170
第5節	危険物の保安対策	津波-172
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	津波-173
第7節	避難の勧告・指示，誘導	津波-174
第8節	救助・救急	津波-184
第9節	交通確保・規制	津波-186
第10節	緊急輸送	津波-190
第11節	緊急医療	津波-198
第12節	要配慮者への緊急支援	津波-208

第3章 事態安定期の応急対策	津波-213
第1節 避難所の運営	津波-213
第2節 食料の供給	津波-218
第3節 応急給水	津波-222
第4節 生活必需品の給与	津波-225
第5節 医療	津波-229
第6節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策	津波-231
第7節 動物保護対策	津波-237
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	津波-238
第9節 行方不明者の捜索, 遺体の処理等	津波-242
第10節 住宅の供給確保	津波-247
第11節 文教対策	津波-250
第12節 社会秩序の維持, 物価の安定等	津波-253
第13節 義援金・義援物資等の取扱い	津波-255
第14節 農林水産業災害の応急対策	津波-257

第4章 社会基盤の応急対策	津波-261
第1節 電力施設の応急対策	津波-261
第2節 ガス施設の応急対策	津波-263
第3節 上水道施設の応急対策	津波-267
第4節 下水道施設の応急対策	津波-268
第5節 電気通信施設の応急対策	津波-270
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策	津波-272
第7節 鉄道施設の応急対策	津波-274
第8節 空港施設の応急対策	津波-276

第4部 津波災害復旧・復興

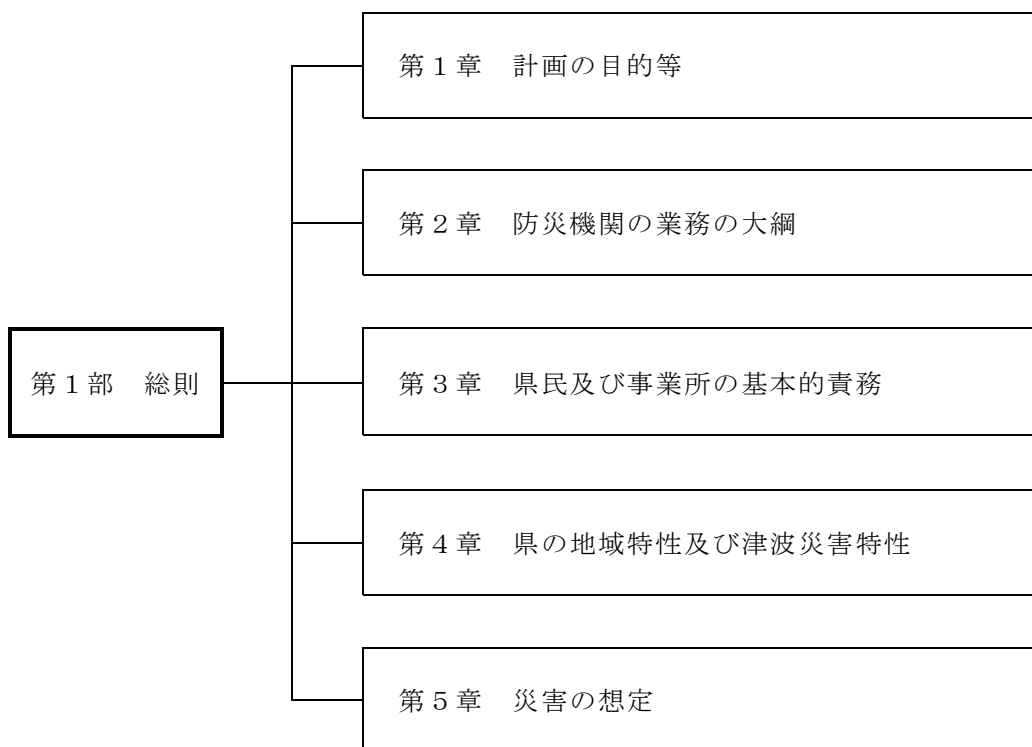
第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定	津波-278
第2節 迅速な原状復旧の進め方	津波-280
第3節 計画的復興の進め方	津波-282
第4節 被災者等の生活再建等の支援	津波-283
第5節 被災者への融資措置	津波-285

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	津波-286
--------	--------

第1節	推進計画の目的	津波-286
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	津波-286
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	津波-286
第4節	南海トラフ地震の想定	津波-286
第2章	南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	津波-291
第1節	活動体制の確立	津波-291
第2節	情報伝達体制の確立	津波-291
第3章	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	津波-292
第4章	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	津波-294
第1節	津波からの防護	津波-294
第2節	津波に関する情報の伝達等	津波-294
第3節	地域住民の避難行動等	津波-294
第4節	避難場所及び避難所の運営・安全確保	津波-294
第5節	意識の普及・啓発	津波-294
第6節	消防機関等の活動	津波-295
第7節	上下水道，電気，ガス，通信，放送関係	津波-295
第8節	交通対策	津波-296
第9節	県自らが管理等を行う施設等に関する対策	津波-296
第10節	迅速な救助	津波-298
第5章	関係者との連携協力の確保	津波-299
第1節	資機材、人員等の配備手配	津波-299
第2節	他機関に対する応援要請	津波-299
第3節	物資の備蓄・調達	津波-299
第4節	帰宅困難者への対応	津波-299
第6章	時間差発生等に備えた対応	津波-300
第7章	防災訓練計画	津波-301
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	津波-302

第 1 部 総則



第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する事により、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

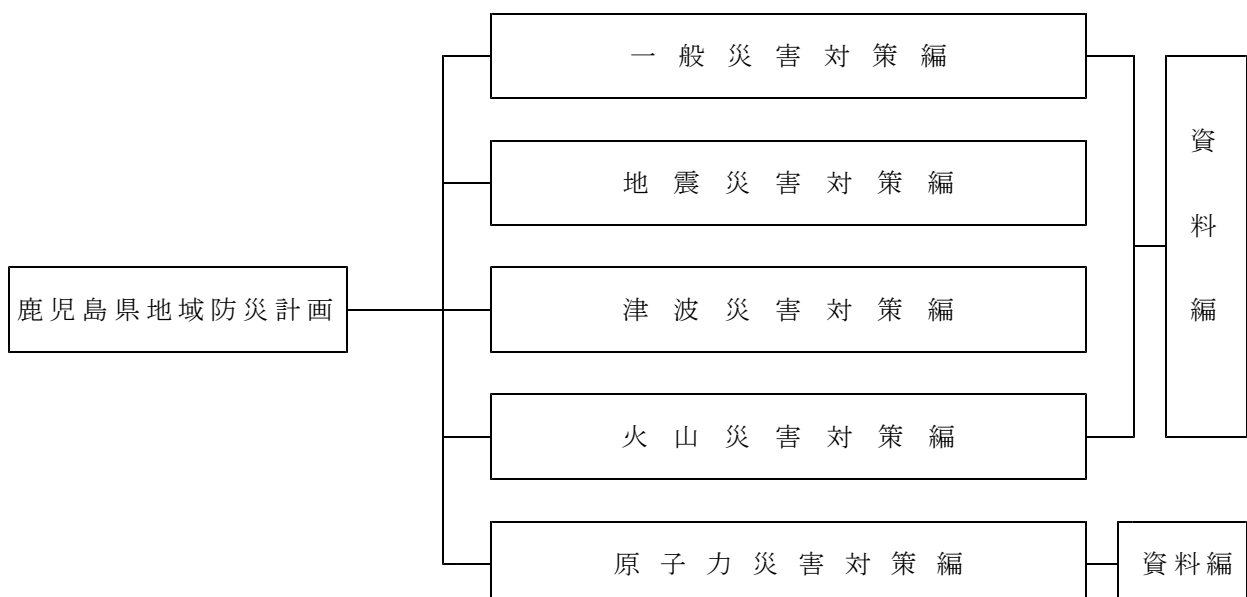
第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編5編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、津波災害に係る「津波災害対策編」である。

本計画は、鹿児島県域の津波災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

また、「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。

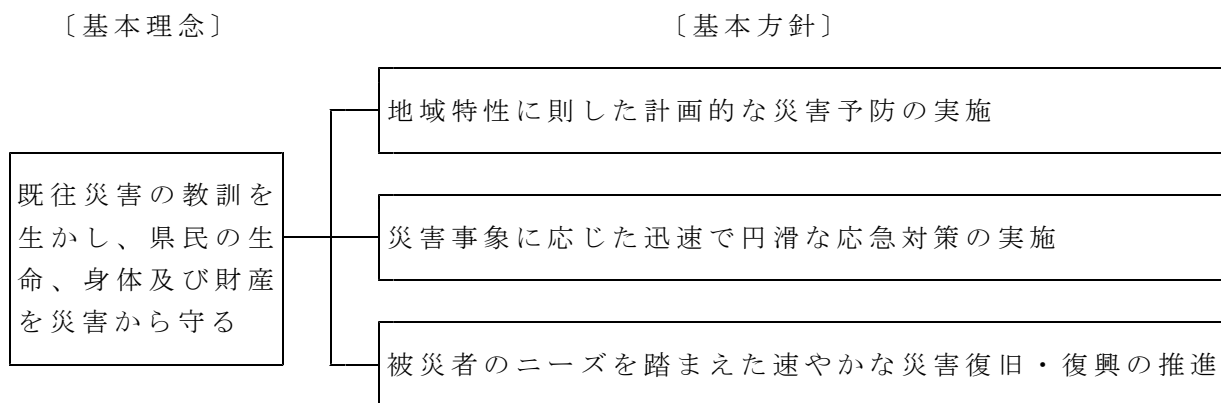


第3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実用から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多く有するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と、県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

なお、本県は、出水市を除く42市町村が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県及び当該市町村は、同法第5条第2項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画の策定に努めなければならないこととされていることから、本県においては、本編及び津波災害対策編の第5部に、同計画を位置づけている。

第1部 総則

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 防災機関の業務の大綱
- 第3章 県民及び事業所の基本的責務
- 第4章 県の地域特性及び津波災害特性
- 第5章 災害の想定

第2部 津波災害予防

- 第1章 津波災害予防の基本的な考え方
- 第2章 津波災害に強い地域づくり
- 第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え
- 第4章 県民の防災活動の促進

第3部 津波災害応急対策

- 第1章 活動体制の確立

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 初動期の応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 津波災害復旧・復興

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5 計画の修正

本計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、県、市町村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、県民にも広く周知徹底させるものとする。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど、「自助」、「共助」、「公助」の連携・協働による防災対策について、県民、事業者、自主防災組織、県、市町村、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、鹿児島県、県内市町村、並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第2 市町村

市町村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市町村防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係わる広域応援協力に関すること。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

第3 鹿児島県警察

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 (3) 交通規制・交通管制に関すること。 (4) 死体の見分・検視に関すること。 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九 州 管 区 警 察 局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
九 州 財 務 局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九 州 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鹿 児 島 労 働 局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。
九 州 農 政 局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九 州 森 林 管 理 局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。
九州産業保安監督部	(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 (3) 鉱山における災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
九 州 地 方 整 備 局	(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
九 州 運 輸 局 (鹿 児 島 運 輸 支 局)	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救援用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 阪 航 空 局 鹿 児 島 空 港 事 務 所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救援用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
国 土 地 理 院 九 州 地 方 測 量 部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
福 岡 管 区 気 象 台 (鹿 児 島 地 方 気 象 台) (名 瀬 測 候 所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九 州 環 境 事 務 所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
九 州 防 衛 局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

第5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療防疫給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄 道 関 係 機 関 (九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
N T T 西 日 本 株 式 有 限 公 司 (鹿 児 島 支 店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
日 本 郵 便 株 式 有 限 公 司 (各 郵 便 局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本銀行（鹿児島支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 （ 鹿 児 島 県 支 部 ）	(1) 災害時における医療救護等に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自 動 車 輸 送 機 関 （日本通運株式会社、 公益社団法人鹿児島 県バス協会、公益社 団法人鹿児島県トラ ック協会等）	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海 上 輸 送 機 関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電 力 供 給 機 関 （九州電力株式会社）	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鹿 児 島 県 医 師 会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿 児 島 県 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿 児 島 県 薬 剤 師 会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿 児 島 県 看 護 協 会	災害看護に関すること。
鹿 児 島 県 建 設 業 協 会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用桶門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
県 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学 校 法 人	(1) 防災に係る施設の整備、防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。

第 1 部 総則

第 2 章 防災機関の業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水 道 事 業 者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
そ の 他 公 共 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 県民及び事業所の基本的責務

本章は、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 県民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>

第4章 県の地域特性及び津波災害特性

本章では、県の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 県の位置

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約270km、南北600km、総面積9,166.58km²、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甕島、草垣島、宇治群島並びに西南に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。

第2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び2,643kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴出物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川で、したがって平地も、2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から県土及び県民を守っていかなければならない。

第3 県の津波災害履歴及び災害特性

記録に残る県内の津波による被害は、1605年（慶長9年12月16日）に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年（宝永4年10月4日）に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。また、桜島の安永噴火における海底噴火に伴い大きな津波が生じ、6人を引き去ったという記録もある。

近年では、1960年（昭和35年5月23日）のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

記録された事例は少ないが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

《参考》

鹿児島県における津波災害については、資料編 1. 2 地震津波災害の履歴を参照

津波被害の記録（江戸時代までのもの）

1 南海トラフ沿いの地震による津波

(1) 慶長地震津波

- ・慶長9年12月16日（1605年2月3日）のマグニチュード8クラスの南海トラフ沿いの地震による。
- ・本県での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録（樺山権左衛門尉久高の譜の中の島津義久書状）がある。

(2) 外所地震による津波

- ・寛文2年9月20日（1662年10月31日）に日向灘で起きたマグニチュード7クラスの「外所（とんとところ／とんどころ）地震」による津波は、延岡市付近で3～4m、宮崎市付近で4～5m、志布志湾付近で2～3mと推定されている。
- ・寛文2年10月（1662年11月）に、大隅が大地震で「山が崩れ海が埋まり」、海が陸となった旨の江戸時代の記録（続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会）があったが、明治以降の災害資料集（日本震災凶謹攷ほか）で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされた。

(3) 宝永地震津波

- ・宝永4年10月4日（1707年10月28日）のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3～

4 mと推定されている。

- ・地震で潮水が大いに溢れ、【西之表市太平洋側の】現和村の庄司浦で人家が十軒流失したとの記録（種子島家の家譜）があり、種子島北部での津波高5～6 mと推定した論文（羽鳥、1985）がある。

2 桜島沖海底噴火に伴う津波

- (1) 安永8年10月1日(1779年11月9日)からの桜島の噴火の際、島の北東側に1年程で9島〔その後の合体や浸食により現存は4島〕が生成したが、海底噴火に伴う津波が安永9年7月6日(1780年8月6日)以降記録されている。

- (2) 安永9年8月11日(1780年9月9日)は、浪が上がること三丈【9 m】ほど、【島の西部で城下側に突き出した袴腰北側の】小池浜辺りで二丈【6 m】ほどで、10月4日(10月31日)も大浪上がるとの記録がある。

大波で〔福山町など〕近くの町や田や人家等に被害を与え、城下にまで高汐が揚がり、海辺の侍屋舗並びに町家を破損した所が多く、屋舗417ヶ所・家798軒・石垣2 km等の被災と人的被害はなかったことが幕府に報告されている。

- (3) 安永10年3月18日(1781年4月11日)、高免村の前にできた島が燃え上り、泥を吹き上げる量が膨大で、〔小池村の浜に十度、高さ七八間【13・14m】程など〕津浪の上がる規模が大きく、白浜村の男5人・女1人が波にさらわれ亡くなり、谷山からの漁師3人死亡・4人不明という記録がある分や、噴出物による被災者を含むと思われる、死者8人・行方不明者7人の幕府への報告がなされている。

3 その他

- (1) 寛延元年8月(1748年9月)の串木野・羽島や寛政元年(1789年)の串木野・島平の海沿いの神社（神社仏閣調帳）と、寛延元年9月2日(1748年9月24日)の市来・湊町の地頭館（三国名勝図会）に津波があり、宝物や書類が流失したとあるが、波源となる地震が推定されておらず、少なくとも最後の日付については、大風が吹いて薩摩半島は大潮で、市来・串木野では海辺の家が流れたり破損して死人もあったらしいとの記録（三州年代記）がある。
- (2) 安永7年8月7日(1778年9月27日)に沖永良部・湾の代官仮屋まで津波が遡上し石垣が崩れたり大魚が打ちあがった記録（沖永良部島代官系図）があるが、地震が推定されておらず、同日及び翌日に大風があつて高倉が多数倒れ船が流失したとの大島の記録（大島代官記）があり、台風など気象による高潮が疑われる。

	西暦年月日	波 源 域	遡 上 地	人 的 被 害	備 考
1(1)	1605. 2. 3	南海トラフ沿い	鹿児島全域	多数	慶長地震
1(2)	1662. 10-11	日向灘	大隅	記録なし	日向と混同か
1(3)	1707. 10. 28	南海トラフ沿い	種子島	記録なし	宝永地震
3(1)	1748. 9ほか	—	串木野、市来	記録漠然	高潮か
3(2)	1778. 9. 27	—	沖永良部	記録なし	高潮か
2(3)	1781. 4. 11	桜島北東沖	鹿児島湾北部	死亡・不明15	海底噴火か

第5章 災害の想定

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災害など、これまでも様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した県地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）

第1部 総則

第5章 災害の想定

- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

想定地震等の位置は図1.5.1、想定地震等の概要は表1.5.1のとおりである。

また、各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波は表1.5.2から表1.5.6、想定地震等に伴う津波の津波高分布は図1.5.2から図1.5.13のとおりである。

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（災害想定の概要）」（県HP）を参照

図1.5.1 想定地震等の位置図

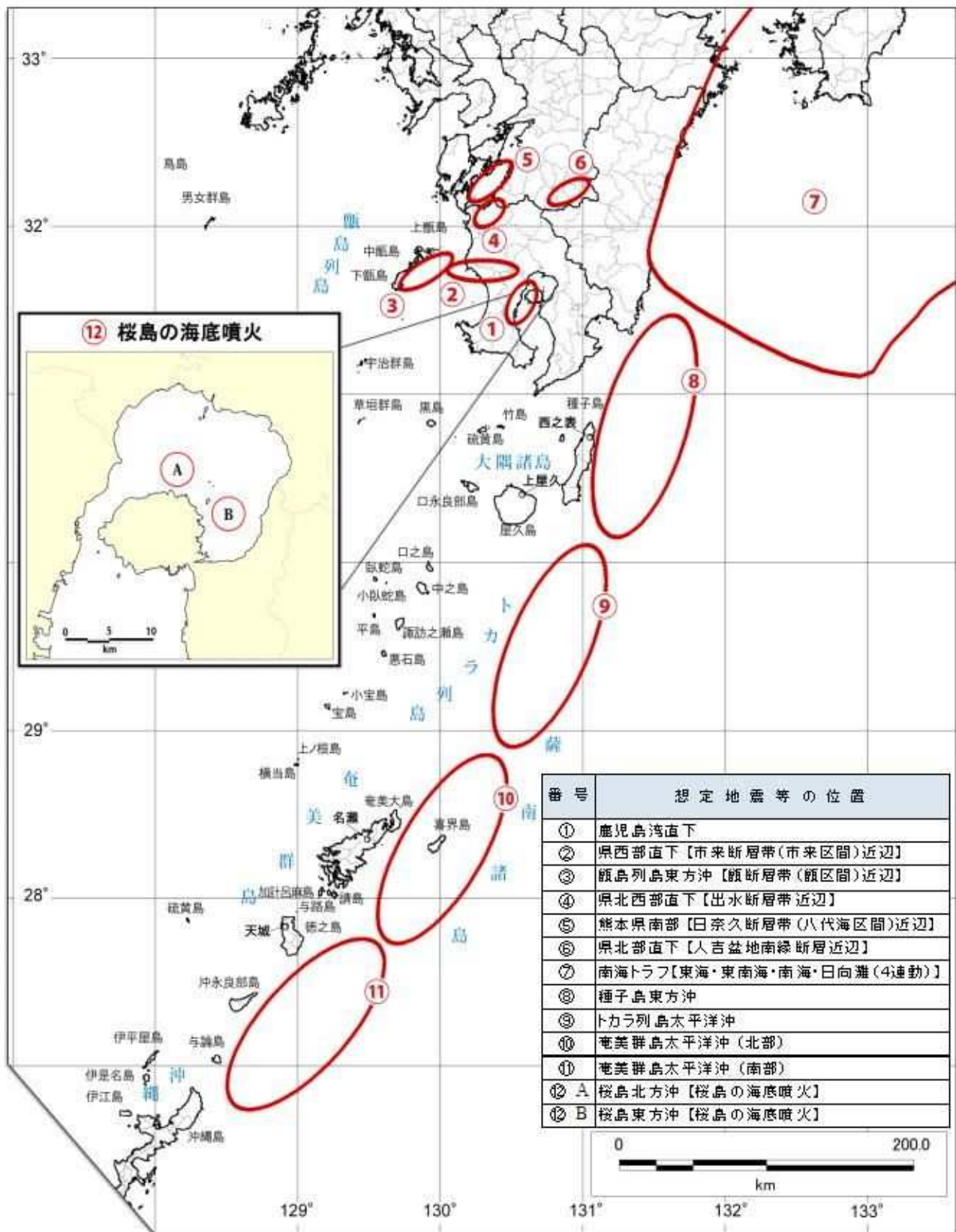


表1.5.1 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード(M_J)とモーメントマグニチュード(M_w)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード(M_J)を算出している。その後、断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。

表1.5.2 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(1)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	① 鹿児島湾直下		② 県西部直下		③ 甬島列島東方沖	
	最大津波高		最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	13	3.40	—	—	200	1.85
鹿屋市	32	2.22	—	—	339	1.74
枕崎市	57	1.67	55	1.61	122	2.31
阿久根市	—	—	37	2.20	33	4.43
出水市	—	—	—	—	91	1.87
指宿市	40	2.21	—	—	125	1.96
西之表市	121	1.37	100	1.36	129	1.82
垂水市	34	2.35	—	—	—	—
薩摩川内市(本土)	—	—	11	3.13	30	4.69
薩摩川内市(甬島)	—	—	39	2.29	19	9.25
日置市	—	—	24	3.12	28	6.58
霧島市	124	1.96	—	—	—	—
いちき串木野市	—	—	12	3.14	25	7.30
南さつま市	105	1.73	47	3.27	27	7.30
志布志市	217	1.30	356	1.27	262	1.41
奄美市	179	1.25	—	—	153	1.54
南九州市	57	1.64	59	1.59	106	2.20
姶良市	8	2.36	—	—	—	—
三島村	—	—	75	1.32	79	2.16
十島村	—	—	150	1.26	285	1.80
長島町	—	—	54	1.92	30	3.29
大崎町	113	1.27	354	1.25	212	1.37
東串良町	323	1.35	360	1.30	215	1.40
錦江町	29	1.85	—	—	191	1.87
南大隅町	42	1.73	—	—	103	1.79
肝付町	—	—	—	—	188	1.70
中種子町	212	1.35	—	—	121	1.66
南種子町	—	—	—	—	145	1.91
屋久島町	104	1.27	123	1.27	114	2.09
大和村	126	1.13	161	1.23	237	1.57
宇検村	297	1.24	—	—	332	1.40
瀬戸内町	182	1.25	—	—	342	1.41
龍郷町	223	1.30	265	1.35	252	1.96
喜界町	—	—	—	—	245	1.37
徳之島町	—	—	—	—	214	1.38
天城町	—	—	—	—	356	1.27
伊仙町	—	—	—	—	218	1.26
和泊町	—	—	—	—	193	1.32
知名町	—	—	—	—	349	1.32
与論町	—	—	—	—	349	1.26

表1.5.3 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(2)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑤熊本県南部		⑦南海トラフ (CASE 5)		⑦南海トラフ (CASE 11)	
	最大津波高		最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	—	—	117	3.17	119	3.31
鹿屋市	—	—	102	2.97	157	3.30
枕崎市	—	—	279	3.39	176	3.79
阿久根市	44	1.95	134	3.63	134	3.61
出水市	27	2.19	225	1.87	240	1.80
指宿市	—	—	185	4.42	186	4.60
西之表市	—	—	35	10.02	36	10.27
垂水市	—	—	341	3.26	355	3.29
薩摩川内市(本土)	—	—	205	2.87	216	2.83
薩摩川内市(甕島)	—	—	233	4.00	130	3.74
日置市	—	—	314	3.60	307	3.71
霧島市	—	—	151	2.43	151	2.50
いちき串木野市	—	—	306	3.27	309	3.13
南さつま市	—	—	203	3.93	155	4.23
志布志市	—	—	49	6.12	49	6.41
奄美市	—	—	57	5.60	77	5.88
南九州市	—	—	88	3.60	283	3.91
姶良市	—	—	150	2.50	150	2.58
三島村	—	—	85	3.42	91	3.96
十島村	—	—	58	6.34	59	5.88
長島町	45	2.48	340	3.40	338	3.22
大崎町	—	—	49	7.13	49	7.32
東串良町	—	—	52	7.00	48	7.37
錦江町	—	—	319	2.59	115	3.18
南大隅町	—	—	100	6.28	51	6.83
肝付町	—	—	45	7.70	46	8.54
中種子町	—	—	34	8.48	33	8.90
南種子町	—	—	32	8.99	33	8.97
屋久島町	—	—	49	10.83	49	12.01
大和村	—	—	160	3.92	97	4.64
宇検村	—	—	116	2.91	124	3.09
瀬戸内町	—	—	103	4.18	104	4.59
龍郷町	—	—	63	5.09	64	5.15
喜界町	—	—	53	4.86	53	4.89
徳之島町	—	—	188	3.47	110	3.93
天城町	—	—	151	2.42	93	2.63
伊仙町	—	—	202	3.94	152	3.69
和泊町	—	—	198	3.88	138	4.03
知名町	—	—	202	3.08	124	3.10
与論町	—	—	72	2.66	100	3.50

表1.5.4 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(3)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑧種子島東方沖		⑨トカラ列島太平洋沖	
	最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	99	2.49	96	2.63
鹿屋市	104	2.50	116	2.52
枕崎市	196	3.05	172	3.52
阿久根市	298	2.39	110	3.65
出水市	237	1.69	227	1.90
指宿市	103	2.87	138	3.42
西之表市	50	5.83	143	4.76
垂水市	145	2.34	155	2.51
薩摩川内市(本土)	181	2.37	139	3.36
薩摩川内市(甕島)	164	2.45	106	5.74
日置市	155	2.17	134	3.01
霧島市	143	2.27	152	1.85
いちき串木野市	181	2.37	139	3.24
南さつま市	160	2.65	105	3.72
志布志市	90	4.26	100	3.50
奄美市	41	2.49	48	4.53
南九州市	174	2.63	125	3.46
姶良市	139	2.22	150	1.84
三島村	76	2.48	91	3.58
十島村	42	2.67	40	8.69
長島町	119	2.05	179	2.31
大崎町	41	4.66	102	3.08
東串良町	41	4.69	108	3.37
錦江町	106	2.54	109	2.59
南大隅町	60	5.04	80	3.68
肝付町	76	4.52	78	3.51
中種子町	95	5.24	41	3.98
南種子町	104	5.68	39	6.10
屋久島町	49	4.01	36	6.97
大和村	94	1.94	55	2.86
宇検村	99	1.69	127	2.41
瀬戸内町	88	2.13	50	3.11
龍郷町	95	2.25	82	3.14
喜界町	42	2.36	126	2.71
徳之島町	92	1.83	77	2.55
天城町	214	1.41	109	1.96
伊仙町	130	1.60	122	2.06
和泊町	261	1.61	111	2.22
知名町	181	1.33	136	1.65
与論町	57	1.64	87	1.98

表1.5.5 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(4)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑩ 奄美群島太平洋沖(北部)		⑪ 奄美群島太平洋沖(南部)	
	最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市	228	2.28	206	2.16
鹿屋市	197	2.24	193	2.23
枕崎市	163	2.67	245	2.84
阿久根市	176	3.10	213	2.70
出水市	232	1.89	301	1.78
指宿市	194	2.77	189	2.45
西之表市	251	2.86	236	2.24
垂水市	199	1.91	189	1.82
薩摩川内市(本土)	174	2.48	142	2.32
薩摩川内市(甕島)	217	3.65	328	2.72
日置市	207	2.42	232	2.16
霧島市	—	—	—	—
いちき串木野市	257	2.34	182	2.26
南さつま市	112	3.27	225	2.89
志布志市	145	2.87	131	2.57
奄美市	39	8.42	49	3.83
南九州市	208	2.65	216	2.33
姶良市	—	—	—	—
三島村	195	2.16	160	1.93
十島村	46	3.86	130	2.28
長島町	326	2.13	281	1.88
大崎町	153	2.56	222	2.20
東串良町	153	2.85	221	2.47
錦江町	191	2.35	195	1.96
南大隅町	166	2.47	206	2.09
肝付町	155	2.60	222	2.36
中種子町	195	2.48	282	2.28
南種子町	171	2.95	275	2.70
屋久島町	102	3.21	207	2.12
大和村	75	4.25	86	2.80
宇検村	46	3.00	69	2.60
瀬戸内町	54	5.30	53	6.43
龍郷町	41	6.14	66	2.97
喜界町	22	5.09	35	3.13
徳之島町	70	3.77	27	7.33
天城町	119	2.24	33	4.61
伊仙町	61	3.05	25	9.60
和泊町	29	3.44	27	7.04
知名町	63	1.90	22	5.08
与論町	30	2.84	37	4.58

表1.5.6 各市町村における想定津波の波源ごとの最大津波(5)

【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

市町村名	⑫A 桜島の海底噴火(桜島北方沖)		⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)	
	最大津波高		最大津波高	
	到達時間(分)	津波高(m)	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島市【桜島港(塩屋ヶ元地区)】	13	3.08	6	5.89
鹿児島市【桜島港(宇土地区)】	11	3.40	2	7.78
鹿児島市【大燃港(黒崎町)】	10	2.99	2	12.69
鹿児島市【桜島港(新島地区)】	3	7.23	3	5.09
鹿児島市【桜島港(高免地区)】	2	12.80	11	4.08
鹿児島市【桜島港(白浜地区)】	2	7.83	10	2.50
鹿児島市【桜島港(西道地区)】	3	5.86	17	3.25
鹿児島市【桜島港(赤生原地区)】	6	3.33	14	3.06
鹿児島市【桜島港】	12	3.14	15	3.30
鹿児島市【桜島港(湯之持木地区)】	21	1.93	9	1.87
鹿児島市【鹿児島港】	9	3.35	22	3.00
鹿児島市【竜ヶ水】	4	6.62	12	3.14
姶良市【脇元】	4	7.77	12	2.97
姶良市【重富】	4	4.91	22	3.43
姶良市【松原下】	5	4.13	14	4.56
姶良市【別府川河口】	7	4.03	13	3.14
姶良市【加治木】	4	5.57	8	2.98
霧島市【神造島】	3	8.70	6	5.52
霧島市【天降川河口】	4	4.41	5	4.04
霧島市【敷根】	6	3.57	6	3.79
霧島市【福山】	5	4.17	5	8.94
垂水市【牛根境】	5	5.82	2	9.40
垂水市【二川】	7	3.24	2	7.64
垂水市【牛根麓】	15	2.79	2	7.68
垂水市【垂水港】	19	1.84	15	1.84
鹿屋市	64	1.95	49	1.95
指宿市	29	1.71	56	1.66
錦江町	56	1.71	38	1.70

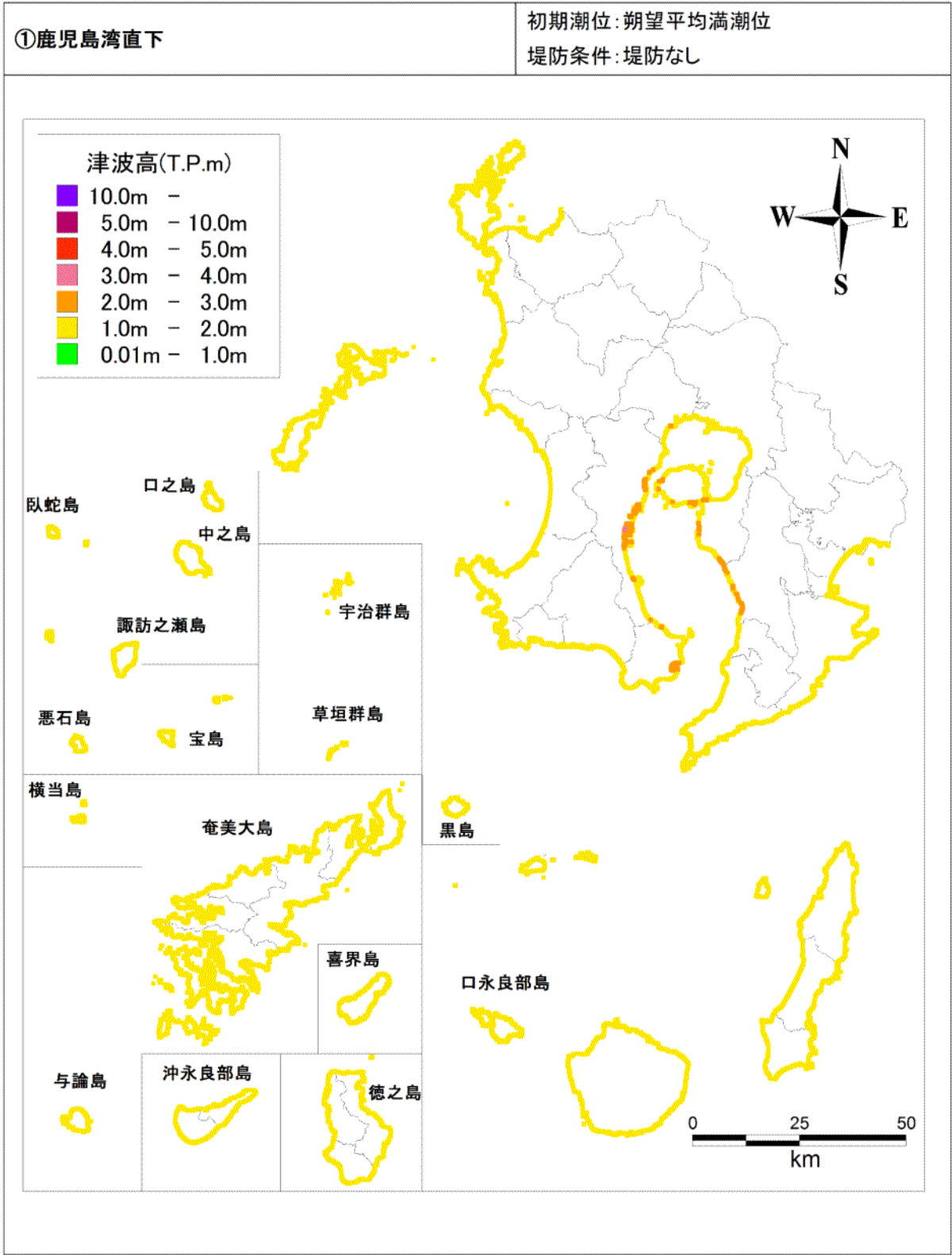


図 1.5.2 ①鹿児島湾直下の地震に伴う津波の津波高分布図

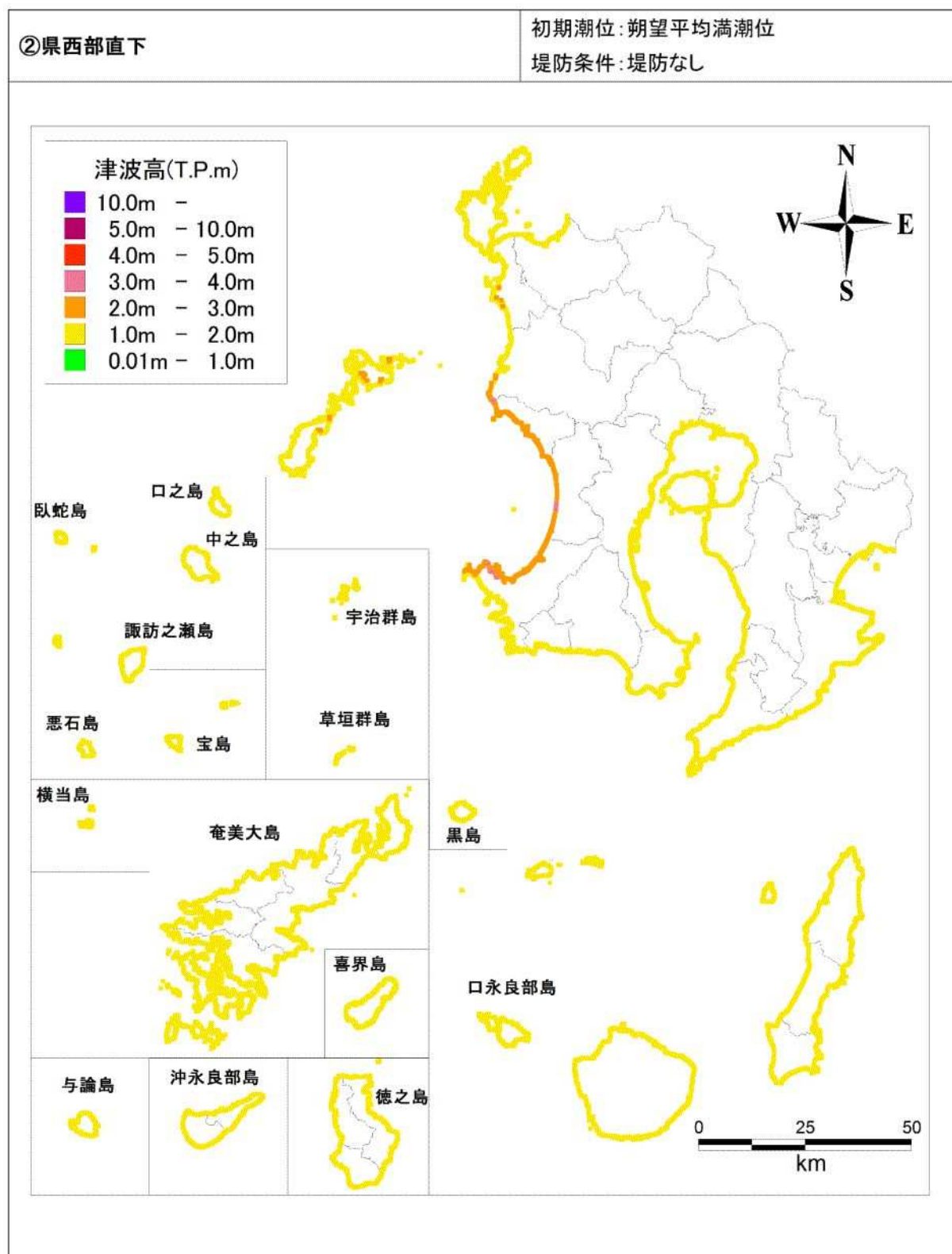


図1.5.3 ②県西部直下の地震に伴う津波の津波高分布図

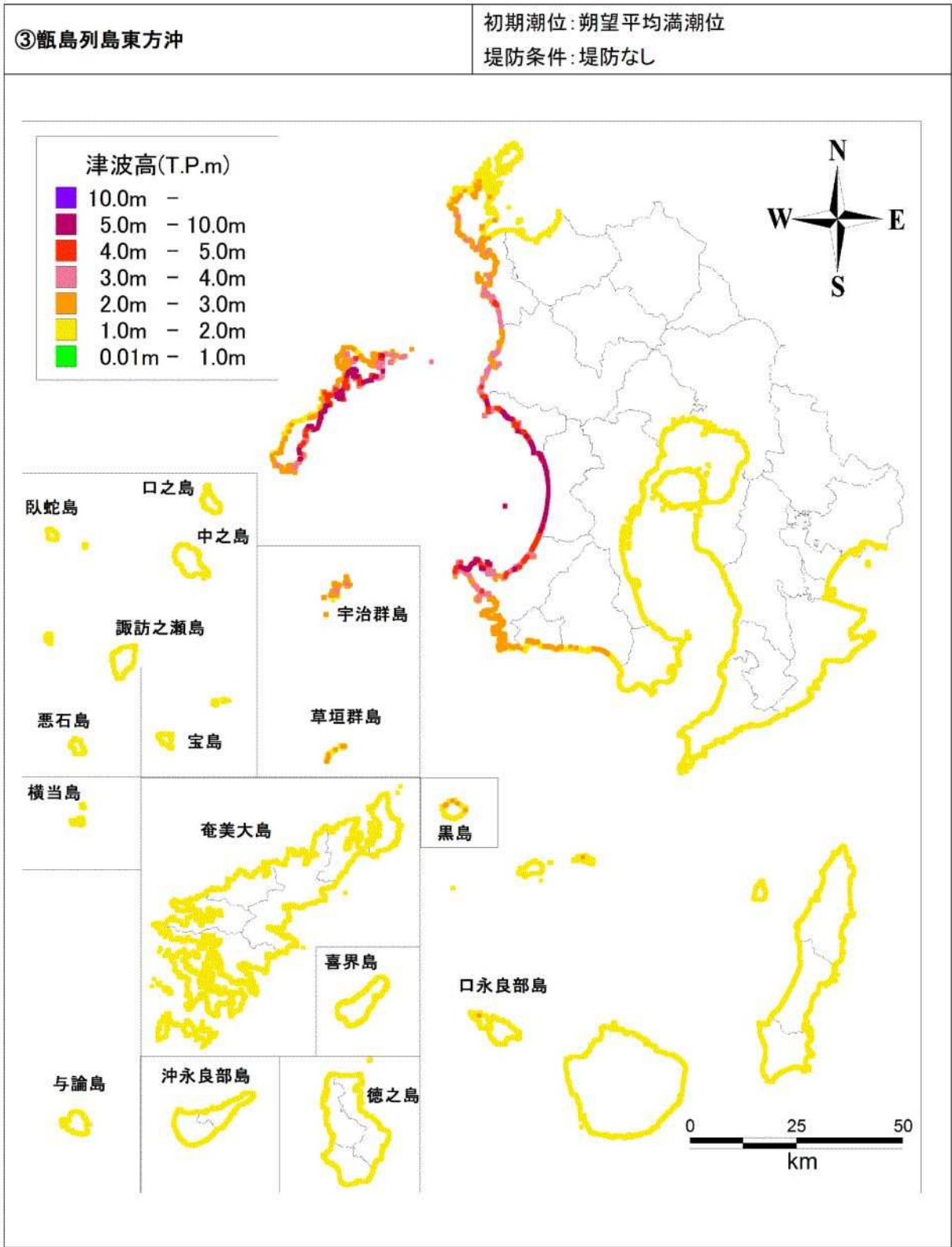


図1.5.4 ③甌島列島東方沖の地震に伴う津波の津波高分布図

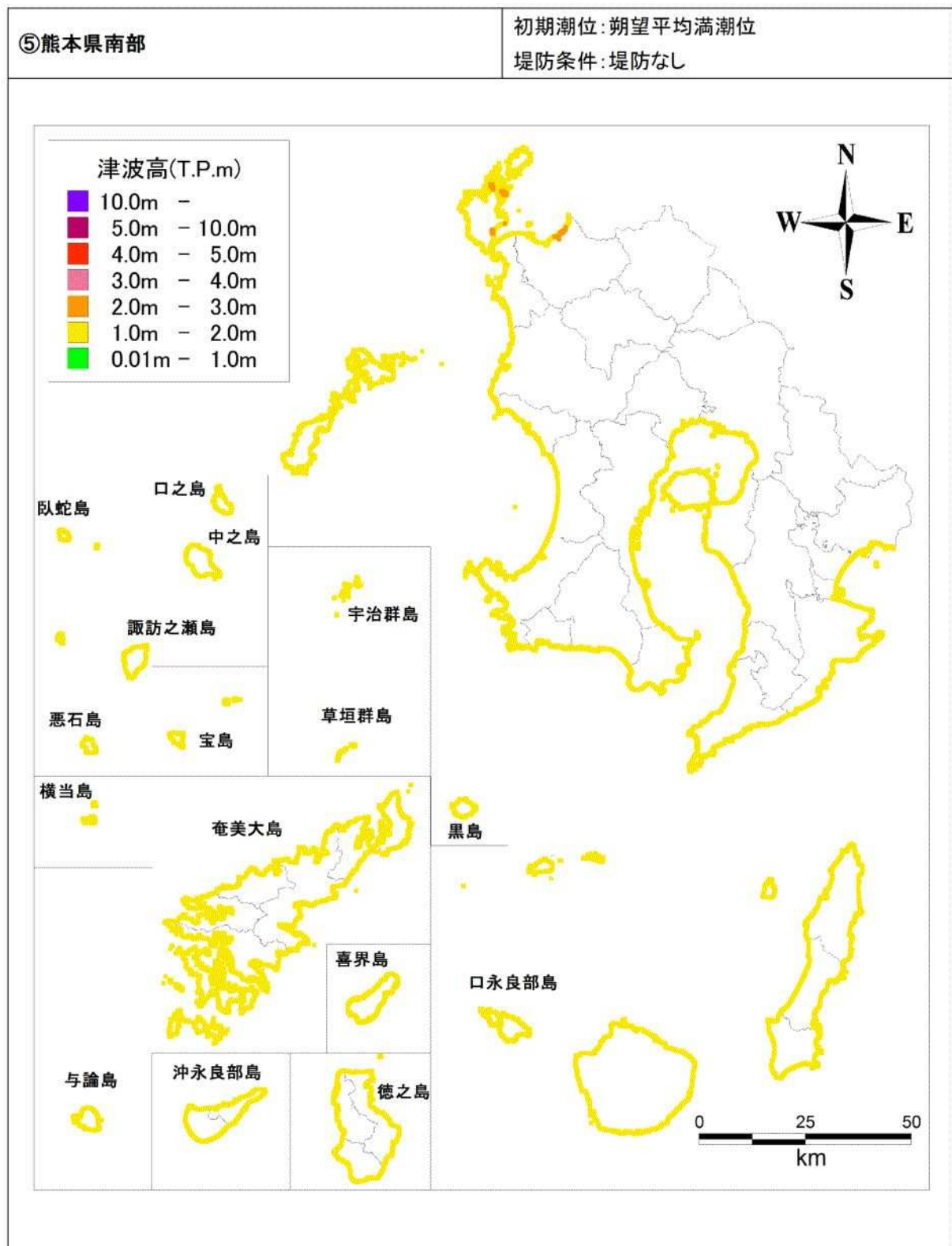


図1.5.5 ⑤熊本県南部の地震に伴う津波の津波高分布図

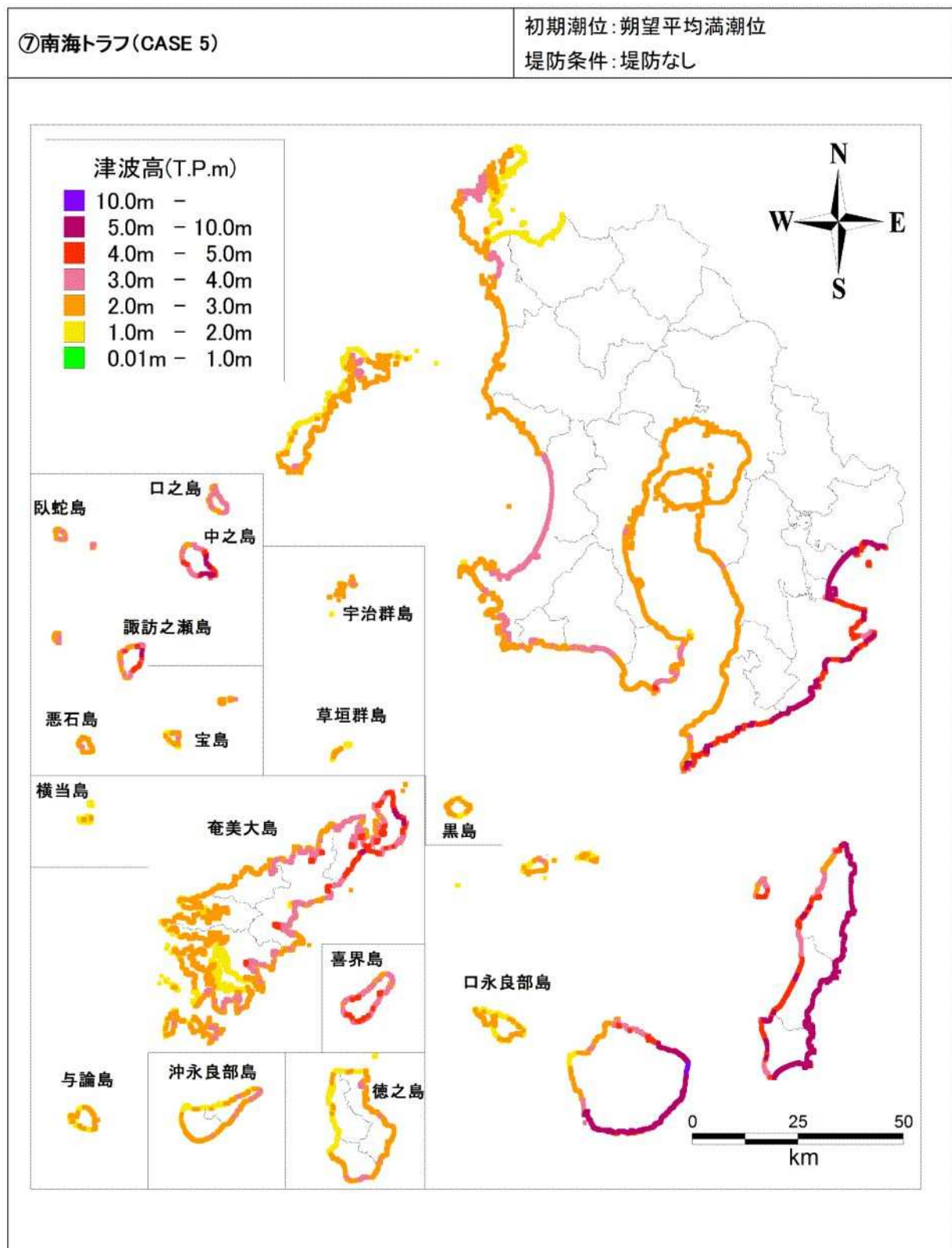


図1.5.6 ⑦南海トラフ (CASE 5) の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

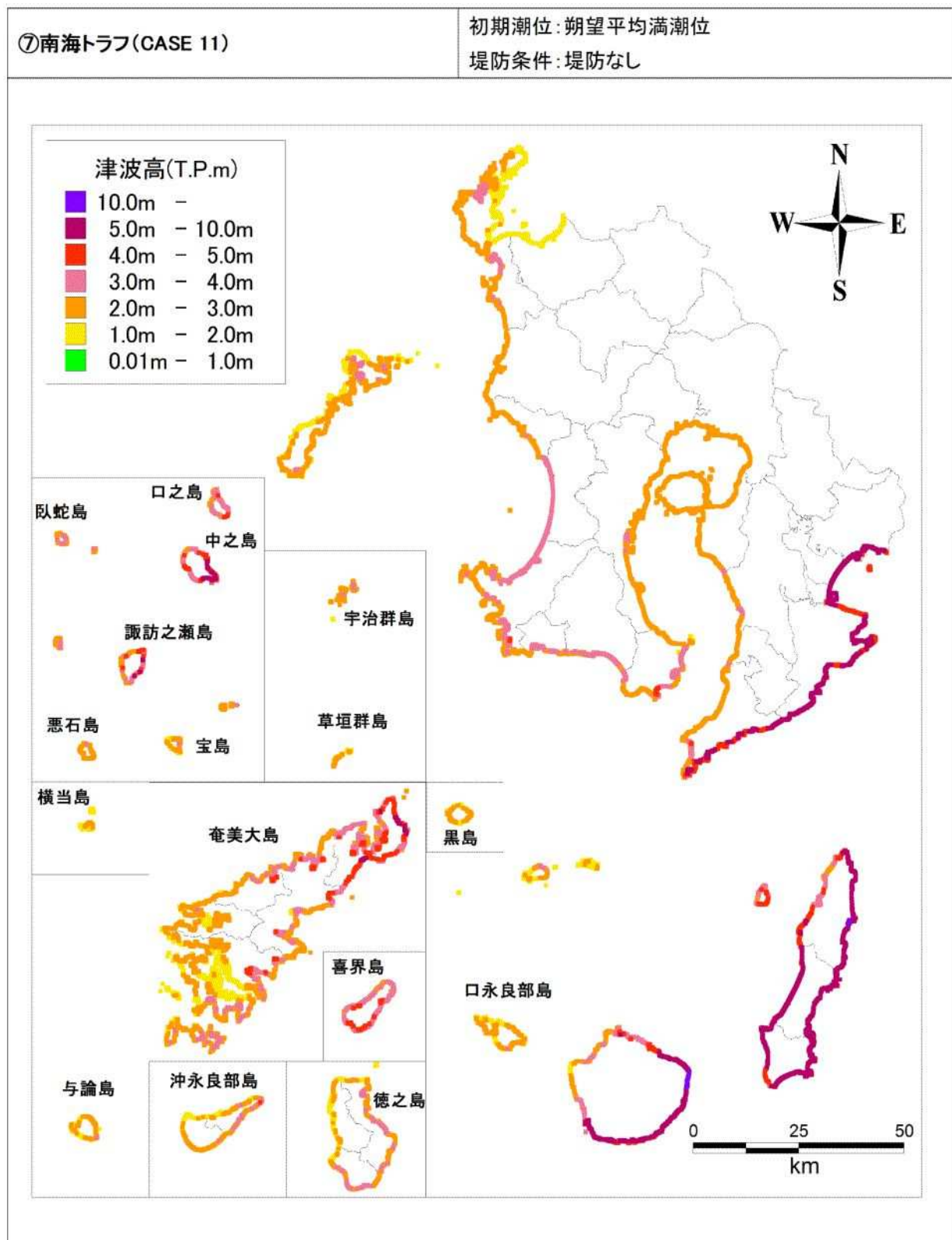


図1.5.7 ⑦南海トラフ (CASE 11) の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

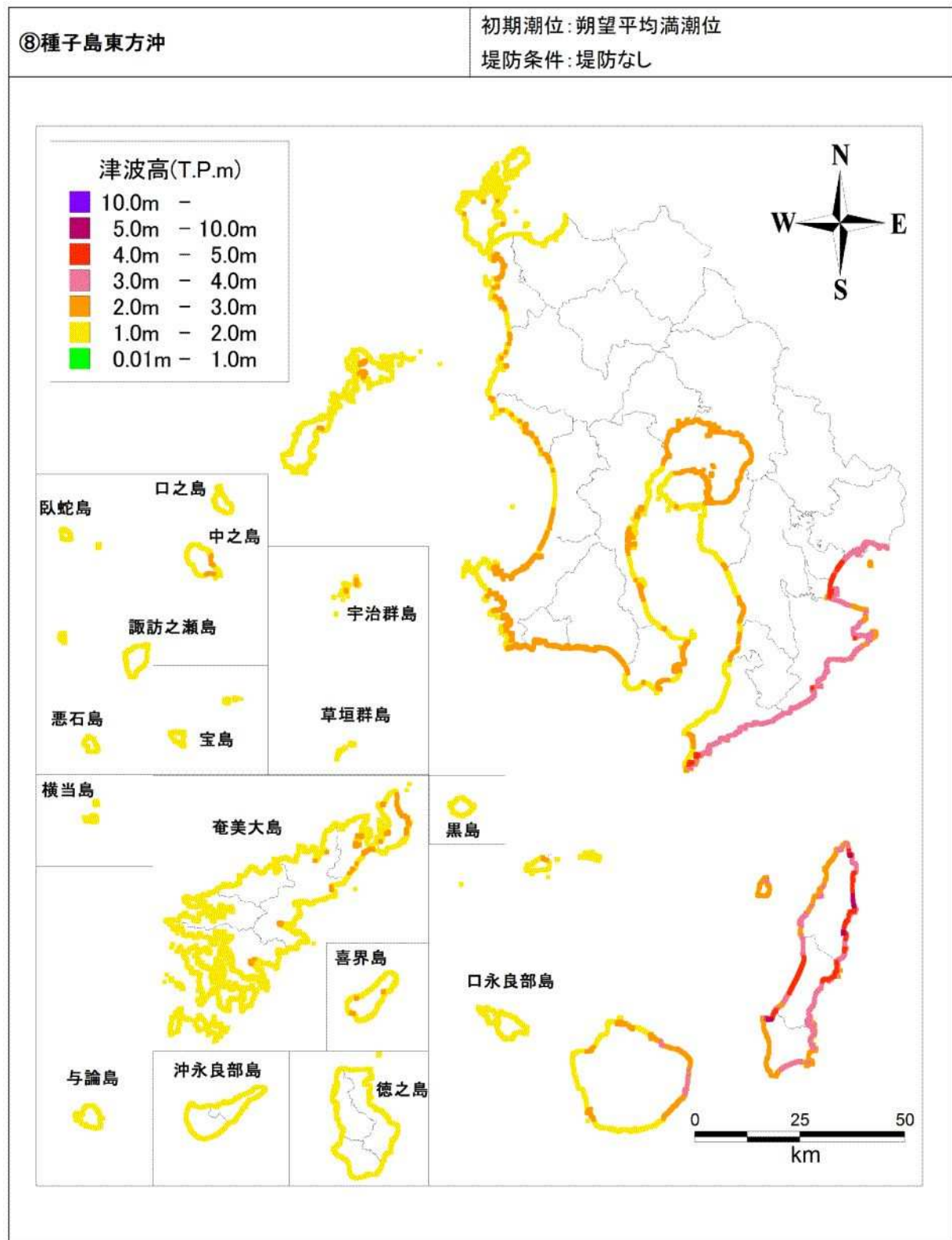


図1.5.8 ⑧種子島東方沖の地震に伴う津波の津波高分布図

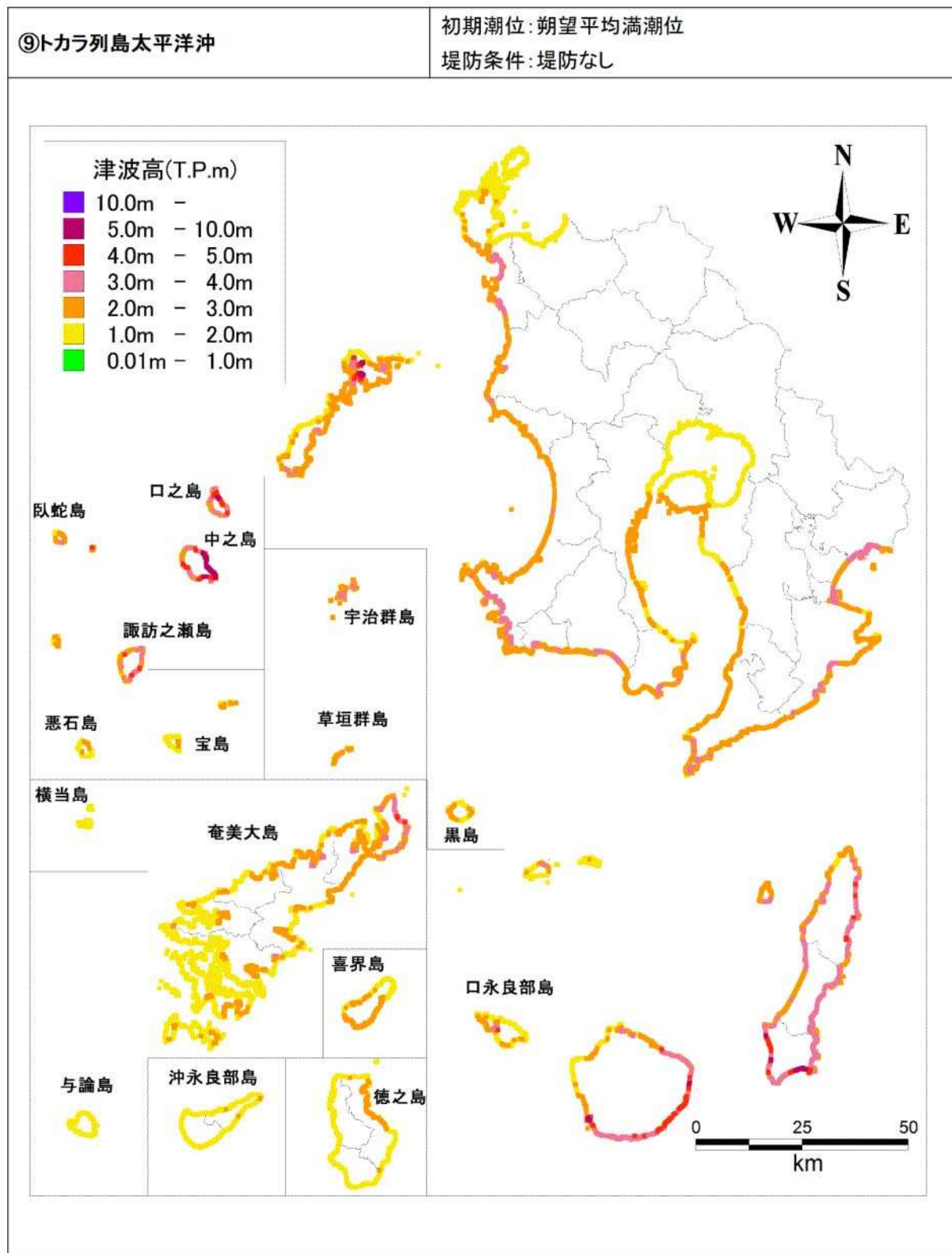


図1.5.9 ⑨トカラ列島太平洋沖の地震に伴う津波の津波高分布図

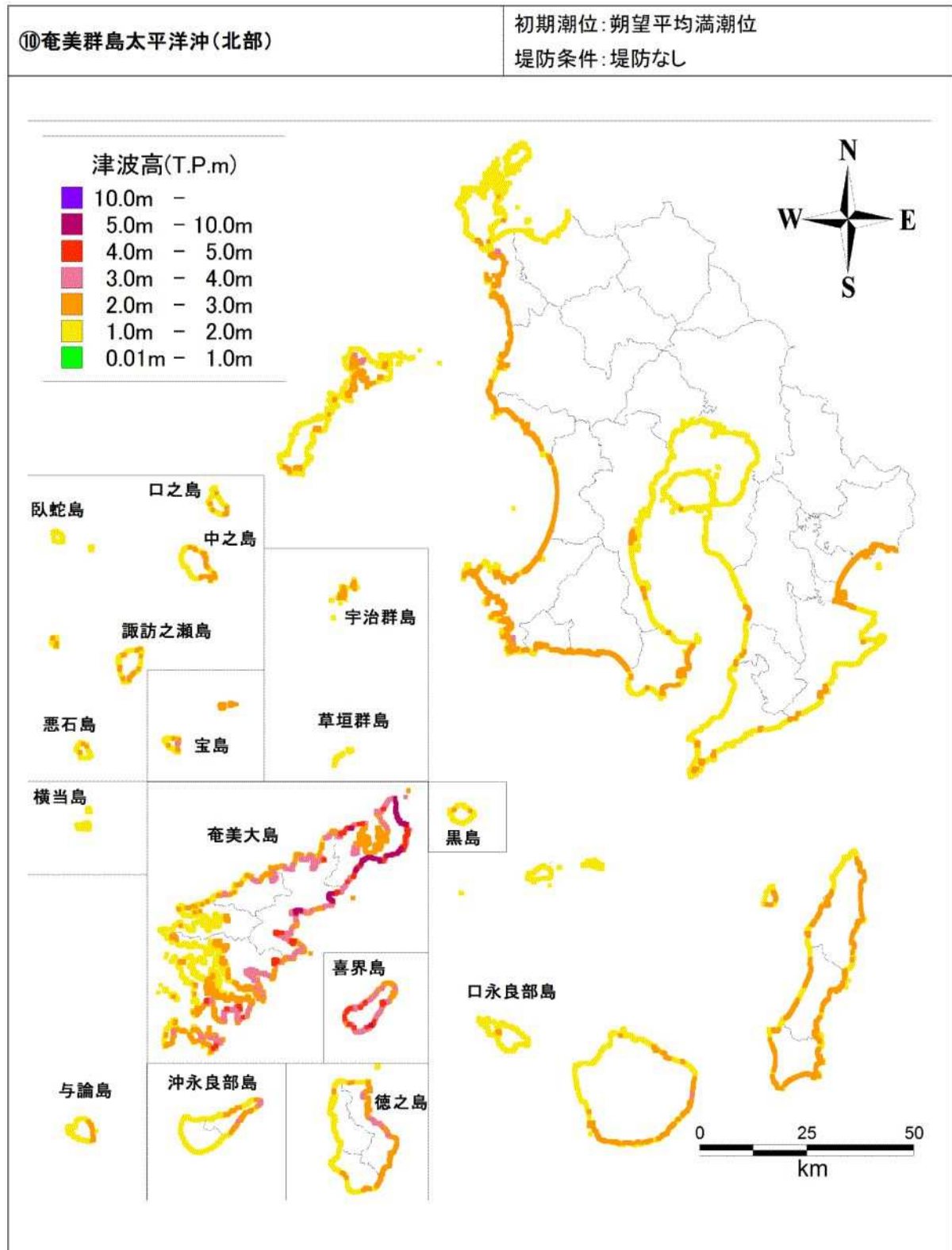


図1.5.10 ⑩奄美群島太平洋沖(北部)の地震に伴う津波の津波高分布図

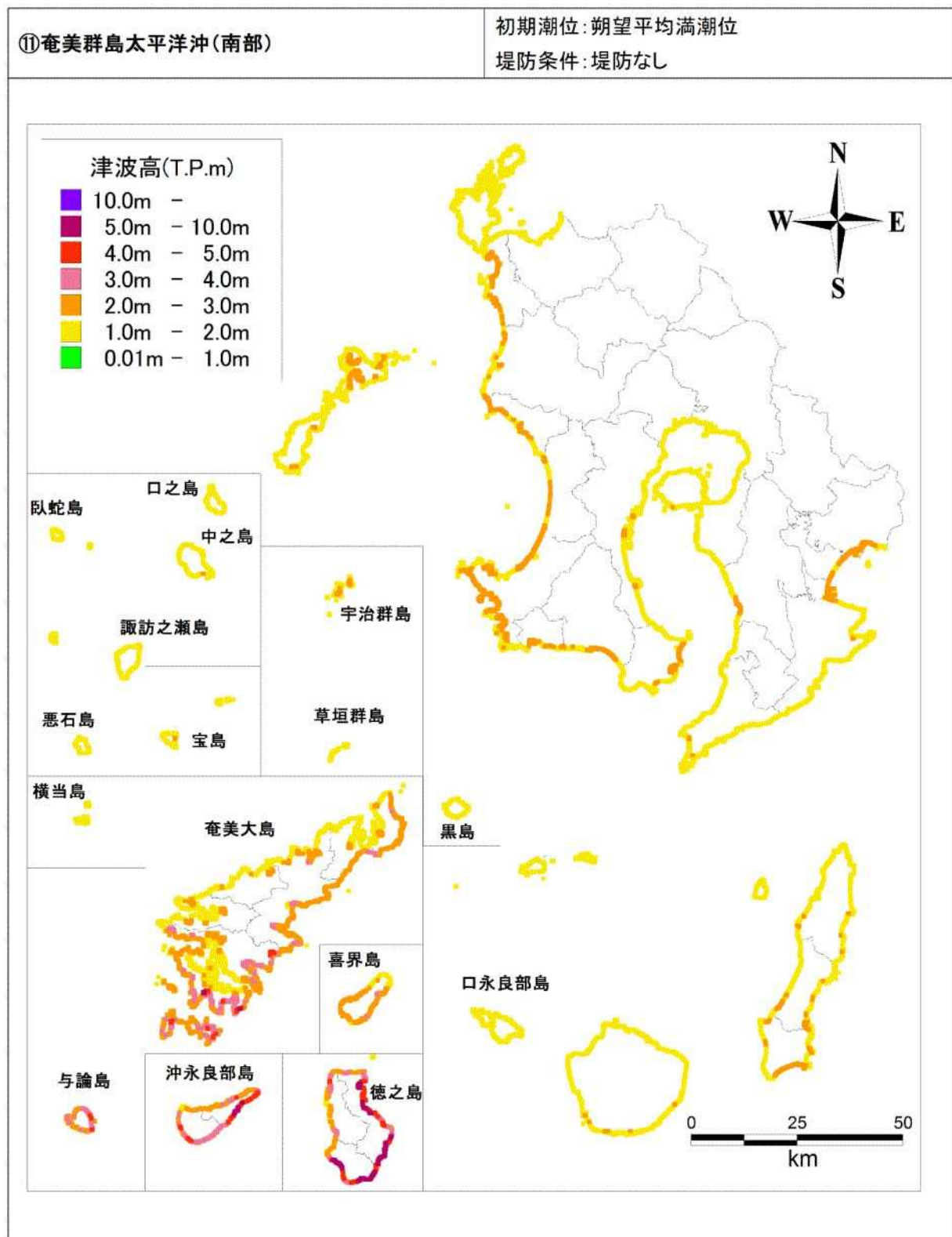


図1.5.11 ⑪奄美群島太平洋沖(南部)の地震に伴う津波の津波高分布図

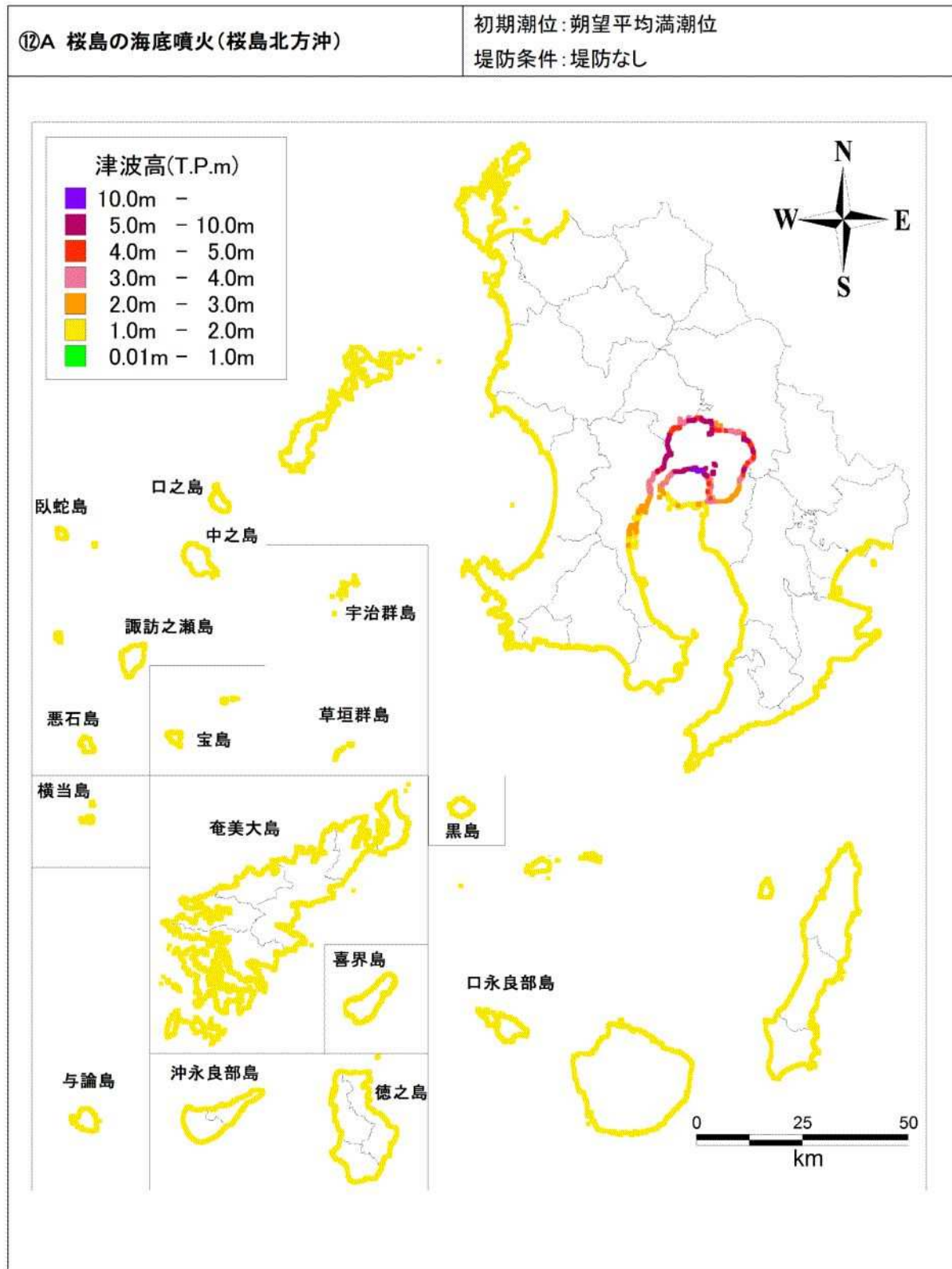


図1.5.12 ⑫A 桜島の海底噴火（桜島北方沖）に伴う津波の津波高分布図

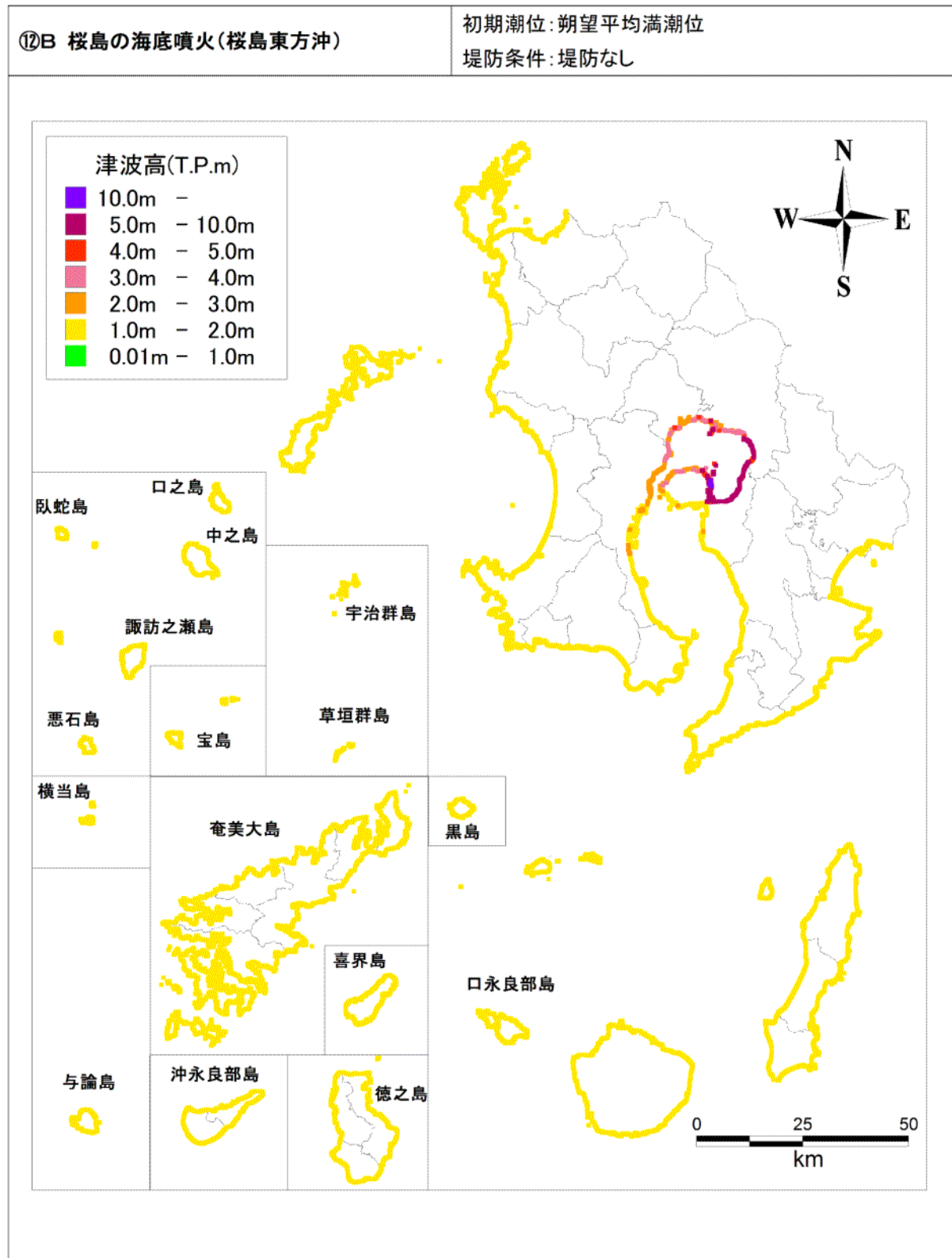


図1.5.13 ⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)に伴う津波の津波高分布図

第2節 被害の想定

第1 被害想定的前提条件

- 季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- 風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高＋呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは次のとおり。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none">・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none">・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none">・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※ 被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

第2 被害想定概要

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（被害想定概要）」（県HP）を参照

1 被害想定項目

項 目	想 定 内 容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数
人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上下水道、下水道、電力、通信（電話）、ガス（プロパンガス除く）の被害
交通施設被害	道路、鉄道、港湾・漁港、空港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

2 主な被害想定結果

各想定地震ごとの主な被害想定結果は次のとおり。

主な被害想定結果①

※ 被害が最大となるケースの県計

被 害 項 目	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甕島列島東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	12,100	13,600	1,300	3,100	1,200
うち火災	2,300	2,100	0	300	10
人的被害：死者数（人）	270	540	490	120	50
うち建物倒壊・火災	250	530	—	120	30
うち津波	10	—	480		10
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	265,200	91,700	6,600	54,800	10,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	21,700	6,800	730	2,100	680
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	3,300	6,000	260	630	100
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	3,400	4,600	230	720	120
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	25,600	2,600	0	1,300	170
道路施設被害（箇所）	390	250	60	130	80
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	180	140	30	80	30
避難者数〔うち避難所〕（人）					
被災1日後	42,900[25,800]	27,200[16,400]	5,800[3,700]	6,000[3,600]	2,800[1,800]
被災1週間後	78,600[39,400]	39,700[20,000]	4,500[2,800]	14,300[7,100]	3,500[1,900]
被災1か月後	57,900[17,400]	36,000[10,800]	5,600[1,700]	10,700[3,200]	3,200[950]
物資（食料）需要量（食）					
被災1日後	93,000	59,000	13,300	13,000	6,300
被災1週間後	142,000	71,900	10,100	25,700	6,700
被災1か月後	62,600	38,900	6,100	11,500	3,400
災害廃棄物発生量（万トン）	160	100	10	20	10
孤立する可能性のある集落数（集落）	3	3	2	1	4
被害額（億円）	13,200	9,100	2,300	2,800	1,900

（注1）—：わずか（5未満）

（注2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果②

※ 被害が最大となるケースの県計

被 害 項 目	⑥県北部直下	⑦南海トラフ	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島太平洋沖
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	130	14,900	14,100	560
うち火災	0	70	500	0
人的被害：死者数（人）	—	2,000	190	210
うち建物倒壊・火災	—	10	90	—
うち津波		2,000	90	210
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	90	118,300	108,000	7,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	0	10,300	7,800	1,200
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	—	2,600	820	290
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	—	2,900	980	330
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	0	2,300	4,300	510
道路施設被害（箇所）	10	450	640	70
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	—	120	160	—
避難者数〔うち避難所〕（人）				
被災1日後	270[160]	48,900[30,800]	37,200[22,700]	7,700[5,100]
被災1週間後	280[140]	47,200[28,200]	45,600[23,600]	3,800[3,000]
被災1か月後	270[80]	47,800[14,300]	38,300[11,500]	7,200[2,100]
物資（食料）需要量（食）				
被災1日後	580	110,800	81,800	18,400
被災1週間後	500	101,700	85,100	10,700
被災1か月後	290	51,700	41,300	7,700
災害廃棄物発生量（万トン）	—	130	120	—
孤立する可能性のある集落数（集落）	0	38	26	34
被害額（億円）	100	14,600	14,300	1,800

（注1）—：わずか（5未満）

（注2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果③

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑩奄美群島太平洋沖 (北部)	⑪奄美群島太平洋沖 (南部)	⑫A 桜島の海底噴火 (桜島北方沖)	⑫B 桜島の海底噴火 (桜島東方沖)
建物被害：全壊・焼失棟数 (棟)	3,800	1,100	200	270
うち火災	560	120		
人的被害：死者数 (人)	500	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
うち建物倒壊・火災	100	—		
うち津波	400	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
上水道被害：断水人口 (人) 被災直後	46,800	11,200		
下水道被害：支障人口 (人) 被災直後	4,300	2,100		
電力被害：停電軒数 (軒) 被災直後	2,200	1,100		
通信被害：固定電話不通回線数 (回線) 被災直後	2,600	1,400		
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数 (戸) 被災直後	440	120		
道路施設被害 (箇所)	120	110	10	10
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	—	—	—	—
避難者数 [うち避難所] (人)				
被災1日後	15,500[9,900]	8,500[5,600]		
被災1週間後	15,500[9,600]	5,500[4,300]		
被災1か月後	16,300[4,900]	8,100[2,400]		
物資(食料)需要量 (食)				
被災1日後	35,800	20,200		
被災1週間後	34,500	15,300		
被災1か月後	17,600	8,700		
災害廃棄物発生量 (万トン)	20	10	—	—
孤立する可能性のある集落数(集落)	42	44	5	3
被害額 (億円)	4,100	1,900	450	520

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注3) 桜島の海底噴火については、津波に関する被害のみを想定【桜島の大規模な噴火(海底噴火)が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能】

3 被害軽減効果

各想定地震等に対する被害軽減効果は次のとおり。

(1) 建物の耐震化による人的被害の軽減

最大被災ケース		被災度	想定結果	耐震化率90%時	耐震化率95%時
想定地震	季節・時刻		人数（人）	人数（人）	人数（人）
①鹿児島湾直下	夏12時	死者	270	160	140
②県西部直下	冬深夜	死者	540	190	150
③甬島列島東方沖	夏12時	死者	490	(※)	(※)
④県北西部直下	冬深夜	死者	120	30	20
⑤熊本県南部	冬深夜	死者	50	30	30
⑥県北部直下	冬深夜	死者	—	(※)	(※)
⑦南海トラフ (地震動：西側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑧種子島東方沖	冬深夜	死者	190	120	110
⑨トカラ列島太平洋沖	夏12時	死者	210	(※)	(※)
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	死者	500	430	420
⑪奄美群島太平洋沖(南部)	夏12時	死者	580	(※)	(※)

(※) 想定結果のうち建物倒壊による死者数がわずかなため、被害軽減効果を算定できない。

(注1) —：わずか（5未満）

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

第1部 総則
第5章 災害の想定

(2) 津波からの避難の迅速化による死者数の軽減

被災ケース		避難パターン			
想定地震等	季節・時刻	(㉞)早期避難率低	(㉟)早期避難率高	(㊱)早期避難率高 + 呼びかけ	(㊲)迅速避難
① 鹿児島湾直下	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	10	10	10
	冬18時	10	10	10	10
② 県西部直下	冬深夜	—	—	—	—
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	—	—	—	—
③ 甬島列島東方沖	冬深夜	440	200	180	50
	夏12時	480	180	100	10
	冬18時	410	150	100	10
④ 県北西部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑤ 熊本県南部	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	10	—	—	—
⑥ 県北部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑧ 種子島東方沖	冬深夜	90	30	—	—
	夏12時	120	40	—	—
	冬18時	110	40	—	—
⑨ トカラ列島太平洋沖	冬深夜	140	50	10	—
	夏12時	210	70	—	0
	冬18時	160	50	—	—
⑩ 奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	400	140	10	10
	夏12時	410	140	20	10
	冬18時	400	140	10	—
⑪ 奄美群島太平洋沖(南部)	冬深夜	470	160	10	—
	夏12時	580	200	10	—
	冬18時	550	180	10	—

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

[参考] 避難行動の違い（避難の有無、避難開始時期）

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するが すぐには避難しない (用事後避難)	
(ア)	早期避難者比率が低い場合 (早期避難率低)	20%	50%	30%
(イ)	早期避難者比率が高い場合 (早期避難率高)	70%	20%	10%
(ウ)	早期避難者比率が高く、さらに 津波情報の伝達や避難の呼びか けが効果的に行われた場合 (早期避難率高＋呼びかけ)	70%	30%	0%
(エ)	全員が発災後すぐに避難を開始 した場合 (迅速避難)	100%	0%	0%

(注) 避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災後5分後、用事後避難者は発災後15分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかると仮定する。

(3) 事前避難の有無による死者数の軽減【桜島の海底噴火に伴う津波】

※ 桜島の大規模な噴火（海底噴火）が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能。

被災ケース		事前避難	
想定地震等	季節・時刻	なし	あり
⑫A 桜島の海底噴火(桜島北方沖)	冬深夜	150	0
	夏12時	820	0
	冬18時	140	0
⑫B 桜島の海底噴火(桜島東方沖)	冬深夜	790	0
	夏12時	1,100	0
	冬18時	800	0

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

第3節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県では東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。

第2 減災目標

- ・ 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・ 津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・ 「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者が発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。
- ・ 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

第 2 部 津波災害予防

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の 基本的な考え方

- 第1節 津波災害防止対策の推進
- 第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 第3節 防災構造化の推進
- 第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 第5節 公共施設の災害防止対策の推進
- 第6節 危険物災害等の防災対策の推進
- 第7節 津波防災研究等の推進

第2章 津波災害に強い 地域づくり

- 第1節 防災組織の整備
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備
- 第3節 津波等観測体制の整備
- 第4節 消防体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 救助・救急体制の整備
- 第7節 交通確保体制の整備
- 第8節 輸送体制の整備
- 第9節 医療体制の整備
- 第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備
- 第11節 複合災害対策体制の整備
- 第12節 災害対策基金管理体制の整備

第3章 迅速かつ円滑な津波 災害応急対策への備え

第4章 県民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発
- 第2節 防災訓練の効果的実施
- 第3節 自主防災組織の育成強化
- 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 第5節 防災ボランティアの育成強化
- 第6節 企業防災の促進
- 第7節 要配慮者の安全確保

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

県及び市町村は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

県及び市町村は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

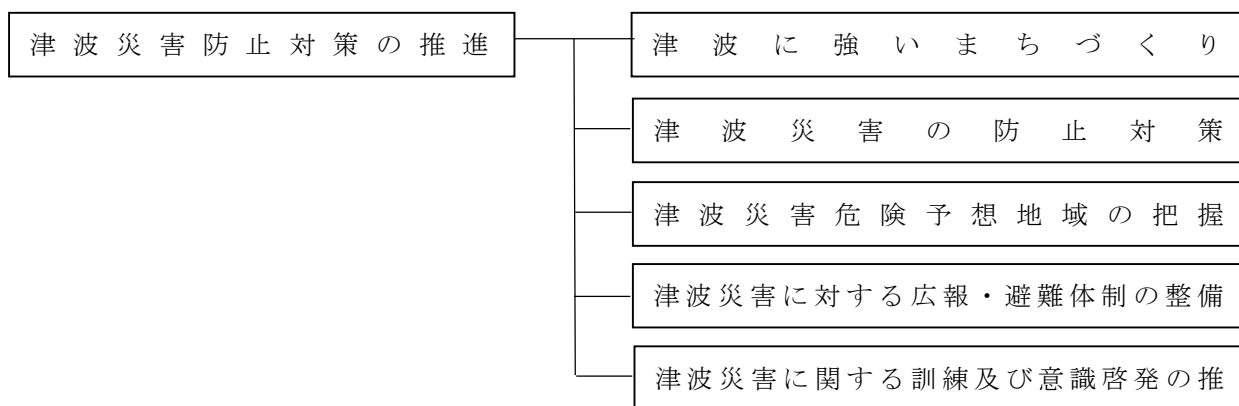
とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2章 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1節 津波災害防止対策の推進

本県は、沿岸部・島しょ部を有する地形条件や過去の津波や地震の発生状況によると、津波災害を受け易い特質がある。このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。



第1 津波に強いまちづくり

〔実施責任：環境林務部森づくり推進課、商工労働水産部漁港漁場課、農政部農地整備課、土木部監理課・道路維持課・河川課・港湾空港課・都市計画課・建築課、市町村〕

1 津波に強いまちの形成

- (1) 市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を設定する。

県及び市町村は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、統合的な施設整備に努め

る。

- (3) 県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 県及び市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (5) 県及び市町村は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (7) 市町村は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (8) 市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (9) 市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (10) 津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (11) 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- (12) 県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (13) 県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (14) 県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等

と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

- (15) 県及び市町村は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 市町村は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 市町村は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 市町村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- (5) 県及び市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

3 建築物の安全化

- (1) 県、市町村及び施設管理者は、地下街、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 県及び市町村は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

〔実施責任：九州農政局、九州地方整備局、商工労働水産部漁港漁場課、農政部農地保全課、土木部河川課・港湾空港課、市町村〕

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備状況

本県の海岸線は、大隅沿岸、鹿児島湾沿岸、薩摩沿岸、八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、北海道、長崎県に次いで長い海岸線を有している。海岸の長さや島しょ部を有するなどの地形的特質等のため、津波災害を受け易い状況にある。

海岸保全施設の整備状況等の概要は、表 2.1.2.1 のとおり。

(海岸等の重要水防箇所及び水防箇所の危険予想箇所の現況については、「鹿児島県水防計画書」参照)

表 2.1.2.1 各海岸保全施設の整備状況（令和4年3月31日現在）

所 管	概 要	海 岸 線 総 延 長	海 岸 保 全 区 域 指 定 延 長	海岸保全 区 域 内 施 設 延 長
国土交通省 (水管理・ 国土保全局)	昭和25年を初年度とし、出水海岸の保全事業をはじめ海岸法施行に伴い、昭和34年度から本格的事業を推進している。	1785.8km	192.0km	132.0km
国土交通省 (港湾局)	昭和45年から本格的に海岸保全事業を開始し、これまでに高潮、侵食等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を推進している。	436.1km	206.6km	108.6km
農林水産省 (水産庁)	漁港海岸保全区域において、昭和33年度を初年度とし、これまでに高潮、侵食等による被害を防止するため、施設の整備を推進している。	324.5km	145.6km	79.8km
農林水産省 (農村振興局)	昭和32年を初年度とし、干拓地等の農地を高潮、波浪、津浪等による被害を防止するために、海岸保全施設の新設、改修を実施している。	96.6km	94.5km	75.1km
計		2643.0km	638.7km	395.5km

(2) 海岸保全施設の整備方策

県及び市町村は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

県及び市町村は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

〔実施責任：第十管区海上保安本部、危機管理防災局 危機管理課 危機管理防災課、市町村〕

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）において、南西諸島沿いや鹿児島湾直下・南海トラフを震源とした地震や、桜島の海底噴火による津波など、計11津波の調査がなされた。

県は、この調査結果をもとに、市町村への周知・指導を図るとともに、国の機関等の実施した津波関連調査についても適宜その結果を把握して津波対策に活用出来るように努める。

2 津波危険の把握

県は、県地震等災害被害予測調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される市町村の津波災害危険予想地域の把握の指導に努める。また、津波の危険性の高い市町村は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 避難場所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難場所以外に津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部、危機管理防災局 災害対策課 危機管理防災課、市町村〕

1 避難の指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

（住民等への伝達・広報体制の整備方法は、第3章第2節「通信・広報体制の整備」参照）

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波の来襲が想定される区域について、市町村は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難場所、津波避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

（避難体制の整備方法は、第3章第5節「避難体制の整備」参照）

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

〔実施責任：第十管区海上保安本部、危機管理防災局 災害対策課 危機管理防災課、市町村〕

1 各種広報媒体を活用した津波広報

県及び市町村は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、県民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

（防災意識啓発の推進方策は、第4章第1節「防災知識の普及・啓発」参照）

2 津波災害に関する意識啓発

現在の県の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、県民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

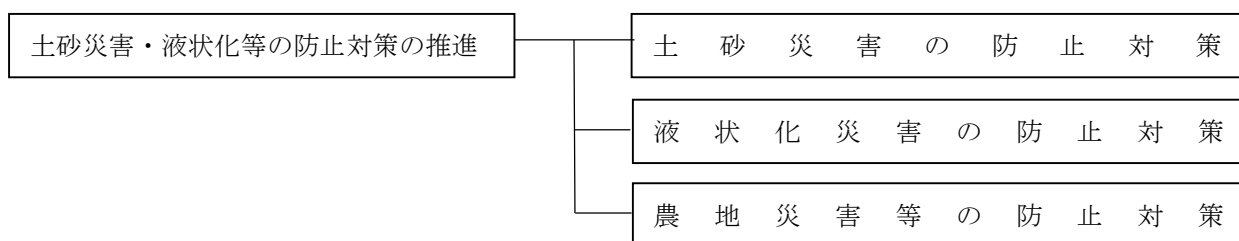
3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い市町村は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本県は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、斜面災害、液状化等の被害を受け易く、地震時においても土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

〔実施責任：九州森林管理局、九州地方整備局、危機管理防災局 ~~危機管理課~~→~~災害対策課~~危機管理防災課、環境林務部森づくり推進課、土木部道路維持課・砂防課・都市計画課・建築課、市町村〕

本県は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。また、津波をもたらす地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測される。

県及び市町村は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

第2 液状化災害の防止対策

〔実施責任：九州地方整備局、~~保健福祉部生活衛生課~~、農政部農地整備課・農地保全課、土木部道路建設課・道路維持課・河川課・港湾空港課・都市計画課・都市計画課上下水道室・建築課、市町村〕

1 法令遵守の指導

県及び市町村は、これまでの津波をもたらす地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

津波をもたらす地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、本土や島しょ部の市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、県及び市町村は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

県及び市町村は、これまで、液状化対策に関し県民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、県民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害等の防止対策

〔実施責任：農政部農地整備課・農地保全課〕

県は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、市町村と連携を図りながら、必要に応じて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震・津波災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

※詳細については、一般災害対策編第2部第1章第3節に準じる。

第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

津波をもたらす地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

なお、津波災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

※詳細については、一般災害対策編第2部第1章第4節及び地震災害対策編第2部第1章第3節に準じる。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等ライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港、河川、砂防施設、空港等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが津波や地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧を図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

※詳細については、一般災害対策編第2部第1章第5節に準じる。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、津波をもたらす地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

第7節 津波防災研究等の推進

〔実施計画：鹿児島県、市町村〕

県、市町村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市町村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

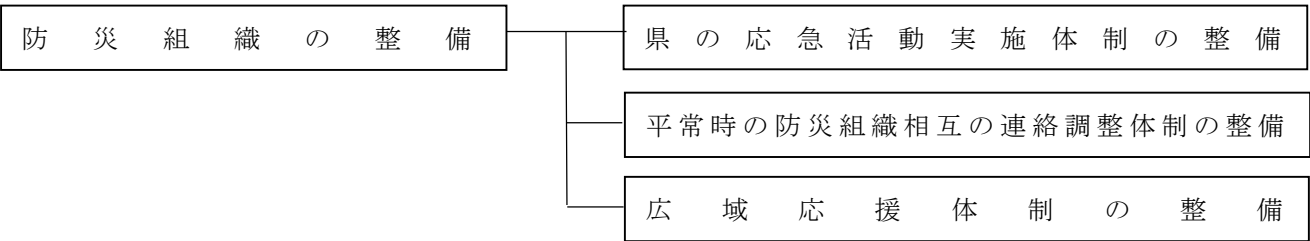
津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 県の応急活動実施体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を津波の発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、県は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、

以下の対策を推進する。

（県の動員配備体制は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

(1) 初動体制の整備

ア 災害対策職員用携帯電話の整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ危機管理防災局等主要部局の職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

イ マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

ウ 24時間体制の整備

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な津波や地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

(2) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。
（県災害対策本部の設置方法は、第3部第1章第1節第1「県の応急活動体制の確立」参照）

(1) 災害対策本部（本庁・災害対策本部室）運営マニュアルの作成

津波等の発生直後に参集してきた職員の誰もが手際よく災害対策本部（本庁・災害対策本部室）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的な研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 情報連絡体制の充実

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な津波が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互

第2部 津波防災予防

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

の連絡調整体制の整備に努める。

（県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照）

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

県、市町村及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。また、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 県による要請手続き等の明確化

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に迅速に実施できるように手続き等を明確化しておく。

(2) 市町村における連絡手続き等の明確化

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように市町村地域防災計画に明示しておく。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

県及び市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

- 1 県、市町村及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投

入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

- 2 特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎等の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

〔実施責任：九州管区警察局、危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村〕

1 他県及び九州地方整備局との広域応援協定等の締結

九州・山口9県をはじめ、都道府県及び九州地方整備局とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

（九州・山口9県災害時応援協定、その他の相互応援協力協定及び九州地方整備局との応援協定は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照。自衛隊及び災害派遣要請権者の連絡場所及び自衛隊派遣要請系統は、第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」参照）

2 市町村における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

県内の市町村は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとする。

なお、県は、大規模災害に備え、常に応援可能部隊の実態把握に努める。

4 警察災害派遣隊の整備等

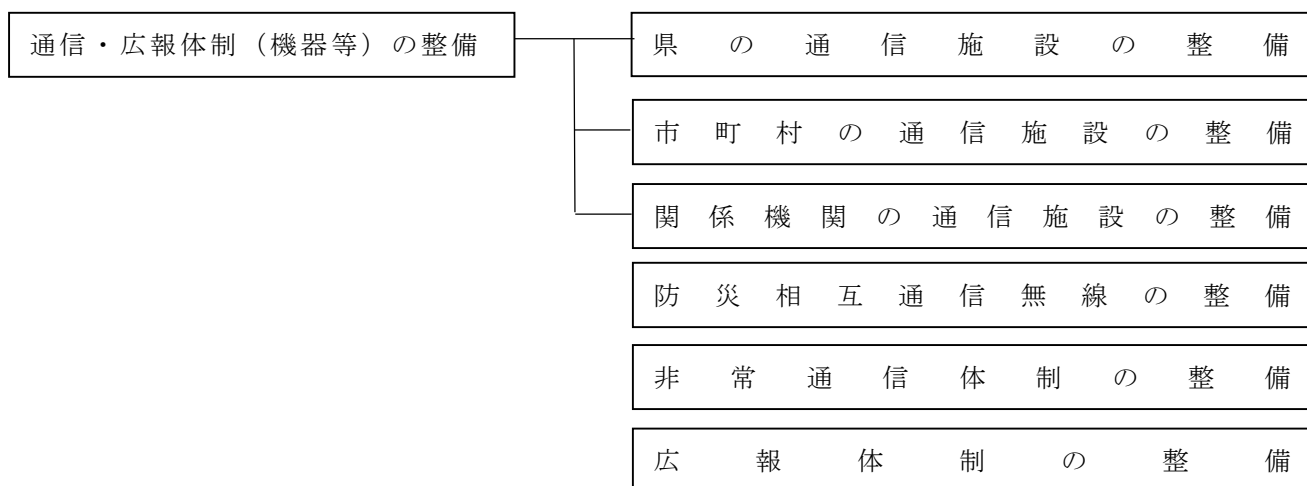
県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣制の整備等を図る。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化や通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。



第1 県の通信施設の整備

〔実施責任：九州地方整備局、危機管理防災局危機管理防災課〕

1 災害時等の通信施設の整備

(1) 県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備

県では、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するための通信手段として、防災行政無線系（地上系、衛星系）と光ネットワーク系により整備している。なお、現行の防災行政情報ネットワークの概要は次のとおりである。

《資料編 5. 1 (1) 県防災行政情報ネットワーク構成図》

ア 整備概要

(ア) ネットワークの構成

県庁と地域振興局、保健所等の出先機関及び九州地方整備局、市町村、消防本部、防災関係機関等で構成されている。

(イ) 通信回線

a 地上系固定通信回線

県庁と地域振興局等、九州地方整備局との間を回線容量の多い多重無線回線で結んでいる。

b 地上系移動通信回線

全県を通信エリアとする全県移動系回線で県庁及び各地域振興局等と土木部等所管の公用車の移動局との間を結んでいる。

c 衛星系通信回線

県庁と市町村との間を衛星系通信回線で結んでいる。

d 有線系

県庁と地域振興局、九州地方整備局、市町村、消防本部等との間を光ネットワークで結んでいる。

(ウ) システムの通信機能

a 個別・一斉通信機能

ネットワーク構成機関相互の通信、衛星通信ネットワークを配備した国や自治体等との個別通信のほか、地域振興局・市町村・消防本部等への音声・データによる一斉通信ができる。

b 映像伝達機能

県庁から衛星系通信回線を利用して、消防庁や他の自治体へ映像の伝送ができるほか、市町村では映像の受信が可能である。

c 通信統制・機器監視制御機能

県庁を全局の監視・制御局とし、ネットワークの監視を行うとともに、全局の運用状態等を集中管理しているほか、地上系通信回線及び衛星系通信回線においては災害時における通信の輻輳に対処するため、県庁に通信統制機能を備えている。

(エ) 防災上の設備強化対策

a 中継回線・ループ化、回線の2ルート化

地上系の中継回線をループ化するとともに、県庁と市町村との間を衛星系と有線系により2ルート化し、回線の信頼性確保を図っている。

b 機器の二重化・予備電源の配備

主要回線の無線機器等を二重化するとともに、全局に予備電源装置（発電機、無停電電源装置等）を配備し、機器等の障害や停電に対する安全対策を講じている。

c モバイル映像伝送の配備

災害現場等からの映像情報を、インターネット網、衛星通信回線を利用して災害対策本部に伝送するシステムを平成25年度に配備した。

(オ) 機器の保守体制

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。

なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

(2) 消防防災無線等による整備

県では、国との間で既存の消防防災無線・水防無線共用設備網を、運用している。

ア 消防防災無線回線網

県庁と総務省消防庁及び各県消防防災所管課と電話・ファクシミリによる通信ができる。

イ 水防無線回線網

第2部 津波防災予防

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

県庁と国土交通省及び各県土木部と電話・ファクシミリによる通信ができる。

ウ 中央防災無線網

県庁と内閣府との間で電話・ファクシミリによる通信及びTV会議ができる。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、県、市町村、防災航空センター及び防災ヘリ相互の通信を行う防災相互通信用の基地局及び移動局を配備している。

(4) ヘリコプター衛星通信システムの整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等による画像情報の収集・連絡システムを整備している。

2 防災情報システムの整備

県は、平成22年度に改修した災害対策本部室の防災情報システムについて、災害時に有効なテレビ会議機能、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用の可能性についての調査検討を行う。

3 県総合防災システムの整備

県は、市町村との間でインターネット及び光系ネットワークを活用し、災害情報の収集・共有・伝達が可能で県総合防災システムを整備している。

《資料編 5. 7 県総合防災システムの概要図》

国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）に接続し、国や公共機関等と横断的に共有すべき防災情報の共有化を図れるよう努める。

第2 市町村の通信施設の整備

〔実施責任：市町村〕

1 通信施設の整備対策

市町村は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市町村防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- (1) 津波危険のある地区
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (3) 地すべり危険箇所のある地区
- (4) 土石流発生危険渓流のある地区
- (5) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (6) 山地災害危険地区のある地区
- (7) 宅地造成工事規制区域のある地区
- (8) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (9) 高齢化の進んでいる過疎地区

- (10) 主要交通途絶予想箇所のある地区
 - (11) その他、市町村防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区
- 《資料編 5. 2 市町村防災行政無線等の整備状況》

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

- (1) 通信機器の操作の習熟
日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。
- (2) 通信機器の保守体制の整備
通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。
- (3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備
大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

第3 関係機関の通信施設の整備

〔実施責任：N T T西日本株式会社、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、県警察〕

1 関係機関の通信手段の充実

各関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

- (1) N T T西日本株式会社の通信手段

ア 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常一般電話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

イ 事前設置型特設公衆電話による通信確保

N T T西日本では、大規模災害発生時に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として特設公衆電話の事前設置を進めている。具体的には、避難所等へ事前に通信回線を設置することにより、災害発生時、自治体が電話機を接続することにより迅速に避難者の通信確保を図る。

（第6節別記「孤立集落対策マニュアル」参照）

- (2) 警察の通信手段

ア 警察有線電話手段

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各警察署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

イ 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各警察署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

- (3) J R電話による通信

第2部 津波防災予防

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

J R 所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い駅等を経て通信連絡する。

(4) 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、支社、電事業所等を経て通信連絡する。

2 関係機関の通信手段の活用方法の習熟

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

《資料編 5 通信施設に関する資料》

第4 防災相互通信無線の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

1 通信施設の整備対策

県、市町村及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

市町村は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

《資料編 5. 3 防災相互通信用無線の設置状況》

2 通信施設の運用の充実

県・市町村及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第5 非常通信体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき非常通信の活用を図ることとなっている。

《資料編 5. 6 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表》

2 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

第6 広報体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課〕

津波災害時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）を通じて県民に提供するため、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

（システムの概要は、第3部第2章第3節第1「県及び市町村による広報」、運用方法は、第3部第2章第3節第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照）

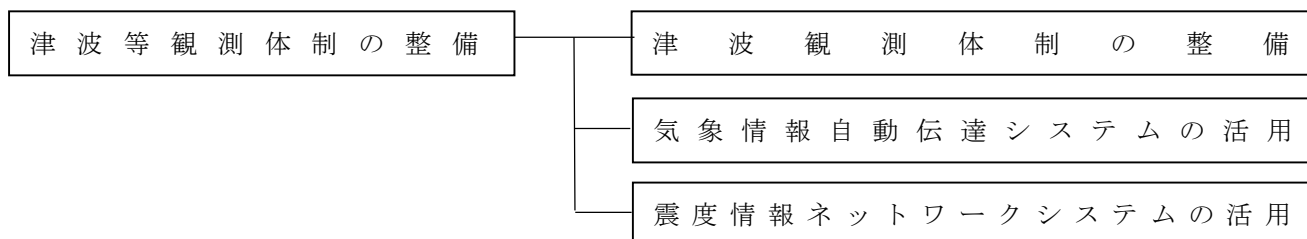
また、インターネット（県庁ホームページ、X（旧ツイッター）、県公式LINE等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）やLアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

デジタル機器の利用が困難な方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。

第3節 津波等観測体制の整備

津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 津波観測体制の整備

〔実施責任：鹿児島地方気象台、危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 鹿児島地方気象台における津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の津波や津波をもたらす地震活動等を監視するため、津波観測施設や地震計などを適切に整備配置し、津波や地震の観測を実施するとともに、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 気象庁が発表する津波警報等、津波や地震に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 津波や地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等津波や地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の津波や地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

《資料編 4. 6 地震観測点及び震度観測点》

（潮位観測所一覧は、「鹿児島県水防計画書」参照）

2 主要関係機関における津波観測体制の整備

県、市町村及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、県及び市町村は、迅速な津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

気象情報自動伝達システムの活用により、津波情報等を自動的に市町村や消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公用携帯電話に津波情報等を電子メール等で送信し、津波や地震発生時等の初動体制の確立を図る。

（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」参照）

第3 震度情報ネットワークシステムの活用

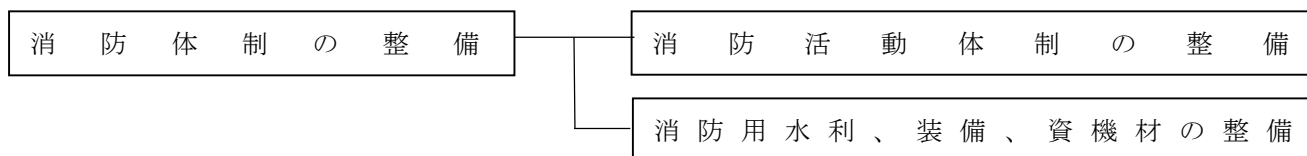
〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

（震度情報ネットワークシステムの概要及び運用方法は、第3部第2章第1節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」参照）

第4節 消防体制の整備

津波や地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。



※詳細は、一般災害対策編第2部第2章第4節に準じる。

第1 消防活動体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

(1) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成強化策の推進

県及び市町村は、以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び

女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。
また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市町村は、一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市町村は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市町村は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、工業用水道部工業用水課、市町村〕

1 消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等、水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

ウ 工業用水の活用

県が管理する工業用水を非常時における消火用水として活用する。

2 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

(1) 消防用装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

3 通信手段・運用体制の整備（消防本部・団）

(1) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、従来の無線設備及び通信方式であるアナログ通信方式を平成28年5月31日の期限までにデジタル通信方式に移行し、消防指令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、津波や地震災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

- ・ 多重無線通信機
- ・ 衛星通信システム
- ・ 早期支援情報収集装置
- ・ 津波等災害対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

イ 通信・運用体制の整備

(ア) 各消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

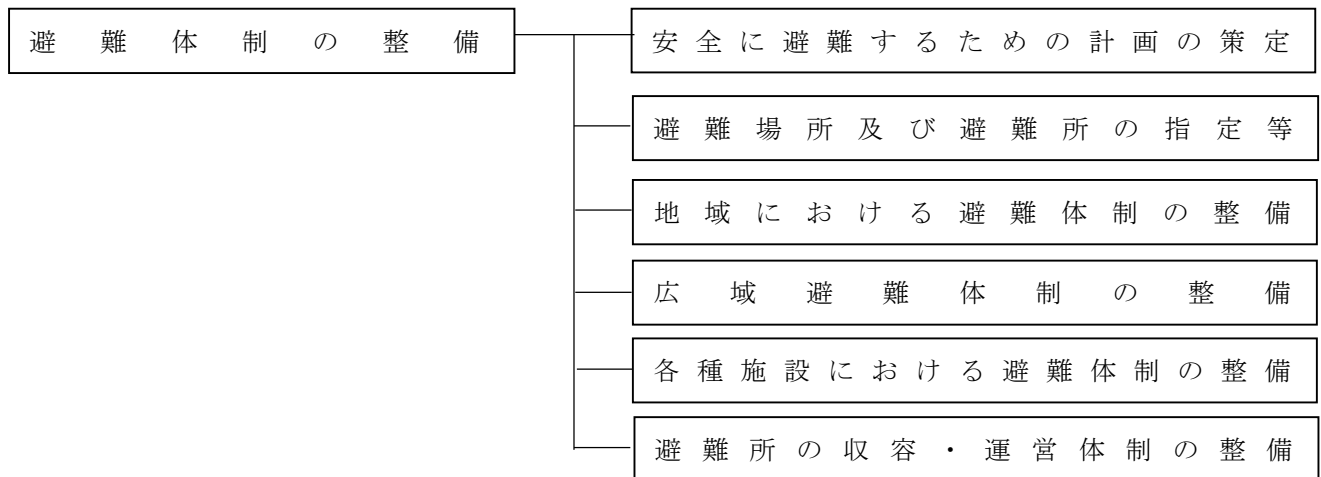
(イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

(ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5節 避難体制の整備

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。



第1 安全に避難するための計画の策定

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される市町村においては、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

県は、市町村の検討を支援するため、国のマニュアル等を参考にして津波避難計画を策定するための指針等を提示する。

- (1) 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、NPO法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。

ア 津波浸水予想地域、津波到達時間

イ 避難対象地域

ウ 避難先（避難目標地点、避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）

エ 避難困難地域

第2部 津波防災予防

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

オ 初動体制

カ 津波情報の収集・伝達

キ 高齢者等避難・避難指示の発令

ク 津波防災教育・啓発

ケ 津波避難訓練の実施

コ その他留意点

(参考：資料編「付録1 鹿児島県津波避難計画策定指針」)

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

3 避難誘導体制

- (1) 県及び市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 県及び市町村は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難場所及び避難所の指定等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、教育庁、市町村、関係機関〕

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ

方法等について、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に努める。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2) 指定避難所等

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認

第2部 津波防災予防

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、防水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

第3 地域における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、教育庁、県警察、市町村〕

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市町村長は、地震の発生に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、地震災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」を「避難指示等」と総称する。）

イ 市町村長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。

（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、第3部第2章第7節「避難の指示、誘導」を参照）

ウ 市町村長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

エ 市町村長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画及び市町村地域防災計画により行う。

(2) 避難指示等の基準の策定

ア 市町村長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、津波警報等で発表される津波高に応じた発令区域を定めるなど、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

ウ 県は、市町村に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行うものとする。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

2 自主避難体制の整備

(1) 市町村は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

(2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市町村に登録を行い、市町村が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、市町村の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身

近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、市町村は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

3 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び警鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット（市町村ホームページ、X（旧ツイッター）、県公式LINE等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

市町村長は、市町村の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

市町村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

4 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「避難行動要支援者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市町村長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市町村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

また、市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人及びボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努め、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

5 自宅療養者等の避難誘導

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等発生時における自宅療養者等の被災に備え、管内の市町村が、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認できるよう、必要に応じて把握している自宅療養者等の情報を提供する。

また、市町村は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

県は、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

第4 広域避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第5 各種施設における避難体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課・子ども福祉課、教育庁、県警察、市町村、施設管理者、関係機関等〕

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 病院、社会福祉施設の避難体制の現状

ア 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の立入検査の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、診療用の構造設備の危害防止措置、避難訓練の実

施状況等について、確認・指導を行っている。

イ 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し、本庁及び出先機関において、原則として毎年度実施する指導監査の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防煙カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い、必要に応じて改善・是正の指導をしている。

(2) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

2 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、津波や津波災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確認するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

市町村教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 市町村教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。県立中学校、高等学校及び特別支援学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導体制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

キ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第6 避難所の収容・運営体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、総合政策部国際戦略課、観光・文化スポーツ部PR観光課、男女共同参画局くらし共生協働課、教育庁、県警察、市町村〕

1 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行うこととする。市町村長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市町村長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(2) 福祉避難所等の確保

市町村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

県、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市町村独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難所の運営体制の整備

市町村は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のた

めに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3 避難所の生活環境改善システムの整備

県及び市町村は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

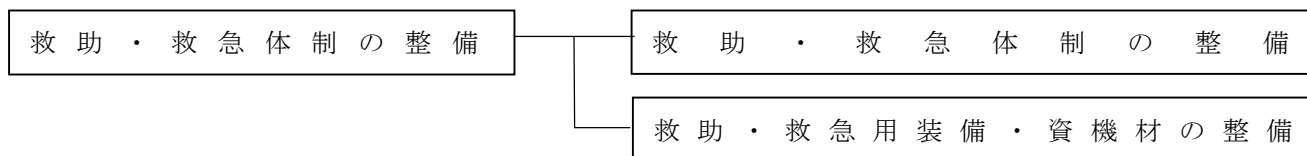
4 避難所巡回パトロール体制の整備

県及び市町村は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

津波や地震時には、浸水、建物倒壊、火災等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助、救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助・救急体制の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、保健福祉部保健医療福祉課、社会福祉課、県警察、市町村〕

1 関係機関等による救助・救急体制の整備

津波や地震時には、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(1) 市町村（常備消防を含む）の救助・救急体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 市町村は、当該市町村内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 津波や地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 警察機関の救出・救助体制の整備

ア 県警察本部救助隊、警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機、車両及び警察用船舶等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ 市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 第十管区海上保安本部の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく

(4) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(5) 自衛隊の救出・救助体制の整備

市町村や関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

2 救助の実施体制の構築

県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

3 孤立化集落対策

市町村は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地域において、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、別記「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

(1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(2) 通信機器の住民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(3) 救急患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(4) 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

孤立化集落対策マニュアル

1 目 的

- 豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・ 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・ 津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

2 孤立化集落対策

1 孤立化するおそれのある集落の把握

(1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通及び海上交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落(例)〕

□ 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。
- 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災

害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。

- 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- ※ 道路については、四輪自動車が通行可能な道路とする。

□ 海上交通の状況

- 地震又は津波による被災状況によっては、船舶の停泊施設が使用不可能となる可能性が高い。

□ 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- ・ 集落が孤立化した場合、市町村など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。
このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。
- ・ 集落内に学校や警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員（仮称）に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。
- ・ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める。
- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品など

の支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着場」という）を選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。

そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

- ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 通信事業者

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。
- ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村から孤立化している集落の発生情報の提供を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。

- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。
- (3) 道路管理者（県、市町村）
 - ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
 - ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。
- (4) 港湾・漁港管理者（県、市町村）
 - ・ 港湾・漁港管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、船舶の停泊施設への接岸等の可否状況について早期に把握するとともに、停泊施設の応急復旧の実施に努める。
- (5) 通信事業者
 - ・ 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
 - ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。
 - ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。
- (6) 警察
 - ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の搜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。
- (7) 自衛隊
 - ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターなど航空機による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。
- (8) その他の防災関係機関
 - ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。

- (参照) 第2部第1章第5節第5 3 災害対策用機器・資機材の整備
第2章第2節第3 1 関係機関の通信手段の充実
第4 1 通信施設の整備対策
第3部第1章第2節第1 3 有線通信途絶の場合の措置
第2 2 無線通信体制の整備
第2章第11節第5 1 観光客の安全確保
第3章第2節第3 3 輸送方法等（食料の輸送）
第4節第3 3 輸送方法等（生活必需品）

3 住民の救助・救急への協力

津波や地震災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から県や市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、県及び市町村は、都市部の住民の救助・救急への協力について啓発に努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の整備

〔実施責任：第十管区海上保安本部、自衛隊、県警察、市町村〕

1 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（常備消防を含む）

ア 津波や地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、各消防署・所、消防団、自主防災組織等において、必要な、救助用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関 係 機 関	整 備 内 容
消 防 署 等	(ア) 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機 (イ) 救助用ユニット（油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）） (ウ) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）
消 防 団	(ア) 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m） (イ) 担架（毛布・枕を含む） (ウ) 救急カバン
自 主 防 災 組 織	(ア) 担架（毛布・枕を含む） (イ) 救急カバン (ウ) 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） (エ) 防災資機材倉庫等

イ 津波や地震災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した津波や地震災害対策用救急車の整備を図っていく。

(2) 第十管区海上保安本部、警察、自衛隊

津波や地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両、救助用船艇等の整備・点検に努める。

2 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市町村（消防機関を含む）

津波や地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

救急用装備・資機材等の整備

区 分	整 備 内 容
車 両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材 トリアージ・タッグ

(2) 第十管区海上保安本部、警察、自衛隊

津波や地震災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車両、船艇の整備・点検に努める。

第7節 交通確保体制の整備

津波や地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

※詳細は、一般災害対策編第2部第2章第7節に準じる。

第8節 輸送体制の整備

津波や地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

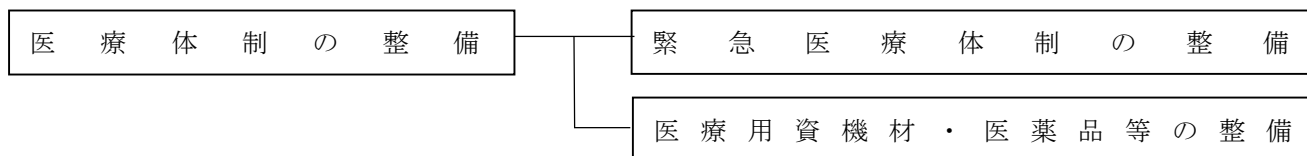
このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

※詳細は、一般災害対策編第2部第2章第8節に準じる。

第9節 医療体制の整備

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



第1 緊急医療体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・薬務課、子ども政策局子育て支援課、県立病院局県立病院課〕

1 医療体制の整備

津波や地震災害時には、各関係機関は、医療体制の整備に努めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実に努める。

(1) DMATの整備

ア 県は、被災地域内における医療情報収集と伝達、応急治療及び搬送などを行うDMATを養成する。

イ DMAT指定病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(2) 救護班体制の整備

ア 国立病院機構、公立・公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、県医師会、県歯科医師会（以下、「救護班派遣病院等」という。）は、救護班の編成計画を作成しておく。

（救護班の編成表については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

イ 救護班の相互連携体制の強化

県（保健所）は、救護班派遣病院等の各救護班の適正な配置及び相互連携体制の整備を図る。

（地域別救護班の所在地一覧表については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

(3) 救護所の設置、運営計画

県（保健所）は、市町村が設置した救護所のほか、必要に応じて、市町村が指定した避難所を中心に救護所を設置するが、その運営に関して、市町村や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

(4) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害拠点病院を県下に1か所、地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに1か所整備し、災害時の医療を確保する。

(5) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておくものとする。

(6) 情報連絡体制の充実

保健所、DMAT指定病院、救護班派遣病院等は、相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害緊急医療情報システム（EMIS）を有効活用する。

(7) 広域医療支援の強化

九州・山口9県災害時応援協定に基づく医療支援の円滑な実施のための関係者との協議、及び被災患者受入れのための医療機関調査の実施などを行う。

(8) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

ア 県は、被災地域内における専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援などを行うDPATを養成する。

イ DPAT登録病院は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(9) 県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

ア 県は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部等が行う、被災地方公共団体の保険医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行うDHEATを養成する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

(10) 災害支援ナースの整備

ア 県は、災害時に被災地等に派遣され看護業務等を行う災害支援ナースを養成し、その研修修了者の所属する医療機関等と協定を締結する。

イ 県と災害支援ナース派遣の協定を締結した医療機関等は、災害発生時に迅速に出動可能な体制を整備する。

(11) 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）との連携等

県は、リハビリテーション専門職の活動により、災害時の生活不活発病と災害関連死を防ぐため、連携等に努める。

2 後方搬送体制の整備

津波や地震災害時には、多数の負傷者の発生が予想され、各関係機関は、負傷者等の後方搬送体制の整備に努めるものとする。

(1) 後方医療施設の確保体制の整備

県は、災害時に入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するため、災害拠点病院など後方医療施設の確保体制の強化に努める。

(2) 市町村、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、市町村、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(3) トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、

日頃から訓練し習熟に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約1200ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、倒壊建物等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、県は医師会等関係機関との連携による近県市町村等への患者搬送の調整や情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

保健所は、「難病対策業務マニュアル」等に基づき、要援護難病患者・長期療養児等の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等を取りまとめた要援護難病患者等台帳を作成し、管内市町村の個別避難計画策定に必要な情報提供を行う。

市町村は、提供された情報を基に災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。

(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

- a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理
- b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立
- c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

- a 予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発
- b 市町村、医療機関等との連携による入院先や受入先の確保の調整

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

〔実施責任：保健福祉部薬務課、県立病院局県立病院課〕

1 医療用資機材・医薬品等の確保体制の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(1) 薬品補給班の編成

市町村からの医療用資機材・医薬品等の要求については、県（薬務課）が編成する薬品補給班が対応する。

（薬品補給班の編成については、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

(2) 鹿児島県薬剤師会、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定による確保体制

県（薬務課）は、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時の医療用資機材・医薬品等の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

≪資料編 8. 2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書等≫

≪資料編 8. 3 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書等≫

2 医療用資機材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、災害時緊急医薬品等確保事業で必要最小限の医療用資機材・医薬品等の備蓄を推進する。

（医療用資機材・医薬品等の備蓄の現況は、第3部第2章第11節「緊急医療」参照）

3 医療用資機材・医薬品等の輸送計画の策定

県（薬務課）は、被災市町村等への医療用資機材・医薬品等の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備

県、市町村は、その他の津波災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

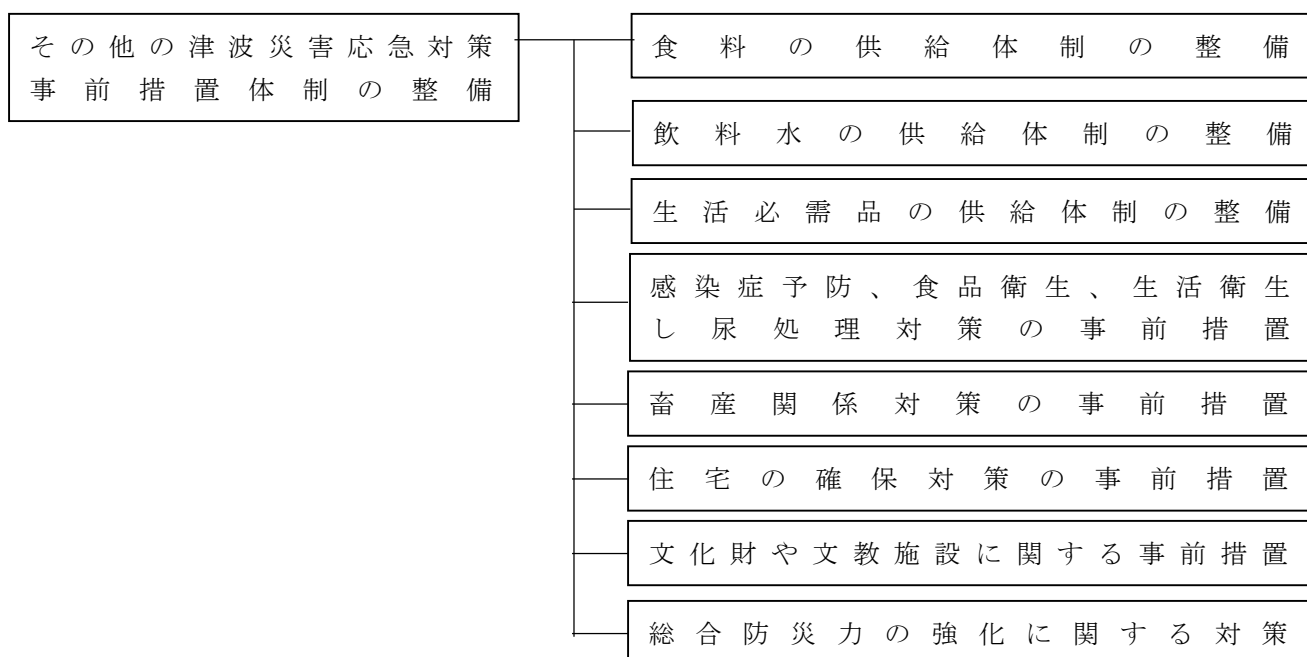
なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画や地区防災計画の作成に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

また、県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

〔実施責任：農林水産省、危機管理防災課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 食料の備蓄計画の策定

県、市町村は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定しておくものとする。

（国・県の食料の備蓄状況及び食料の在庫場所については、第3部第3章第2節「食料の供給」参照）

2 食料の調達に関する協定等の締結

県、市町村は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努めるものとする。

3 食料の輸送計画の策定

県は、被災市町村等への食料の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第2 飲料水の供給体制の整備

〔実施責任：土木部都市計画課上下水道室、市町村、水道事業者〕

1 応急復旧体制の整備

(1) 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市町村及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておくものとする。

2 応急給水体制の整備

(1) 給水能力の把握

上水道事業者は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

市町村及び上水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

県は、各市町村水道事業者の給水用資機材の保有状況を把握する。

(3) ミネラルウォーター製造業者等との協力

市町村及び水道事業者は、応急給水の方法として飲料水を確保するため、管内のミ

第2部 津波防災予防

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

ネラルウォーター製造業者を把握するとともに協力依頼に努める。

3 応急対策資料の整備

上水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

4 広域応援体制の整備

市町村及び水道事業者は、日頃から、水道施設の応急復旧及び給水車等による応急給水等について、可能な限り広域にわたって相互応援体制の整備に努める。

5 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、津波や地震災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、各水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第3 生活必需品の供給体制の整備

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 生活必需品の備蓄計画の策定

県、市町村は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

（県、市町村、日本赤十字社鹿児島県支部の衣料品・寝具類等の備蓄状況は、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンス・ストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

（被服、寝具の調達先としては、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

3 生活必需品の輸送計画の策定

県は、被災市町村等への生活必需品の輸送計画について、検討するものとする。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

〔実施責任：地方環境事務所、環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、保健福祉部健康増進課・生活衛生課、市町村〕

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

県、市町村は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ以下のとおり編成計画を作成しておく。

ア 県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は、医師1名、保健師又は看護師1名、事務連絡員1名の3名を基準とする。

イ 市町村の感染症予防班の編成員

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大規模な津波や地震が発生した場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大規模な津波や地震が発生した場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市町村は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、当該市町村の災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努め、県はその情報収集に努める。

(2) 広域応援体制の整備

県、市町村及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

5 ごみ処理対策

(1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 市町村は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(4) 国及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第5 畜産関係対策の事前措置

〔実施責任：農政部畜産振興課・家畜防疫対策課〕

- 1 適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市町村はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。
- 2 特に、家畜に必要な飼料の供給にあたっては、飼料工場や主要港等の主な飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう、国及び県内の飼料取扱業者等と積極的な協力体制の構築を図る。

第6 住宅の確保対策の事前措置

〔実施責任：土木部建築課、市町村〕

1 住宅の供給体制の整備

津波等により大きな被害が発生した場合、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県及び市町村は、住宅の供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 県は、（一社）鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整えるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、（一社）プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておくものとする。
（国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」を参照）

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、津波浸水やがけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

〔実施責任：教育庁文化財課、市町村〕

1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、厩崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第8 総合防災力の強化に関する対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、消防保安課、市町村〕

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、県全域を対象とした広域防災拠点の整備についても引き続き検討していく。

2 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、市町村消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を平行して進める。

3 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

4 災害応急対策体制の構築

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。また、発災後の事業継続が可能となるよう、重要施設等に対し、非常用電源等で使用する燃料の備蓄を呼びかけるよう努めるものとする。

5 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

6 防災行動計画

県、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第11節 複合災害対策体制の整備

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

第1 県及び市町村等の複合災害対策

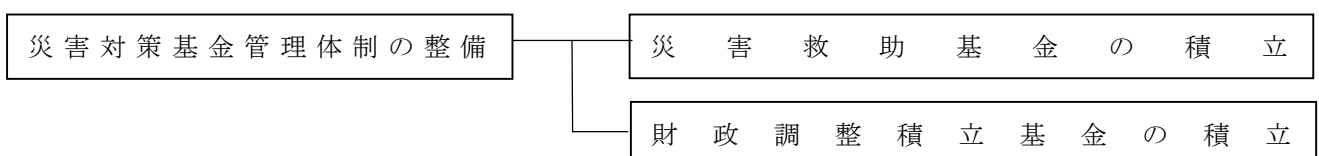
県及び市町村等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

県及び市町村等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第12節 災害対策基金管理体制の整備

県は、災害救助関係費用の支弁に関する財源をはじめ、災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金及び財政調整積立基金等の積立を行い、的確な運用を図る。



第1 災害救助基金の積立

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課〕

1 災害救助基金の積立額

災害救助法第23条の規定により災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における、地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額とする。ただし、災害救助法の適用等により、その額が最少額に満たない場合は、当該年度の最小額に達するまで積み立てるものとする。

2 災害救助基金の運用方法

災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れるものとする。なお、基金の運用は確実な銀行への預金、その他確実な債券の応募又は買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法によることとする。

第2 財政調整積立基金の積立

〔実施責任：総務部財政課〕

県は、地方自治法及び地方財政法の規定により、財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めて財政調整積立基金を設置し、その運用に当たっている。

第4章 県民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような県民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

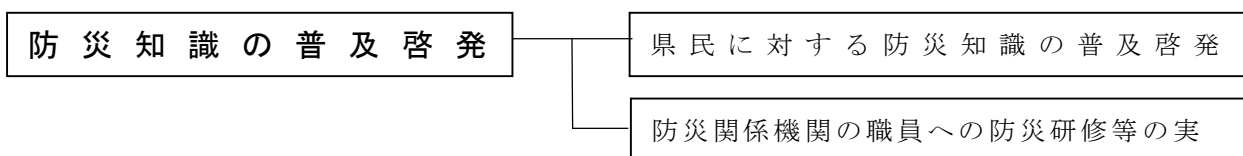
第1節 防災知識の普及啓発

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、県民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、県及び市町村は、県民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



第1 県民に対する防災知識の普及啓発

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課、教育庁、市町村、防災関係機関〕

1 基本的な考え方

- (1) 県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (2) 県及び市町村等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に

対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

ア 避難行動に関する知識

- ・強い揺れ又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることで他の地域住民の避難を促すこと
- ・大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自ら置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること

など

イ 津波の特性や津波に関する知識

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火など火山起因の津波の発生の可能性

など

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ 津波警報等の発表時や避難指示の発令時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのはではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

カ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

など

キ 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

2 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般県民、自主防災組織、町内会、各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練、情報提供を行うと共に、その内容の充実に努める。また、地域の自主防災活動、教育機関における防災教育等を支援するため県内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては、市町村等からの申請に基づき、県防災アドバイザーを活用するものとする。

3 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、県民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

県が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、テレビ、有線放送等放送施設
- イ 新聞
- ウ 県ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- オ 映画、ビデオ、スライドの製作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク SNS（X（旧ツイッター）、県公式LINE等）
- ケ その他

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

県民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

ア 県民等の責務

(ア) 県民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、市町村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 家庭での予防・安全対策

- ① 津波・地震等に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- ⑤ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ウ) 出火防止、初期消火等の心得

(エ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震等が発生した時の行動

(オ) 警報発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害危険箇所の周知

- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (ケ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- (コ) 船舶等の避難措置
- (サ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動
- (シ) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容
- (ス) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動
- (セ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 初期消火、出火防止の徹底
 - e 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - f 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
- (オ) その他

オ 災害復旧措置

- (ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ 被災地支援

キ その他、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、県、市町村その他防災機関は、「県民防災週間」（5月第4週）、「防災週間」（「防災の日」9月1日を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

4 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、県及び市町村は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

5 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市町村は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓や伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部人事課、市町村、防災関係機関〕

県、市町村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、津波や地震災害時において、県、市町村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得を心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的实施

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・市町村・防災関係機関及び県民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下のものが考えられる。

- ア 動員訓練、非常参集訓練
- イ 緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練及び対応行動訓練
- ウ 消防訓練
- エ 救出訓練
- オ 避難訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 医療・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ 燃料供給訓練
- サ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は、梅雨期前に総合防災訓練を実施する。また、大正3年に桜島が噴火した日（1月12日）を中心にして、火山、地震、津波に係る防災訓練を実施する。

市町村は、防災訓練の効果が期待できる時期に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等、土砂災害の恐れのある地域、液状化・浸水の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

(3) 訓練時の交通規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めると

きは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波や地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市町村・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人やボランティア団体等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実戦的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(1) 県が行う訓練

ア 総合防災訓練

県は、総合的な防災訓練を毎年1回時期を定め、防災関係機関と十分連携を取りながら実施する。

イ 非常通信訓練

県は、災害時において有線通信系が被災した場合等を想定し、無線通信系による通信手続の円滑な遂行を図るため、鹿児島地区非常通信連絡会及び市町村等防災関係機関と十分連携をとりながら訓練を実施する。

(2) 市町村等が行う訓練

ア 市町村の総合防災訓練

市町村長は、市町村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

市町村長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町村等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

市町村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

市町村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(3) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(4) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、百貨店等の管理者は、市町村、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実

施するように努める。

(5) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・統括

(1) 訓練成果のとりまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

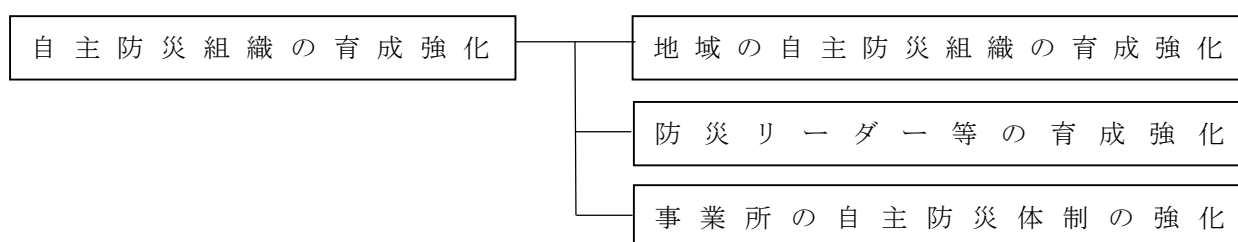
訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市町村及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、県民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

県は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、市町村への助言や県防災研修センターを活用しての自主防災組織の育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、県及び市町村は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

(3) 地域自主防災組織設立促進協議会の設置

県は、自主防災組織の結成促進や活動の活性化を目的として、各地域振興局・支庁ごとに「地域自主防災組織設立促進協議会」を設置し、自主防災組織結成の気運醸成を図るとともに、防災に係る地域課題の解消のための方策を検討する。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流発生危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消化訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、防災関係機関〕

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域の防災活動への参画を促進すると共に、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村、防災関係機関〕

1 工場、事業場等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたることが効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

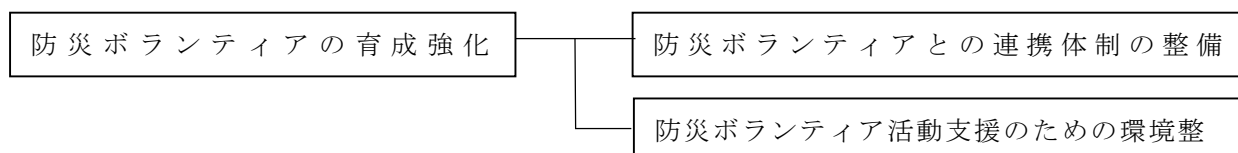
市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

津波災害時等においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・薬務課・高齢者生き生き推進課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、土木部建築課、市町村、ボランティア関係協力団体〕

1 県における連携体制の整備

津波や地震災害が発生した場合における防災ボランティア活動の環境整備を図るため、県関係所管課（次表を参照）において、平常時から、地域団体やNPO法人、ボランティア団体等の防災活動の支援やリーダー育成を図るとともに、それら団体と協力して、防災ボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等に努める。

表 2.3.4.1 ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体（登録・教育・訓練等を行う）	所管課
専門分野のボランティア			
通信	通信、情報連絡	日本アマチュア無線連盟県支部 鹿児島県赤十字アマチュア無線奉仕団	危機管理防災課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	県社会福祉協議会 日本赤十字社鹿児島県支部	社会福祉課
医療	人命救助、看護、メンタルヘルス	県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、ボランティア医療団体、日本赤十字社鹿児島県支部	保健医療福祉課 薬務課 医師・看護人材課
介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会	高齢者生き生き推進課 障害福祉課
建築判定	建物の倒壊等危険度	鹿児島県被災建築物応急	建築課

	の判定	危険度判定協議会	
通 訳	外国語通訳、翻訳、 情報提供	県国際交流協会、 ボランティア通訳	国際交流課 くらし共生協働課

ボランティア の 区 分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	所 管 課
一 般 分 野 の ボ ラ ン テ ィ ア			
生 活 支 援	物資の仕分け、配送、 食料の配給、清掃等	県社会福祉協議会、市町村 社会福祉協議会、日本赤十 字社鹿児島県支部	社会福祉課

2 市町村及び関係機関等における連携体制の整備

市町村及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人、ボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

また、市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 県による環境整備

県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時における防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう、活動環境の整備を図るため、以下に例示する取組みに努める。

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発、防災ボランティアの教育・訓練、登録等

県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携を図り、防災ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、防災ボランティアの総合的な教育・訓練、調整等を行う。また、平常時から、防災ボランティア登録の円滑化を図る。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、県は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の改善を図るものとする。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

県社会福祉協議会、日本赤十字社鹿児島県支部、その他のボランティア関係協力団

体と連携し、災害時の防災ボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施することにより、ボランティアコーディネーター等の養成を行う。

(3) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(4) 防災ボランティア拠点相互のネットワーク化

他の地域の防災ボランティア拠点との連絡調整を円滑に行えるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

(5) ボランティア活動保険制度の周知

防災ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(6) 研修に対する講師の派遣等への協力

消防学校や研修会等において、消防の分野に係る知識、技能の修得について、研修の実施や民間団体が行う研修に対する講師の派遣など協力を行う。

2 市町村による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市町村は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の改善を図るものとする。

(2) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(3) 防災ボランティア登録・把握

市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、市町村社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておくものとする。

(4) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

市町村は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入や調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(5) 防災ボランティアの活動環境の整備

市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 消防本部による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

3 警察本部による環境整備

県警察は、市町村と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の防犯団体に対し、指導、助言を行うものとする。

4 日本赤十字社鹿児島県支部による環境整備

日本赤十字社鹿児島県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは、国際赤十字委員会・各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より、防災ボランティアを養成・登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスを実施できるように、災害救助法第15条第2項に基づき、県、市町村、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

5 県社会福祉協議会による環境整備

県社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、県や市町村社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

- (1) 市町村福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受付けたボランティアの登録を行うこと。
- (2) 県社会福祉協議会策定の「災害時の福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」を必要に応じ改訂するとともに、市町村社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定を支援すること。
- (3) ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

第6節 企業防災の促進

〔実施責任：商工労働水産部中小企業支援課、危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

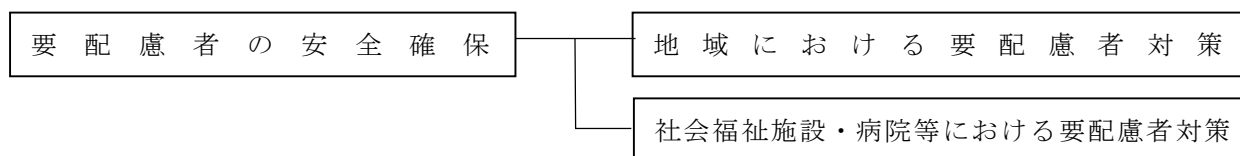
また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、市町村及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に居たる職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、市町村、防災関係機関〕

1 要配慮者の把握

市町村は、市町村の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 個別避難計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努め、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にあたっては、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

さらに、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマッ

プの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。

3 緊急連絡体制の整備

市町村長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

市町村は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配

慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

市町村は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。また、市町村は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

7 県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）の整備

ア 「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、県及び協定締結団体は、災害時等において鹿児島DCATが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修や訓練等を実施する。

イ 県は、災害発生時に迅速に出動可能な態勢を整備する。

8 障害者の情報取得等に係る体制整備

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

〔実施責任：保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課・子ども福祉課、市町村、社会福祉施設・病院等の施設管理者〕

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自動発電機等の整備や燃料の備蓄に努める。

2 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的の実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

第 3 部 津波災害応急対策

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立
- 第3節 災害救助法の適用及び運用
- 第4節 広域応援体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 技術者・技能者及び労働者の確保
- 第7節 ボランティアとの連携等
- 第8節 災害警備体制

第2章 初動期の応急対策

- 第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達
- 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第3節 広報
- 第4節 消防活動
- 第5節 危険物の保安対策
- 第6節 水防・土砂災害等の防止対策
- 第7節 避難の指示，誘導
- 第8節 救助・救急
- 第9節 交通確保・規制
- 第10節 緊急輸送
- 第11節 緊急医療
- 第12節 要配慮者への緊急支援

第3章 事態安定期の応急対策

- 第1節 避難所の運営
- 第2節 食料の供給
- 第3節 応急給水
- 第4節 生活必需品の給与
- 第5節 医療
- 第6節 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策
- 第7節 動物保護対策
- 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策
- 第9節 行方不明者の捜索，遺体の処理等
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持，物価の安定等
- 第13節 義援金・義援物資等の取扱い
- 第14節 農林水産業災害の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

- 第1節 電力施設の応急対策
- 第2節 ガス施設の応急対策
- 第3節 上水道施設の応急対策
- 第4節 下水道施設の応急対策
- 第5節 電気通信施設の応急対策
- 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策
- 第7節 鉄道施設の応急対策
- 第8節 空港施設の応急対策

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、市町村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

また、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

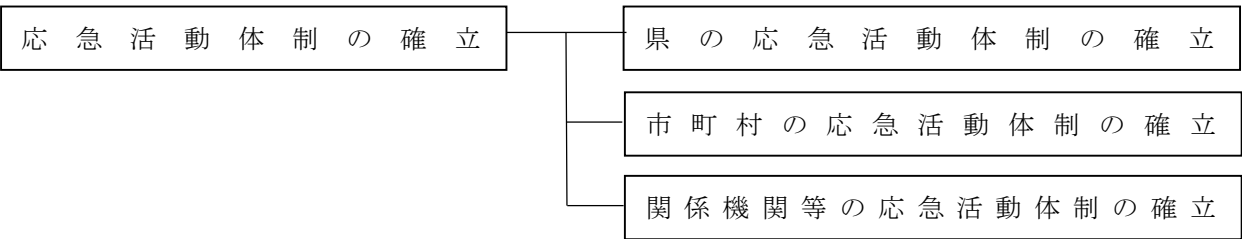
県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

鹿児島県において、津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、市町村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 県の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係課〕

※詳細については、一般災害対策編第3部第1章第1節第1に準じる。

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

県は、県の地域において津波による災害が発生した場合、国、防災関係機関、他の都道府県等と連携・協力し、津波災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、県災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請に困難を伴う市町村も生じ得るため、県は、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、市町村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

2 職員の配備体制

県は、津波発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定めた基準により配備体制をとる。

本庁における配備基準は表3. 1. 1. 1、出先機関（支部）における配備基準は表3. 1. 1. 2のとおりである。

第3部 津波災害応急対策
第1章 活動体制の確立

表 3.1.1.1 本庁における地震・津波時の参集・配備基準

体 制	基 準	参 集 ・ 配 備 基 準	活 動 内 容
情報連絡体制	1 県内に震度4の地震が発生したとき 2 県内に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	○危機管理防災局 ……4人 ○別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	小規模地震や津波等への警戒を行うため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	1 県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2 県内に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1に掲げる課 ……2人以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 1 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき 2 県内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1及び2に掲げる課 ……運営要綱第9条に定める人数 ○本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 1 地震・津波により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	○危機管理防災局 ……過半数 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
	第3配備 1 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 県内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	○危機管理防災局 ……全員 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
	第4配備 1 県内に震度6強以上の地震が発生したとき 2 県内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	○全職員	

（別記1） 人事課、文化振興課、青少年男女共同参画課、総合政策課、PR観光課、広報課、環境林務課、森づくり推進課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、農政課、農地保全課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、総務企画課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

(別記2) デジタル推進課、交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、健康増進課、障害福祉課、生活衛生課、薬務課、子ども家庭課、高齢者生き生き推進課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

表 3.1.1.2 出先機関（支部）における地震・津波時の参集・配備基準

体 制	基 準	参 集 ・ 配 備 基 準	活 動 内 容
情報連絡体制	1 管内に震度4の地震が発生したとき 2 管内に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	地域連絡協議会の事務局職員 ……2人	小規模地震や津波等への警戒を行うため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	1 県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2 県内に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたとき	連協長があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 1 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき 2 管内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたとき	支部長があらかじめ指定した職員	災害対策支部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 1 管内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 管内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で支部長が必要と認めるとき	支部長があらかじめ指定した職員	
	第3配備 1 管内に震度6強以上の地震が発生したとき 2 管内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で支部長が必要と認めるとき	全職員	

3 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な津波が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動等を実施する。

○ 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部危機管理防災対策部に航空運用調整班を設置し、関係規程に定めるところにより災害応急対策活動を実施するものとする。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を 依

頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

4 津波災害時の市町村への支援体制や外部機関との連携体制の確立

(1) 市町村への支援体制の確立

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、県は、以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより、被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。

ア 市町村の状況把握及び支援体制強化の必要性についての判断

災害対策本部の支部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制化を把握する。現地からの報告を受けた支部において、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断し、その結果を危機管理防災課（本部連絡班）に報告する。

イ 被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施

災害対策本部の支部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。被災市町村における通信連絡が困難となった場合には、危機管理防災課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局）、衛星移動局を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完する。

(2) 外部機関との連携体制の確立

県本部を設置した場合、本部と防災関係機関は、県内における災害対策の総合的、かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡調整を図るとともに、必要に応じ、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求め、応急対策を推進する。

また、津波災害時の被災現場の対策需要は、行政機関職員の能力を超えることが予想されるため、広域応援要請により、他の都道府県・市町村・消防機関・警察・自衛隊等の支援を得るほか、防災ボランティア、事業所の自衛防災組織、広域ネットワークを有する各種団体・企業等の協力を得て、状況に応じた応急対策の実施体制を確立する。

市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。

第2 市町村の応急活動体制の確立

〔実施責任：市町村〕

1 市町村の応急活動体制

市町村は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、市町村地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

(1) 市町村の災害初動体制

市町村は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、津波発生直後の災害初

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

動体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

(2) 市町村の災害対策本部

市町村は、市町村地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

(3) 市町村の現地災害対策本部

市町村は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

2 市町村の動員配備体制

市町村は、津波や地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた津波災害時の動員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第3 関係機関等の応急活動体制の確立

〔実施責任：関係機関等〕

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、津波の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 県民の役割

県民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、津波発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

2 関係機関等の動員配備体制

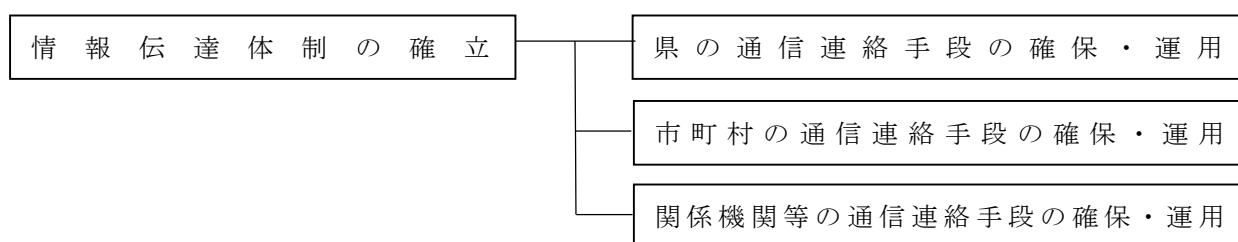
関係機関等は、津波や地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立

津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

県及び市町村は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。



第1 県の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、九州電力株式会社、

九州電力送配電株式会社、関係課〕

1 県の情報管理体制の確立（情報の共有・統制）

津波災害時は、被災状況等の情報の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。しかしながら、初動期は、被災市町村との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。

このため、以下の基本方針により、各種情報の管理・統制体制を確立する。

(1) 県防災行政情報ネットワークシステム等の運用

県は、津波災害時においては、防災行政情報ネットワークを主体とする通信系統を関係各課や関係機関等との通信にあたっての基幹通信手段とする。国と県との連絡手段である消防防災無線網とあわせて効率的に運用する。

(2) 連絡用電話の指定等

県は、外部団体や県民等に利用されることが多いN T T一般加入電話（災害時優先電話）について、事前に定められた電話の中から津波や地震災害時の連絡用電話を指定し、県本部としての窓口の統一を図る。指定された連絡用電話は防災活動以外の通常業務に使用することを制限し、通信連絡に充てる。

なお、この電話のうち特に重要な通信回線は、発信専用とする。

(3) 情報管理に必要な物的準備

情報管理のため、本部室等には、事前に整備しておいた防災行政情報通信端末、指定電話、携帯電話、F A X、コピー、パソコン（通信端末含む）等の各種機器、図面、各種資料、様式、名簿、各種マニュアル等をセットし、効率的に使用できるようにする。

(4) 情報連絡責任者

上記の手段による情報連絡を管理するため、本部室に情報連絡責任者を置く。情報連絡責任者は、対外的な情報連絡（各所属及び各機関との調整や協力等）にあたっての管理・統括上の意思決定を主とし、危機管理防災局長がその任にあたる。情報連絡の管理・統括の実務は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）が行う。

(5) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする県民への行動喚起情報をLアラート（災害情報提供システム）、テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等を通じて県民に提供できるよう、事前に締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用する。緊急情報提供システムには対外的な情報発信・情報管理の窓口としての積極的な役割を負わせる。

（緊急情報提供システム等の活用方法は、第2章第3節「広報」参照）

2 県防災行政無線の通信連絡体制の確立

津波の規模に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、県防災行政無線を主体とする通信連絡体制を確立する。

(1) 県防災行政無線の開局・統制

津波が発生直後、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）無線担当者が作動状況を点検し、通信連絡体制を確立する。この際、県防災行政無線の通信の途絶や輻輳を防止し、迅速かつ的確な通信連絡が行われ、応急対策が円滑に行われるよう留意する。

特に、被災市町村等からの情報収集をはじめとする緊急・重要通信を優先し、効果的な運用を図るため、無線担当にてシステムを統制する。

《資料編 5. 1 (2) 鹿児島県防災行政無線回線系統図》

《資料編 5. 1 (3) 鹿児島県防災行政無線回線構成図》

（第2部第3章第6節別記「孤立化集落対策マニュアル」を参照）

(2) 県と国・関係機関・市町村等との通信連絡体制の確立

県と市町村・県内関係機関との通話は、県防災行政無線の回線を利用して交信し、県と国あるいは各都道府県の防災担当課との通話については、総務省消防庁の消防防災無線網を利用し、情報連絡を行う。

(3) 県各班との通信連絡体制の確立

災害現場等に出動している職員との連絡は、県防災行政無線（移動系）により行う。

また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。県防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

3 有線通信途絶の場合の措置

津波災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

(1) 放送の要請による緊急情報伝達システムの確保

知事（本部長）は、市町村の要請を受けるなど緊急を要する場合で特別の必要があ

るときは、事前に締結された放送協定において定められた放送要請の要領に基づき、次の事項を最寄りの放送局に依頼する。

ア 依頼の内容

イ 依頼者及び放送範囲

(2) 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

ア 鹿児島県無線通信系統

イ 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社管内通信連絡系統

ウ 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社無線通信系統

エ 緊急連絡用衛星電話

オ 水防無線

カ 警察無線

キ 鹿児島県内主要無線局一覧表

《資料編 5 通信施設に関する資料》

(3) 九州総合通信局の災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を配備しており、県、市町村等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに県、市町村等は無償で貸与する。

(4) アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を依頼する。

4 電気通信設備の利用

津波災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうち、実情に即した方法で行う。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、県が、他機関の通信施設を利用する場合を想定し、平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い、情報連絡体制の確立に努める。

(1) 普通電話による通信（一般通話）

通信施設の被災状況等により異なるが、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

(2) 災害時における優先電話等による通信

ア 災害時の優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われることから活用を図る。具体的には、災害が発生した場合の有線電話についての連絡機関として、N T T西日本鹿児島支店に連絡し協力を求めるものとする。

また、県は、津波災害時に電話による通信が困難な場合、N T Tに対して公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

イ 電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信にあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報サービス取扱所に頼信するものとする。

る。

(3) 通信の途絶防止

災害が発生した場合、件は次の処置を通信事業者に依頼して、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合、衛星携帯電話の配備、小型ポータブル衛星設備、加入者系無線システム等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

(4) 通信手段の確保

災害発生時、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合、県や市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸与に努める。

(5) 非常通信の利用

県は、平常時からの通信訓練や通信活動を踏まえ、鹿児島地区非常通信連絡会等を中心とする津波災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

非常通信を利用できる時期は、津波や地震等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で有線電信、電話が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が輻輳して長時間かかるため、その非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

ア 非常通報の内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関するもの

(ロ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

(ハ) 非常事態が発生した場合で、総務大臣が無線局に命じて無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

(ニ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(ヘ) 非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ト) 遭難者の救護に関するもの

(チ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(リ) 鉄道路線、道路、電力設備、電気通信回線の損壊又は障害の状況及びその修理、復旧用資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(ル) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(レ) 災害救助法等の規程により知事が医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通報の発信資格

非常通報の利用者は原則として官公庁その他防災関係機関に限られているが、人命の救助に関するものについては個人でも利用が可能である。

ウ 非常通信依頼上の注意事項

- (ア) 頼信紙は、できるだけ無線局備えつけの用紙を使用すること。
- (イ) 無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。
- (ウ) 通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、3分以内に伝送できる程度の内容とする。
- (エ) あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れずに記入すること。
- (オ) その他、非常通信の利用並びに取り扱いに関しては、鹿児島地区非常通信協議会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないよう努めること。

(5) 防災相互通信用無線による通信

県は、災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信を行うための防災相互通信用無線（150MHZ、400MHZ）を活用し、防災関係機関との間の防災相互通信を確保し通信を行う。

第2 市町村の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：市町村〕

1 通信連絡系統

津波時の市町村の通信連絡系統としては、市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

2 無線通信体制の確立

災害時の市町村の無線通信連絡体制として、整備済みの市町村防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

3 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、オフトーク通信、N T Tの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、津波や地震時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(1) その他の各種通信手段（例）

ア 一斉同報メール

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

イ 緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。
エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

ウ ワンセグ（エリアワンセグ）

第3部 津波災害応急対策
第1章 活動体制の確立

地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

エ コミュニティFM放送

市町村内で放送を行うFMラジオ放送。

オ デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

カ データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。

通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

キ 告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第3 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

〔実施責任：関係機関等〕

1 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な津波や地震が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、市町村は災害救助法を運用する。

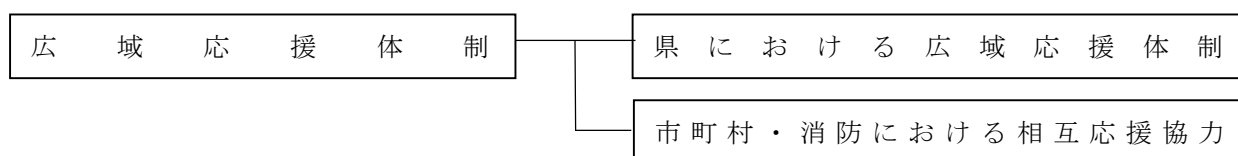
※詳細については、一般災害対策編第3部第1章第3節に準じる。

第4節 広域応援体制

大規模な津波や地震災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市町村においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 県における広域応援体制

〔実施機関：関係課〕

1 災害情報・被害情報の収集・分析

(1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る市町村からの応援要請の受付と、危機管理防災対策部本部連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 倒壊家屋件数 |
| イ | 出火件数、又は出火状況 |
| ウ | 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋件数） |
| エ | 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等） |
| オ | 市町村の応急対策の状況等 |

(2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先一覧

ア	被災地外の県内市町村	キ	カ以外の都道府県
イ	本県を所管する指定地方行政機関	ク	消防庁（緊急消防援助隊等）
ウ	本県を所管する指定公共機関	ケ	他の都道府県警察災害派遣隊等
エ	県内の指定地方公共機関	コ	その他の国の機関
オ	その他の県内の公共的団体等	カ	その他の公的防災関係機関
カ	協定のある九州・山口各県等		

(3) 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、総務対策部本部連絡班を経由して本部会議に報告するものとする。

2 応援の受入れ体制の確立

県は、鹿児島県災害時受援計画に基づき、災害の規模やニーズに応じた他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援体制を整備する。また、防災訓練等を通じて検証を行い、必要に応じて受援計画の見直しを行う。また、県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

市町村及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、県、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

（「鹿児島県災害時受援計画」の全文については、一般災害対策編第6部参照）

(1) 応援受入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

(2) 受け入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、危機管理防災対策部本部連絡班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

ア 受入ルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

(3) 応援要請の連絡

ア 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。

イ 各対策部は、関係市町村、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

(4) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国若しくは都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、総務対策部人事班と協議する。

(1) 国の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請・派遣あっせんの要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

(2) 九州・山口各県等に対する職員の派遣要請

「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく。

(3) その他の都道府県に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく。

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく

地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づく。

4 各都道府県との災害時相互応援協定

(1) 九州・山口9県災害時応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

《資料編 13. 1 九州・山口9県災害時応援協定》

(2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

《資料編 13. 5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定》

(3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

《資料編 13. 6 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定》

(4) 災害時に鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定

《資料編 13. 3 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定》

(5) 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

《資料編 13. 4 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定》

(6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定

この協定は、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県において、県が保有するヘリが耐空検査等で運休となっている期間にヘリの出動事案が発生した際、他県に要請を行うことができるものであり、県保有ヘリが運行可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は要請が可能である。

《資料編 13. 9 防災消防ヘリコプター相互応援協定》

5 国への応援要請等

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、県は災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

国（国土交通省）は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

6 九州地方整備局への応援要請

国土交通省が所管する施設に、津波や地震により大規模な災害が発生し、又は、災害の発生するおそれがある場合、鹿児島県土木部長は、必要に応じて、九州地方整備局企画部長に対し被害の状況把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材及び災害

対策車等の借用について要請する。

《資料編 13. 11 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書》

《資料編 13. 12 地方自治体等への災害対策用機械機器貸付等要領》

第2 市町村・消防における相互応援協力

〔実施機関：危機管理防災局危機管理防災課・消防保安課、市町村、消防本部〕

1 県及び市町村相互の応援

(1) 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市町村は災害が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災するおそれのある市町村のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

ア 応援を受けようとする市町村は、災害応急対策を実施するために必要な場合、他の市町村に対し、応援を要請する。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、応援を受けようとする市町村の指揮の下に行動する。

ウ 県は、応援を受けようとする市町村から要請依頼を受けた場合は、応援可能な他の市町村に対して応援の実施を依頼する。

エ 県は、災害応急対策を行う為に必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(2) 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市町村は県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対し、応援を求めることができる。

(3) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

2 消防機関の応援

(1) 鹿児島県消防相互応援協定による応援

市町村（消防の一部事務組合等も含む。）長は、大規模な津波や地震、火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

《資料編 13. 7 鹿児島県消防相互応援協定》

(2) 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

《資料編 13. 8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱》

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な津波や地震が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

※詳細については、一般災害対策編第3部第1章第5節に準じる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

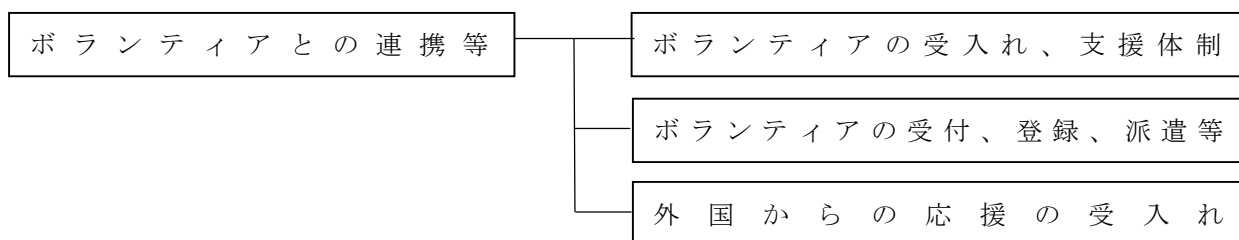
このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

※詳細については、一般災害対策編第3部第1章第6節に準じる。

第7節 ボランティアとの連携等

大規模な津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、県、市町村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、保健福祉部社会福祉課、市町村、関係機関等〕

1 ボランティア活動に関する情報提供

県及び被災市町村は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア支援体制の確立

(1) 救援支援本部における対応

県社会福祉協議会は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンターにおける対応

被災地市町村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

(3) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣等

〔実施責任：鹿児島県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、保健福祉部社会福祉課、市町村、ボランティア関係協力団体〕

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ、登録等を行う。

第3 外国からの応援の受入れ

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総合政策部国際戦略課〕

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れるものとする。

国際戦略課は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流協会等から通訳ボランティアを確保するとともに、必要な支援を行う。

第8節 災害警備体制

〔実施責任：県警察〕

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報収集に努め、県民の生命、身体及び地域の安全確保を第一義とした迅速かつ的確な災害警備活動を行うものとする。

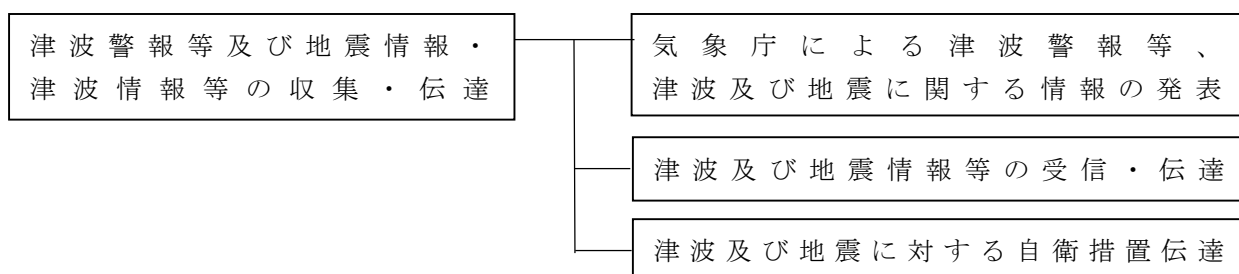
※詳細については、一般災害対策編第3部第1章第8節に準じる。

第2章 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、県、市町村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

〔実施責任：気象庁、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台〕

1 津波及び地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は、特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を表3.2.1.1に示す。

表 3.2.1.1 地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の 8 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を知覚した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250 m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

・*1 国外で発生した大規模噴火を知覚した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等で発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模を数分内に求めることが困難であることから、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表

する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という定性的表現で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

表 3.2.1.2 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
		予想される津波の高さ(最大波)区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	大津波警報や津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位(平常潮位)から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。気象庁が津波情報で発表している「予想される津波の高さ」は、海岸線での値。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 震源が陸地に近い場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 3.2.1.3 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表 3.2.1.2(津波警

情報		報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 3.2.1.4 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 3.2.1.5 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容(沿

岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点)

発 表 中 の 津波警報等	発 表 基 準	発 表 内 容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 3.2.1.6 津波予報の発表基準と発表内容

	情報の種類	内 容
津	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を発表

第3部 津波災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

波 予 報	(地震情報に含めて発表)	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

表 3.2.1.7 鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）	鹿児島県（西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。）	鹿児島県（奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市、始良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

図 3.2.1.1 鹿児島県の津波予報区地図

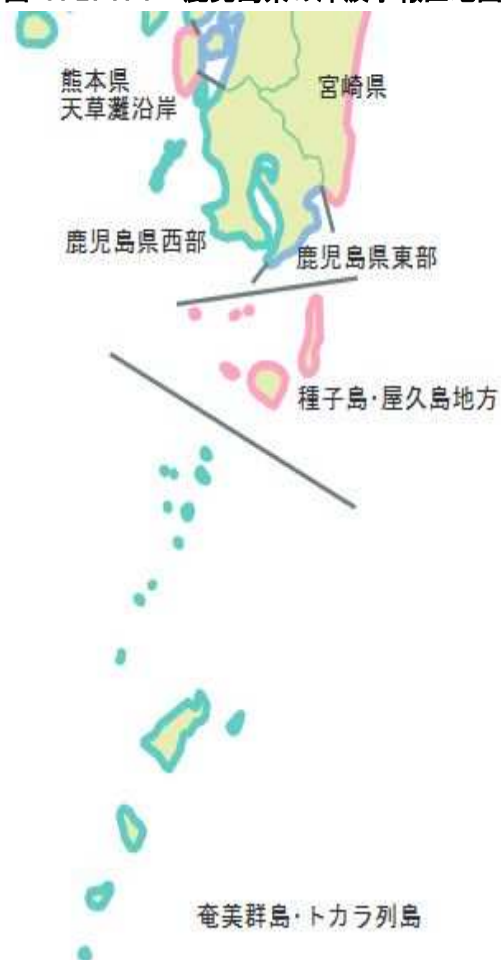


表 3.2.1.8 防災情報提供システムの通知文の例

【津波警報等の発表】

<p>ツウチツナミヨホウ 9 カゴ シマ</p> <p>*****</p> <p>平成 年 月 日 時 分</p> <p>鹿児島地方気象台</p> <p>時 分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。</p> <p>\$ 印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。 当気象台管内に関係する予報区：</p> <table><tr><td>\$ 宮崎県</td><td>大津波警報</td></tr><tr><td>\$ 鹿児島県東部</td><td>大津波警報</td></tr><tr><td>\$ 種子島・屋久島地方</td><td>大津波警報</td></tr><tr><td>\$ 奄美群島・トカラ列島</td><td>大津波警報</td></tr><tr><td>有明・八代海</td><td>津波警報</td></tr><tr><td>熊本県天草灘沿岸</td><td>津波警報</td></tr><tr><td>鹿児島県西部</td><td>津波警報</td></tr></table> <p>発表された全文は次のとおりです。 *****</p> <p>大津波警報・津波警報・津波注意報 平成 年 月 日 時 分 気象庁発表</p> <p>*****見出し*****</p> <p>東日本大震災クラスの津波が来襲します。 大津波警報・津波警報を発表しました。 ただちに避難してください。</p> <p><大津波警報></p> <p>伊豆・小笠原諸島、東海地方、近畿四国太平洋沿岸、関東地方、香川県、九州地方東部、薩南諸島、大東島地方</p> <p><津波警報></p> <p>東北地方太平洋沿岸、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内会沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、九州地方西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方</p> <p>***** 本文 *****</p> <p>\$ 印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。 大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです</p> <p><大津波警報></p> <table><tr><td>\$ 千葉県九十九里・外房、\$ 千葉県内房、\$ *</td><td>伊豆諸島、\$ 小笠原諸島、\$ 相模湾・三浦半島、\$ *</td></tr><tr><td>\$ *</td><td>静岡県、\$ *</td></tr><tr><td>\$ *</td><td>愛知県外海、\$ 伊勢・三河湾、\$ 三重県南部、\$ 淡路島南部、\$ *</td></tr><tr><td>\$ *</td><td>和歌山県、\$ 徳島県、\$ 香川県、\$ 愛媛県宇和海沿岸、\$ *</td></tr><tr><td>\$ *</td><td>高知県、\$ 大分県瀬戸内海沿岸、\$ 大分県豊後水道沿岸、\$ 宮崎県、\$ 鹿児島県東部、\$ 種子島・屋久島地方、\$ 奄美群島・トカラ列島、\$ 大東島地方</td></tr></table> <p>津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。 <津波警報></p> <p>岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京湾内湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡</p>	\$ 宮崎県	大津波警報	\$ 鹿児島県東部	大津波警報	\$ 種子島・屋久島地方	大津波警報	\$ 奄美群島・トカラ列島	大津波警報	有明・八代海	津波警報	熊本県天草灘沿岸	津波警報	鹿児島県西部	津波警報	\$ 千葉県九十九里・外房、\$ 千葉県内房、\$ *	伊豆諸島、\$ 小笠原諸島、\$ 相模湾・三浦半島、\$ *	\$ *	静岡県、\$ *	\$ *	愛知県外海、\$ 伊勢・三河湾、\$ 三重県南部、\$ 淡路島南部、\$ *	\$ *	和歌山県、\$ 徳島県、\$ 香川県、\$ 愛媛県宇和海沿岸、\$ *	\$ *	高知県、\$ 大分県瀬戸内海沿岸、\$ 大分県豊後水道沿岸、\$ 宮崎県、\$ 鹿児島県東部、\$ 種子島・屋久島地方、\$ 奄美群島・トカラ列島、\$ 大東島地方	<p>津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。 <津波注意></p> <p>北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、北海道太平洋沿岸北部、北海道日本海岸沿岸南部、青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾、山形県、新潟県上中下越、佐渡、富山県、石川県能登、石川県加賀、福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、沓岐・対馬</p> <p>以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます 伊豆諸島、静岡県、愛知県外海、和歌山県、高知県</p> <p>***** 解説 *****</p> <p>東日本大震災クラスの津波が来襲します。 ただちに避難してください。</p> <p><大津波警報></p> <p>大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p><津波警報></p> <p>津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p><津波注意報></p> <p>海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。</p> <p><津波予報（若干の海面変動）></p> <p>若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。</p> <p>***** 震源要素の速報 *****</p> <p>[震源、規模]</p> <p>月 日 時 分頃地震がありました。 震源地は、〇〇〇〇〇〇（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇〇. 〇度、〇〇の□□◇◇km付近）で、震源の深さは〇〇km、地震の規模（マグニチュード）は△△と推定されます。</p>
\$ 宮崎県	大津波警報																								
\$ 鹿児島県東部	大津波警報																								
\$ 種子島・屋久島地方	大津波警報																								
\$ 奄美群島・トカラ列島	大津波警報																								
有明・八代海	津波警報																								
熊本県天草灘沿岸	津波警報																								
鹿児島県西部	津波警報																								
\$ 千葉県九十九里・外房、\$ 千葉県内房、\$ *	伊豆諸島、\$ 小笠原諸島、\$ 相模湾・三浦半島、\$ *																								
\$ *	静岡県、\$ *																								
\$ *	愛知県外海、\$ 伊勢・三河湾、\$ 三重県南部、\$ 淡路島南部、\$ *																								
\$ *	和歌山県、\$ 徳島県、\$ 香川県、\$ 愛媛県宇和海沿岸、\$ *																								
\$ *	高知県、\$ 大分県瀬戸内海沿岸、\$ 大分県豊後水道沿岸、\$ 宮崎県、\$ 鹿児島県東部、\$ 種子島・屋久島地方、\$ 奄美群島・トカラ列島、\$ 大東島地方																								

県瀬戸内海沿岸、有明・八代海、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、鹿児島県西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

注：巨大地震の場合に、地震の規模が不確定な段階で発表する津波警報文における震源要素欄では、地震の規模を「8を超える巨大地震」として発表します。

(6) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件は表 3.2.1.9 のとおり。

表 3.2.1.9 南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

表3.2.1.9 南海トラフ地震に関連する情報の情報名および情報発表条件	
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
※次の4種類のキーワードを付記して発表	
(調査中)	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード8.8以上の地震^{※1}が発生 ・1カ所以上のひずみ計^{※2}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
(巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
(巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※1}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの検定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び野間県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、奈良県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

※5：ひずみ観測において使われる、従来の観測されている短期的ゆっくりすべりと異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

平面図

断面図

想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

第2 津波情報等の受信・伝達

〔実施責任：気象庁、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台、危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

1 津波情報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図 3.2.1.2 の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、津波や地震に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

(2) 津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は、図 3.2.1.3 の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と、県内 73 箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統によるものとする。

2 津波情報等の受信・伝達

(1) 勤務時間外の津波や地震情報等の受信

非常勤職員は、気象庁発表の情報が津波情報、津波警報であった場合、又は鹿児島地方気象台から参集・配備基準に該当する地震情報（震度情報等）を受信した場合、直ちに危機管理防災課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 危機管理防災課長による津波や地震情報等の伝達

危機管理防災課長は、鹿児島地方気象台から、津波や地震に関する情報等を受信したときは、当該情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達を行う。また、気象庁から伝達される津波警報等については、伝達の確実を期するため、津波注意報、津波警報の全文を、原文のとおり伝達する。

(3) 各課の反応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

(4) 気象情報自動伝達システムの活用

本システムが以下の津波や地震に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで危機管理防災局職員の公用携帯電話に伝達するほか、市町村・消防本部に防災行政情報ネットワークシステムで送信するため、これらの情報の内容に留意する。

ア 津波警報・地震情報等の発表状況

イ 津波の有無、潮位・波高等の情報

ウ 市町村別の震度分布・震源情報

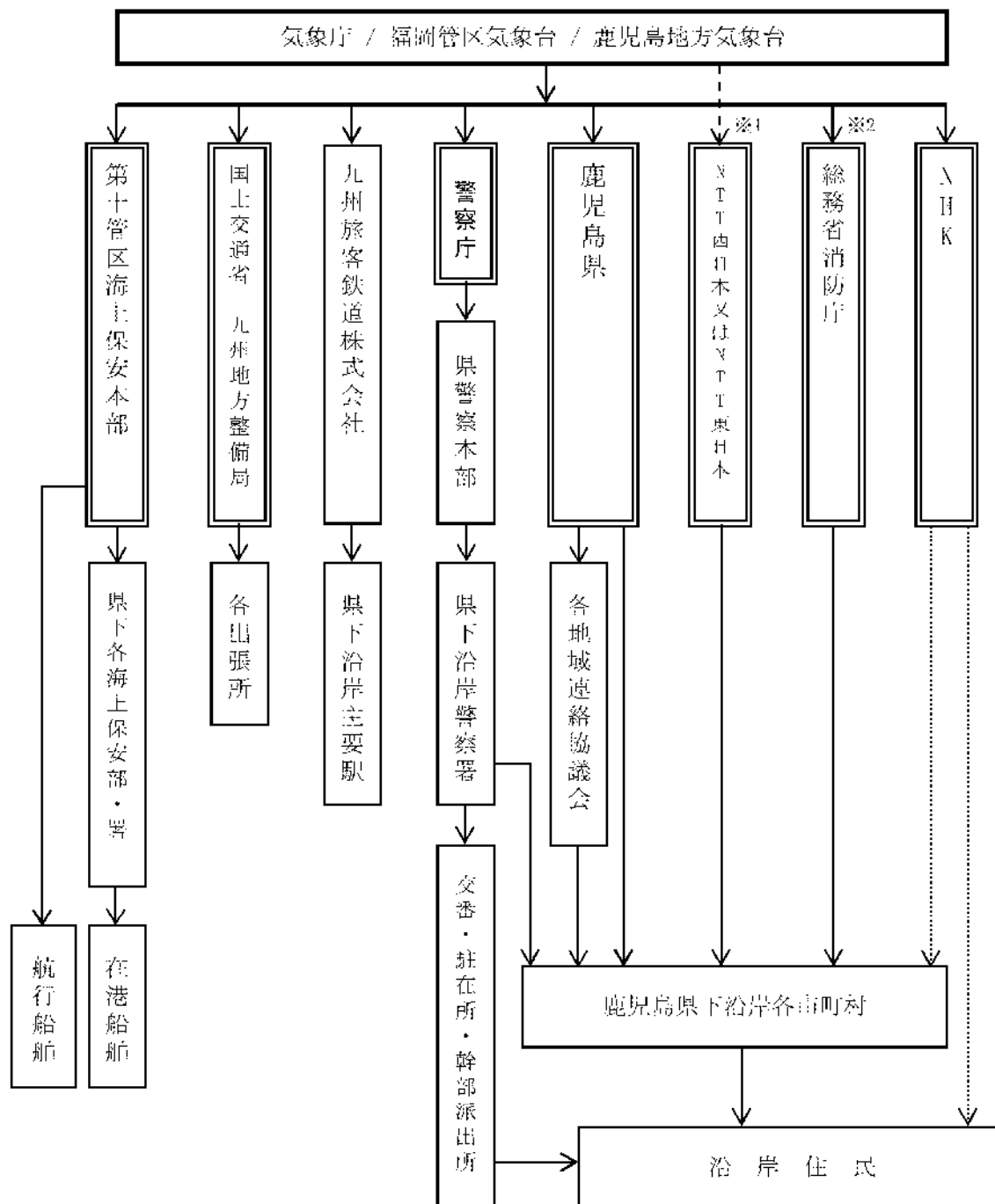
(5) 震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、県下市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。

(6) 県外の津波情報等の把握（気象台への照会）

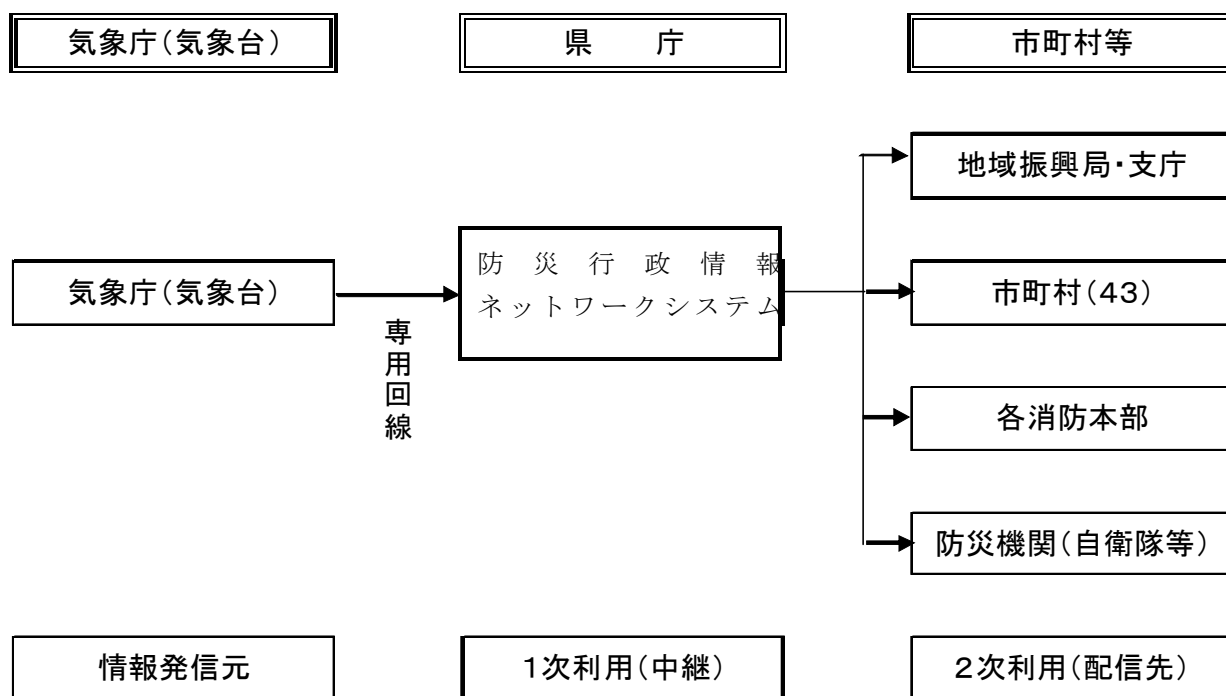
上記の発表情報だけでは得られない詳細な津波や地震の観測資料等のデータは、鹿児島地方気象台に直接照会したり、FAXを通じて画像・文書情報として入手する。

図 3.2.1.2 津波警報等の基本的伝達系統



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けされている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

図 3.2.1.3 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統



第3 津波等に対する自衛措置伝達

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

1 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、避難の必要を認めるときは、以下のように対応する。

また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

(1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 市町村の対応

市町村は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

(3) 県の対応

県は、津波警報等の伝達について、県防災行政無線や気象情報自動伝達システム等による所定の伝達システムを活用するほか、放送機関への広報要請等により支援する。

表 3.2.1.10 津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示等の基準（例示）

	基 準	対 応
津波危険地域に対する避難の指示	避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合 (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難の指示）。

（注）「第3節 広報」、「第7節 避難の指示、誘導」を参照。

2 津波の監視警戒

揺れを感じた場合には、沿岸市町村は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

(1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

県災害対策本部は、津波等の発生直後から被災状況を正確に把握するため、管内市町村等から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに国・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、県民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災市町村等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を関係市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

災害情報・被害情報の収集・伝達

災害情報等の収集・伝達

第1 災害情報等の収集・伝達

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等〕

以下では、管内の災害情報等の収集・伝達と報告について示す。

※ 詳細については、一般災害対策編第3部第2章第2節に準じる。

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）

- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、上下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 市町村（消防機関含む）による情報収集

市町村職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。

一般の市町村職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

イ 県による情報収集

- (ア) 災害現場への派遣職員は、指定された区域で人命危険情報を収集し、収集した情報は、現地からの無線、電話通報か又は、庁舎への参集後の報告による。

その他の職員が参集途上で把握した情報については、市町村一般職員と同様の方法による。

- (イ) 県は、市町村、各対策部、各対策支部及び防災関係機関等からの被害情報等の報告によるほか、災害対策本部室の機能を活用して以下の情報を迅速かつ的確に収集する。

- a 気象警報、台風情報、積算雨量、アメダス降水量等の映像情報
- b 震度情報ネットワークによる震度情報及び各種の被害情報
- c 県内主要河川の水位、雨量等の情報
- d 土砂災害危険箇所の警戒避難に資する雨量等の情報
- e 道路情報総合システムによる県内主要道路の通行規制情報等
- f 屋上監視カメラによる鹿児島市街地や県庁周辺の被災状況等
- g 県消防・防災ヘリコプター、県警ヘリコプターテレビによる被災地の状況等
- h モバイル映像伝送システムによる被災現場の状況等
- i 防災地図情報システムによる防災情報の活用

ウ 県警察本部による情報収集

県警察の警備活動や、住民からの通報により把握された自明危険情報を県警察本部で集約し、県災害対策本部に報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市町村における報告情報の集約

市町村本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

イ 市町村から国・県への報告

県は、震度4以上を把握した市町村から被害概況に関する報告を受ける。

災害の規模の把握のための市町村から国・県等への報告は以下を目標に行う。

なお、市町村から県へ被災の状況の報告ができない場合や、県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、県及び指定行政機関は、県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

(7) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

b 勤務時間内（津波等発生直後）

(i) 人命危険情報の中間集約結果の報告

津波等の発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、市町村は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市町村災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ii) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

津波等の発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

《資料編 15. 1 災害報告取扱要領》

(e) 市町村は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 県における情報の共有

市町村等から報告された人命危険情報は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は、本部連絡班）において、整理・分析し、県域にかかる広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示の必要性、災害救助法の適用のための判断材料とする。

また、これらの情報は、本部対策会議、連絡員会議、本部連絡班において共有化を図り、適宜職員に対して周知し、活動に統一性を与える。

エ 人的被害情報の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日策定、令和5年3月31日一部見直し）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

(4) 災害情報等を収集するに当たっての留意事項

ア 県は、発災初期の情報収集に当たっては、震度情報ネットワークシステム等により災害対策本部室に集められた各地の震度情報、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮す

る。

イ 県、市町村及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 市町村長は、管内の災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

イ 県知事は、市町村長、関係機関の協力のもとに、県域の災害情報等を収集・把握し、県内の防災関係機関に関係情報を通報するとともに、重要かつ緊急な情報について消防庁に報告する。また、消防庁に連絡した情報については、新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して、関係省庁に連絡する。

県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

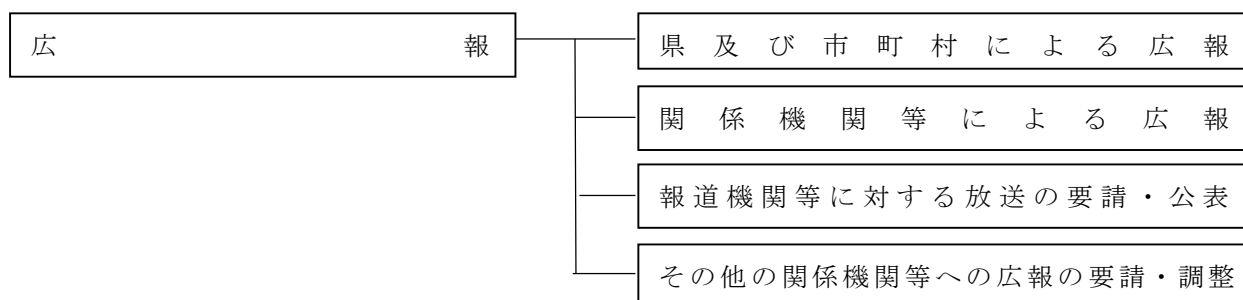
ウ 県内防災関係機関は、所管に係わる災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡するものとする。

エ 県は、必要に応じ、社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会及び鹿児島県ビルメンテナンス協同組合と締結した「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定」に基づき、県の管理する公共建築物の被害状況の調査及び対処方法の報告等を要請するものとする。

第3節 広報

津波災害に際して、津波や津波をもたらす地震に伴う火災・二次災害等様々な災害に対する県民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を県民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、市町村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、津波時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 県及び市町村による広報

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課、市町村〕

1 広報内容

津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、津波警報等、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ（避難誘導）、避難の指示

沿岸市町村の広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

（津波危険地域住民の避難指示等の公報については、第1節第3「津波等に対する自衛措置伝達」参照）

(2) 津波警報等発表後の広報

県（危機管理防災課）及び市町村は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ津波時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 津波警報等発表後、事態が落ちついた段階での広報

県（広報課）及び市町村は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、鹿児島県防災Web、行政機関のホームページ、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送から情報入手するようになるなど。

エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

《資料編 6. 1 住民向けの広報案文》

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 県の各対策部は、広報を必要とする場合、危機管理防災課（本部設置時は本部連絡班）を経由して広報課（広報班）に連絡し、広報を要請する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、危機管理防災課において収集する。

ウ 広報課（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、危機管理防災課を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 市町村による広報手段

市町村による広報は、市長村が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（市町村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、ワンセグ放送、告知放送、広報車、市町村職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

また、避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第3「1 放送機関に対する情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

(2) 県による広報手段

県による広報は、第3「報道機関等に対する広報の要請・公表」に示す方法のほか、災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）によるなどの方法による。

このシステムは、大災害時に住民への防災上の注意事項等の各種災害情報を県から直接住民に対し、緊急に伝達し周知徹底を図る必要が生じた場合に備え、県庁の緊連絡スタジオなどから放送機関に対し映像と音声で情報を提供し放送できるようにしたシステムである。

第2 関係機関等による広報

〔実施責任：各放送機関、その他関係機関等〕

1 放送機関による広報

津波災害時のテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等による公共放送は、県民の情報ニーズに応えるとともに県民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や県民広報を実施す

る体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島支店

津波災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

(2) NTT西日本株式会社鹿児島支店

津波災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ、広報車、報道機関等により県民への周知に努める。

(3) ガス会社

津波災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により県民への周知に努める。

(4) 九州旅客鉄道株式会社、バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、駅等の掲示板や案内板への提示をはじめ、広報車及び報道機関等により県民への周知に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、総務部広報課、市町村〕

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、市町村は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。

なお、市町村は、県への報告と併せて、放送機関にも情報提供をする。

《資料編 6. 2 災害時における放送要請に関する協定》

2 放送機関に対する放送の要請

(1) 放送要請の要領

県（危機管理防災課）は、災害の発生が時間的に迫っていて、市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が市町村からの要請を受けて行う。要請にあたって、県は、放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

なお、市町村は、県の行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、津波災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオなどを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 津波や津波をもたらす地震に伴う火災等が発生し、又は発生するおそれがある場

- 合で、人命・財産を保護するための避難の指示
 - イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
 - ウ 災害時における混乱を防止するための指示
 - エ その他必要な情報
- 《資料編 6. 2 災害時における放送要請に関する協定》

3 報道機関に対する発表

県及び市町村の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に公表する。

発表は以下の要領で実施する。

(1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として県政記者室、又は記者会見室とする。
- イ 発表担当者は、原則として広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。
- ウ 事前に広報課と協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
2(2)の内容に準じる。
- イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 津波襲来状況〔発表〕
- エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- オ 倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- ク 避難状況等〔発表〕
- ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
 - （例）① 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - ② 安否情報については、N T Tなどの災害用伝言ダイヤル“171”を活用してほしい。
 - ③ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - ④ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。等
- コ ボランティア活動の呼びかけ
- サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- ス 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- セ 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

〔実施責任：総務部広報課、市町村、関係機関等〕

1 ライフライン関係機関への要請

津波災害後、県及び市町村の災害対策本部に寄せられる県民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、県は、県民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

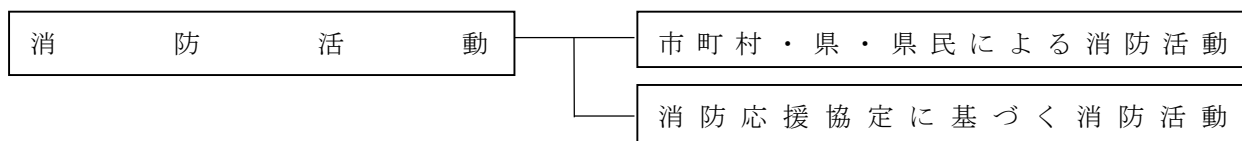
- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき
県及び市町村の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに県本部へ通知することとする。

第4節 消防活動

津波災害においても、都市地域を中心に火災が予想されるため、市町村・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 市町村・県・県民による消防活動

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 市町村の消火活動

消防機関は、市町村が策定した消防計画に基づき、津波をもたらす地震災害時の統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、津波をもたらす大規模地震時の同時多発的火災に対し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。地震大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

2 県の対策

県は、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、県は、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、被災者に電気・ガスの供給の停止を要請する。

3 県民の対策

県民は、被災直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 県消防相互応援協定の活用

津波をもたらす地震等により大規模な地震火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

（県消防相互応援協定の内容は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

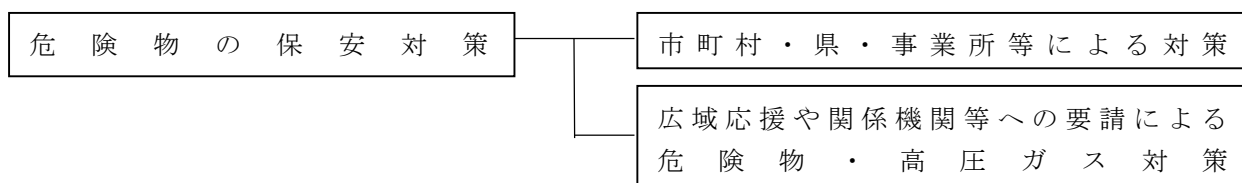
津波をもたらす地震等により大規模な地震火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

（緊急消防援助隊の出動要請は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

第5節 危険物の保安対策

津波や津波をもたらす地震等により、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市町村・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



第1 市町村・県・事業所等による対策

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村〕

1 市町村の対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、津波を伴う地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、市町村が策定した消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

市町村は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の指示を行うよう指示する。

また、県は、津波をもたらす地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の指示を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、津波をもたらす地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び市町村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

〔実施責任：危機管理防災局消防保安課、市町村、関係機関〕

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する市町村等の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

（緊急消防援助隊の出動要請は、第1章第4節「広域応援体制」参照）

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

津波災害においても、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

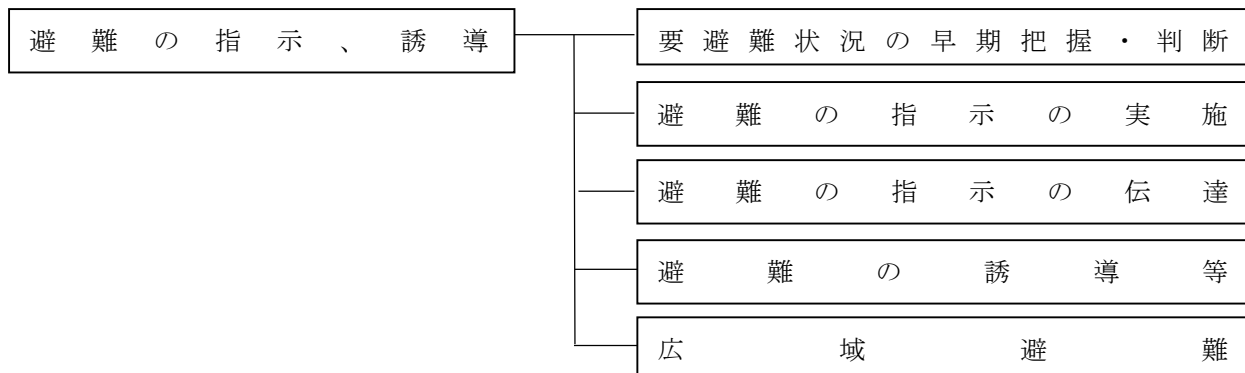
このため、県・市町村は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

※ 詳細については、一般災害対策編第3部第2章第4節に準じる。

第7節 避難の指示、誘導

津波や津波をもたらす地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



第1 要避難状況の早期把握・判断

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

（要避難状況の把握方法は、第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した津波の状況により大きく異なるため、市町村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波からの避難の実施

県が想定している地震の中には、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、市町村・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

（津波からの避難の実施は、第1節第3「津波等に対する自衛措置伝達」参照）

(2) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の

被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難の指示の実施

〔実施責任：各避難指示権限者〕

1 避難指示等の発令

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、高齢者等避難は発令せず、直ちに避難指示を発令するものとする。

なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、高齢者等避難又は避難指示の発令を検討するものとする。

2 市町村の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を危機管理防災課（災害対策本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 市町村は、避難措置の実施に関し「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。
 - (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
 - (ウ) 避難の伝達方法
 - (エ) 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
 - (オ) その他の避難措置上必要な事項

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに関係市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

4 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。

(2) 重要水防箇所及び主要地すべり区域における立退きの指示等

二次災害を防止するため、市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合、県土木対策部は、特に重要水防箇所及び特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に

努めるものとする。また、市町村内で津波警報が発表された場合や震度5弱以上の地震が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 管内市町村の避難指示の状況を把握し、本部連絡班に報告する。

イ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。

避難を行った場合、その旨を危機管理防災課（対策本部設置時は本部連絡班）に通報する。本部支部職員は、状況に応じて、避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況等に関する広報

危機管理防災課は、支部から避難状況等に関する情報を入手し、広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

5 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

6 駅、百貨店等の不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、津波災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしがたい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、津波災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、津波災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会及び市町村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が市町村地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 学校の所在地の市町村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 学校が市町村地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

校長は、市町村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

8 車両等の乗客の避難措置

- (1) 津波災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第3 避難の指示の伝達

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察、市町村、関係機関等〕

1 市町村長による避難指示等の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

市町村長は、市町村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該市町村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ コミュニティFM放送

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ 告知放送

ク Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット（市町村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市町村長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

2 県による避難の指示の伝達

危機管理防災課は、第3節「広報」に示す広報要領に準じ、放送機関に対する放送要請又は県民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により、津波からの避難や市街地火災等からの避難など、広域的、緊急な避難の指示を伝達する。

3 関係機関等による避難の指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、当該市町村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設、駅・百貨店等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

第4 避難の誘導等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課・子ども福祉課、教育庁、県警察、市町村、施設管理者、関係機関等〕

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市町村は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所等への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 津波時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設に当たって、市町村長は、避難場所等の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の

実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、市町村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、津波災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の市町村立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 県立中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

- イ 校長は、概ね次の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。
- (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童生徒の携行品
 - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別、程度により、児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。
- (ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- カ 児童生徒が家庭にある場合における避難休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第5 広域避難

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 広域避難

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した市町村長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>

県	<p>(1) 市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>(1) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>

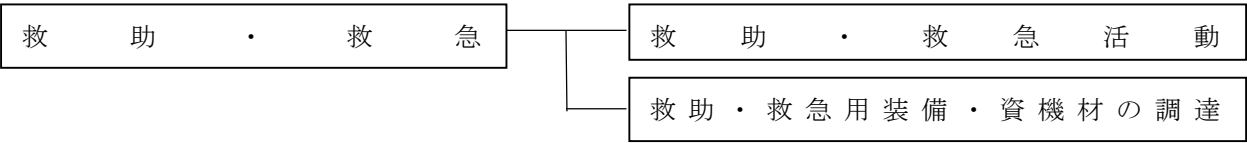
第8節 救助・救急

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災・及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助・救急活動

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、保健福祉部保健医療福祉課・社会福祉課、県警察、市町村〕

1 市町村、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
市町村(消防機関を含む)	救助・救急活動	(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターヘリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

関係機関名	活 動 内 容
警 察 機 関	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、県警察本部救助隊、警察署救助隊を編成し、救出する。 (2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、警察用航空機、警察用船舶等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安本部	(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において避難した人等の捜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自 衛 隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、保健福祉部社会福祉課、県警察、市町村〕

1 救助・救急用装備・資機材の調達

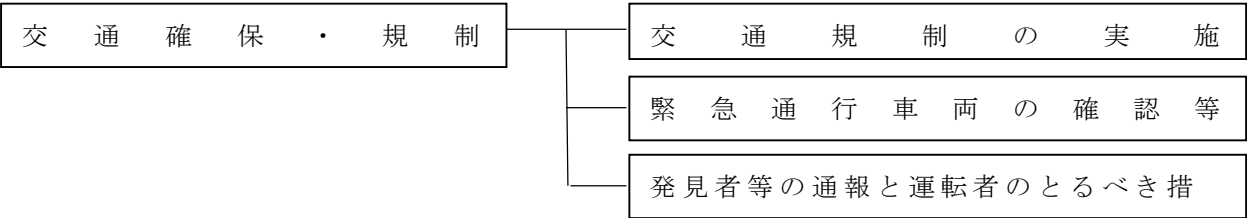
- (1) 初期における救助・救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。
(車両の確保については、第2章第10節「緊急輸送」参照)

2 救急車・救助工作車の配備状況

市町村（消防機関）救急車 139 台、救助工作車 25 台（令和2年4月1日現在）

第9節 交通確保・規制

津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。
また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。
このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

〔実施責任：自衛隊、九州地方整備局、第十管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課・港湾空港課、県警察、市町村〕

1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 上記アの交通規制を行うため道路管理者に啓開要請を行う。 ウ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実 施 者	実 施 の 方 法
警 察 機 関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自 衛 官 又 は 消 防 吏 員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。
港 湾 管 理 者 及 び 海 上 保 安 部 署 並 び 漁 港 管 理 者	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部署と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。 また、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航行等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、地域振興局等は道路維持課へ通知するものとする。

3 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設置し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

5 規制の広報・周知

実施者が規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに道路維持課、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

高速道路・国道及び県道については、鹿児島県道路総合情報システムにより携帯端末・インターネットによる情報の提供を行う。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、道路維持課及び日本道路交通情報センターに連絡する。

第2 緊急通行車両であることの確認等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、県警察〕

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両であることの確認の申出

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、次の区分により県（危機管理防災課）又は所轄警察署に、緊急通行車両であることの確認の申出をするものとする。

確認者	確認車両	申出先
県知事	○ 県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両 ○ 県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両	○ 県危機管理防災課
県公安委員会	上記以外の車両	○ 各警察署

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使われる車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申出を受けた県（危機管理防災課）又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を推進することで、災害発生時に

おける確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

また、県及び鹿児島県石油商業組合は「大規模災害時の支援活動等に関する協定」に基づき、県が保有する緊急通行車両への優先的な給油がなされるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

（災害発生前における緊急通行車両であることの確認については、第2部第3章第7節「交通確保体制の整備」参照）

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課、県警察、市町村〕

1 発見者等の通路

津波災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を市町村長に通報、市町村長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 大規模な津波の発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な津波が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により津波情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

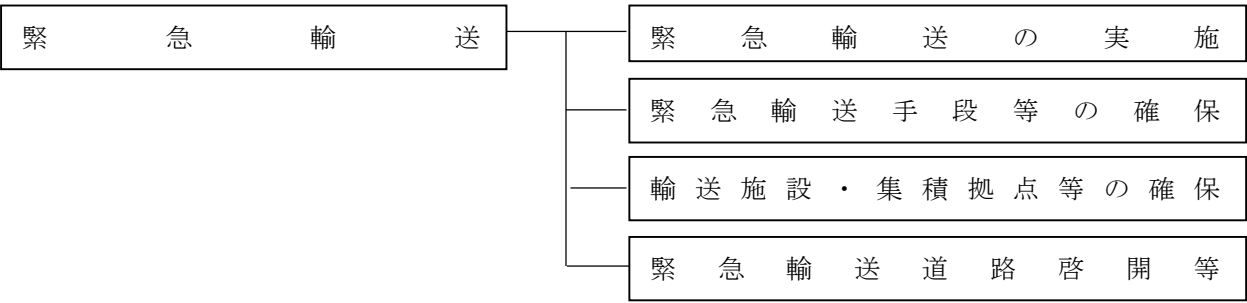
イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節 緊急輸送

津波災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島運輸支局、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課、土木部港湾空港課〕

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市町村長	・ 人命の安全 ・ 被害の拡大防止 ・ 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (初動期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

段 階	輸 送 対 象
第 2 段 階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

〔実施責任：自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島運輸支局、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課、土木部港湾空港課〕

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸 送 手 段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自 動 車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車 エ その他の自家用車両等 (2) 貨物自動車運送事業者等の事業用自動車、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する事業用自動車等の応援要請をする。	協力先： 物資輸送 県トラック協会 (電話 099-261-1167)
鉄 道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社によって輸送することが適切なときは、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送：九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 (電話 099-256-0165) 物資輸送：日本貨物鉄道株式会社 鹿児島営業支店 (電話 099-222-5088)
輸 送 手 段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
船 舶 等	(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、県が要請する。 (2) 民間船舶等の活用 県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 同支局は要請に基づき船舶運送事業者、港湾運送事業者等へ緊急輸送への協力要請を行う。	九州運輸局鹿児島運輸支局 (電話 099-222-5660)

	<p>(3) 海上保安部署所属の巡視船艇等の活用 市町村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し危機管理防災局危機管理防災課（電話099-286-2276）に巡視船艇・航空機による輸送を要請するものとし、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p>	<p>第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) 099-250-9801 (休日、夜間)</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」参照。</p>
航空機	<p>災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理防災局危機管理防災課（電話099-286-2276）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。</p>	<p>第十管区海上保安本部 電話 099-250-9800(代) 099-250-9801 (休日、夜間)</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」参照。</p>

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。
《資料編 10 輸送に関する資料》

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|---|
| <p>(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）</p> <p>(2) 輸送を必要とする区間</p> <p>(3) 輸送の予定日時</p> <p>(4) その他必要な事項</p> |
|---|

3 被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

4 災害応急対策必要物資の運送

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

5 石油等燃料の供給体制の整備

県は、石油連盟との重要施設に係る情報共有に関する覚書の締結による燃料の緊急調達体制を整備し、燃料の供給に必要な情報共有を図る。

また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優

先供給に係る調整に努めるものとする。

6 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難になったときは、九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は、必要と認められる場合には、法令の定めるところにより、関係事業者に対し、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

(2) 従事命令等による方法（従事命令等による方法は、第3部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」参照）

7 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者の輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

〔実施責任：自衛隊、九州地方整備局、鹿児島運輸支局、第十管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社、九州旅客鉄道株式会社、公益社団法人鹿児島県トラック協会、日本通運株式会社、商工労働水産部水産振興課・漁港漁場課、土木部道路建設課・道路維持課・港湾空港課、農政部農政課〕

1 輸送施設の確保

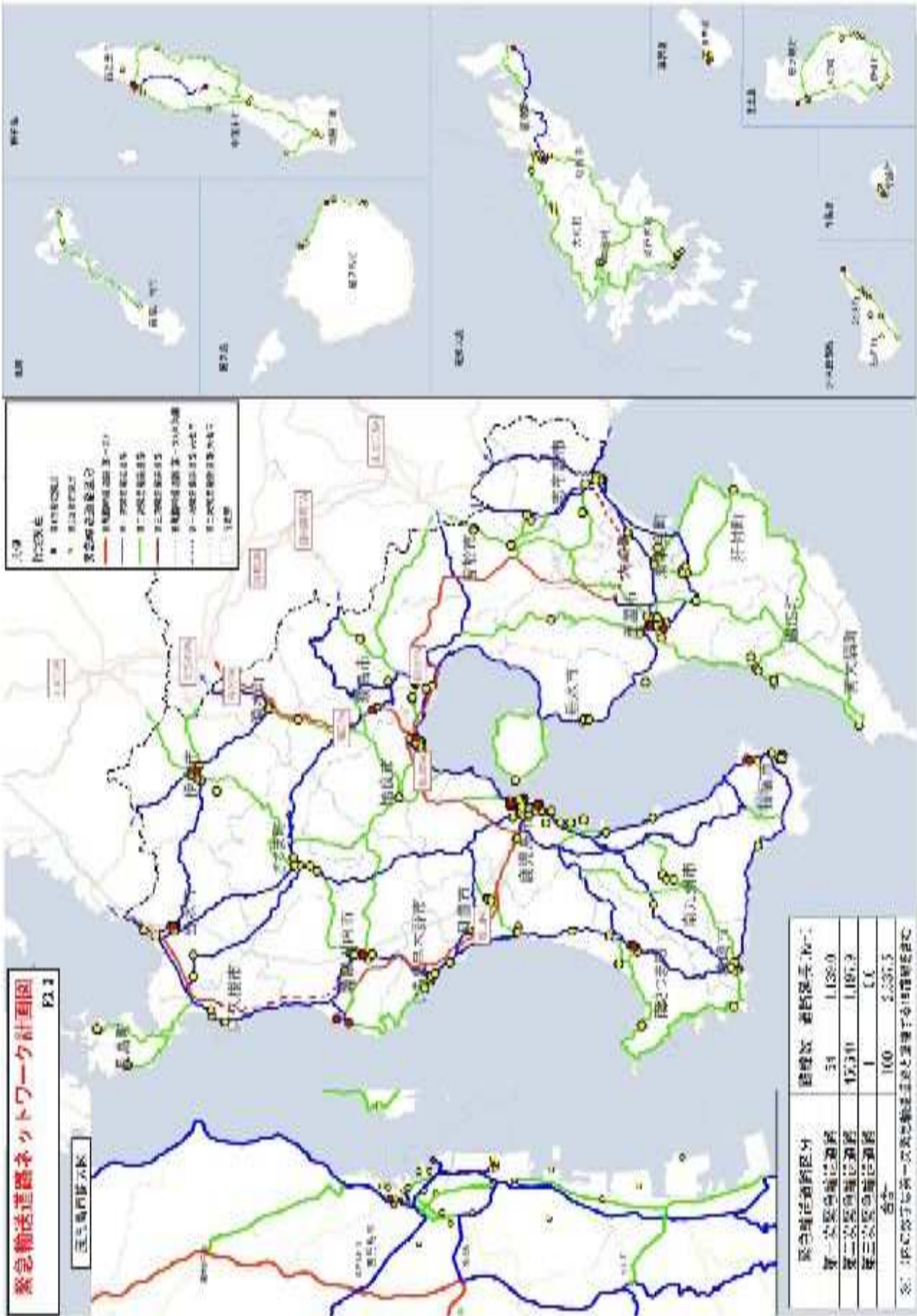
輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、沈船、漂着物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去による航路啓開等に努める。

輸 送 施 設	輸 送 施 設 の 内 容
緊急輸送道路 （緊急輸送道路ネットワーク計画）	<p>(1) 第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を連絡する道路。</p> <p>(2) 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）。</p> <p>(3) 第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路。</p>

	〔図 3.2.10.1 及び資料編参照〕
港 湾 ・ 漁 港	〔資料編参照〕
空 港	〔資料編参照〕
臨時ヘリポート等	〔資料編参照〕

図 3.2.10.1 緊急輸送道路ネットワーク（計画図）



2 集積拠点の確保

輸 送 施 設	輸 送 施 設 の 内 容
トラックターミナル等	鹿児島臨海トラックターミナル
卸 売 市 場 等	鹿児島市中央卸売市場、鹿屋市水産物地方卸売市場、大口公設地方卸売市場、川内地方卸売市場、霧島市公設地方卸売市場、さつま町公設地方卸売市場、曾於地域公設地方卸売市場

3 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

第4 緊急輸送のための道路啓開等

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、土木部道路維持課、県警察、市町村〕

1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

(1) 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市町村は、緊急輸送路線等の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

道路啓開作業にあたっては、下表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

3 道路啓開路線の周知

道路管理者は、道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へSNSやホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

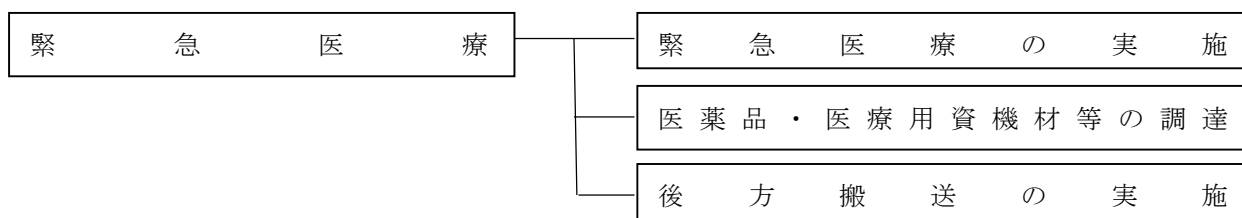
機 関 名	啓 開 作 業 の 実 施 内 容
土木部 道路維持課	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、県は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p>

機 関 名	啓 開 作 業 の 実 施 内 容
土木部港湾空港課・商工労働水産部漁港漁場課	<p>臨港道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
警 察 本 部	<p>状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p>
九州地方整備局	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。また、迅速な救命救急活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</p> <p>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。さらに、九州地方整備局は、道路管理者である県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路上の障害物の除去等を実施する。</p> <p>また、西日本高速道路(株)は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転手等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>

第11節 緊急医療

津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



第1 緊急医療の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・障害福祉課・薬務課、子ども政策局子育て支援課、県立病院局県立病院課〕

1 保健医療福祉活動の総合調整の実施

県（保健医療福祉調整本部）及び保健所は、救護班、DMAT、DPAT及び保健師等（以下「保健医療福祉活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。

2 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

(1) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害医療コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るため、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(2) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーター等が所属する組織に災害医療コーディネーター等の出動を要請する。

3 災害薬事コーディネーター

(1) 災害薬事コーディネーターの活動内容

災害薬事コーディネーターは、災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医薬品、医療機器等の物資や薬剤師等の人材の供給調整等を行う。

(2) 災害薬事コーディネーターの出動

知事は、災害薬事コーディネーターの出動が必要と判断するときは、鹿児島県薬剤師会に災害薬事コーディネーターの出動を要請する。

4 D M A T

(1) D M A T の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) D M A T の出動

ア 知事による出動要請

知事は、D M A T の派遣要請基準に照らし、D M A T の派遣が必要と判断するときは、D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

イ 市町村長による出動要請

市町村長は、D M A T の派遣要請基準に照らし、D M A T の派遣が必要と判断するときは、D M A T 指定病院にD M A T の出動を要請する。

この場合において、市町村長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ D M A T 指定病院の長の判断による出動

D M A T 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合、自らの判断により、所属するD M A T を出動させることができる。

この場合において、D M A T 指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

エ 他県等への出動要請

知事は、災害が広域に及ぶなど県内のD M A T のみでは対応できないと判断する場合は、厚生労働省（D M A T 事務局含む）又は他都道府県の知事にD M A T の派遣調整を要請する。

(3) D M A T の編成と所在地

ア D M A T の編成

D M A T は、医師1人、看護師2人及び業務調整員1人の4人を基本として編成する。

イ D M A T の所在地

D M A T の所在地は、次のとおりとする。

（令和5年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田村原 4-11	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3

済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1-7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町 8 番 1 号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1
霧島記念病院	霧島市国分福島 1 丁目 5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町 1830 番地	0994-43-3434	1
中央病院	鹿児島市泉町 6-7	099-226-8181	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町 6081-1	0994-40-1111	1

5 救護班

(1) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後 3 日間）から事態安定期（発災後 4 日～14 日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

(2) 救護班の出動

ア 市町村長による救護活動

市町村地域防災計画に基づき、市町村単位の救護活動を開始する。

イ 知事による救護班の出動要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は市町村長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 他県等への出動要請

知事は、救護班が不足する場合は関係医師会及び県歯科医師会の協力を求めるとともに、必要に応じ「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づく応援を要請するほか、状況によっては自衛隊の救護班の応援を要請する。

(3) 救護班の編成と所在地

ア 救護班の編成

救護班を次のとおり編成する。

ア	国立病院機構の職員による救護班
イ	公立・公的医療機関の職員による救護班
ウ	日本赤十字社鹿児島県支部管内職員による救護班
エ	鹿児島県医師会、歯科医師会会員による救護班

イ 救護班の構成

救護班の構成は、おおむね次のとおりとする。

救 護 班 名	班 長 医 師	班 員				計	備考
		薬剤師	看護師	事 務	連絡員		
国立病院機構救護班	1	1	4	1	1	8	4 班
公立・公的病院救護班	1	1	3	1	2	8	10 班
	県立病院 4、済生会鹿児島病院 1、出水総合医療センター 1、枕崎市立病院 1、鹿児島市立病院 2、済生会川内病院 1						
日本赤十字社 鹿児島県支部救護班	1		3	2		6	8 班

県医師会救護班	1		2			3	45 班
県歯科医師会救護班	1		2			3	53 班

注) 上記救護班のほか被災者の実情に応じて県医師会会員による救護班を編成し、医療救護及び患者収容にあたる。

注) 県歯科医師会救護班の班員で看護師とあるものは、歯科衛生士を指す。

第3部 津波災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

ウ 地域別救護班の所在地

地域別救護班の所在地は、次のとおりとする。

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
鹿児島地域振興局	鹿児島市保健所	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	2
		日本赤十字社鹿児島県支部	〃 鴨池新町 1-5	099-252-0600	8
		鹿児島市医師会	〃 加治屋町 3-10	099-226-3737	15
		鹿児島市歯科医師会	〃 照国町 13-15	099-222-0574	13
		国立病院機構鹿児島医療センター	〃 城山町 8-1	099-223-1151	2
		済生会鹿児島病院	〃 南林寺町 1-11	099-223-0101	1
南薩地域振興局	指宿保健所	国立病院機構指宿病院	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
		指宿医師会	〃 山川新生町 35	0993-34-2820	2
南薩地域振興局	指宿保健所	指宿市歯科医師会	〃 十二町 1-3（なかはら歯科医院内）	0993-23-2920	2
南薩地域振興局	加世田保健所	県立薩南病院	南さつま市加世田村原 4-11	0993-53-5300	1
		枕崎市立病院	枕崎市日之出町 230	0993-72-0303	1
		枕崎市医師会	〃 寿町 102	0993-72-5059	1
		南薩医師会	南さつま市加世田村原1丁目 3-13	0993-53-6062	1
		南薩歯科医師会	南九州市加世田本町 41-10 （中馬歯科医院内）	0993-52-0584	1
		枕崎市歯科医師会	南九州市緑町 96（さめしま歯科内）	0993-72-8255	1
鹿児島地域振興局	伊集院保健所	いちき串木野市医師会	いちき串木野市桜町 38	0996-32-7955	1
		日置市医師会	日置市伊集院町妙円時 1-72-10	099-273-6669	3
		日置地区歯科医師会	いちき串木野市昭和通 278 （ひまわり歯科医院内）	0996-33-5777	4
北薩地域振興局	川薩保健所	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1
		川内市医師会	〃 大小路町 70-26	0996-23-4612	2
		薩摩郡医師会	薩摩郡さつま町轟町 510 （薩摩郡医師会病院内）	0996-53-0326	1
		薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市向田本町 18-20 （林かずひろ歯科クリニック内）	0996-21-1755	2
		薩摩郡歯科医師会	〃 入来町副田 5950-6 （せぐち歯科クリニック内）	0996-44-4618	5
北薩地域振興局	出水保健所	出水市総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
		出水市医師会	〃 昭和町 18-18	0996-63-0646	3
		出水郡医師会	〃 高尾野町大久保 2847-2	0996-79-344	6
		出水郡歯科医師会	（よしだ歯科クリニック内）		

地域振興局・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
始良・伊佐地域振興局	大口保健所	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	1
		伊佐市医師会	〃 大口鳥巣 450	0995-22-0589	1
		伊佐市歯科医師会	〃 大口堂崎 155-33 (医療法人 たけ歯科内)	0995-23-0505	2
始良・伊佐地域振興局	始良保健所	始良地区医師会	霧島市隼人町内山田 1 丁目 6	0995-42-1205	4
		始良地区歯科医師会	〃 溝辺町麓 872-2	0995-58-4388	4
		国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田 1882	0995-62-2121	1
大隅地域振興局	志布志保健所	曾於医師会	曾於市大隅町月野 894 (曾於医師会立病院内)	099-482-4893	2
		曾於郡歯科医師会	志布志市有明町野井倉 7724 (医療法人 飯山歯科医院内)	099-477-0809	2
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康フーズ鹿屋医療	鹿屋市札元一丁目 8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	〃 西原三丁目 7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3 (肝属郡医師会立病院内)	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場 299 (坂元歯科医院内)	0994-22-0118	3
熊毛支庁	西之表保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町 2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦 197 (あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1
熊毛支庁	屋久島保健所	熊毛地区医師会	西之表市栄町 2 (産業会館内)	0997-23-2548	1
		熊毛郡歯科医師会	熊毛郡屋久島町宮之浦 197 (あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1
大島支庁	名瀬保健所	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	1
		大島郡医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	1
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	1
大島支庁	徳之島保健所	大島郡医師会	奄美市名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-0598	2
		大島郡歯科医師会	〃 名瀬塩浜町 3-10 (医師会館内)	0997-52-6161	2

6 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国公立医療機関、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

7 医療情報の収集・提供

広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

8 D P A T

(1) D P A Tの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(2) D P A Tの出動

知事は、D P A Tの派遣基準に照らし、D P A Tの派遣が必要と判断するときは、D P A T登録病院にD P A Tの派遣を要請する。

(3) D P A Tの構成と所在地

ア D P A Tの構成

D P A Tは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、D P A Tのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

イ D P A Tの所在地

D P A Tの所在地は、次のとおりとする。

（令和4年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
県立始良病院	始良市平松 6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町 8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿 7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉 100	0995-42-0560	1

9 D H E A T

(1) D H E A Tの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(2) D H E A Tの活動

ア 他県への出動

県は、被災都道府県からの派遣要請に係る連絡を受け、必要に応じてD H E A Tの派遣を行う。

イ 他県等への要請

県は、県内の保健所の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となる
ことが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのDHEATの
派遣に関する調整の依頼を行う。

(3) DHEATの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成する。

10 災害支援ナース

(1) 災害支援ナースの活動内容

災害支援ナースは、被災地の医療機関等における看護業務、救護所での診療及び避難所での巡回診療における看護業務、避難所の環境整備及び公衆衛生管理、被災者の心のケア等を行う。

(2) 災害支援ナースの出動

知事は、災害支援ナースの出動が必要と判断するときには、災害支援ナースが登録されている医療機関等との協定に基づき、被災地の医療機関等への災害支援ナースの派遣を要請する。

11 DICT

(1) DICTの活動内容

感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム(DICT)は、避難所等における衛生環境を維持するため、避難所等の感染症予防対策、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援等を行う。

(2) DICTの派遣依頼

知事は、DICTの派遣が必要と判断するときには、日本環境感染学会に対し、避難所等への災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

12 鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）

(1) 災害リハビリテーション支援チームの活動内容

災害リハビリテーション支援チームは、避難所等において避難生活を送る要配慮者等の災害関連死、生活不活発病等を防ぐための災害リハビリテーション支援を行う。

(2) 災害リハビリテーション支援チームの出動

知事は、災害リハビリテーション支援チームの出動が必要と判断するときには、鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島JRAT）との協定に基づき、県又は市町村が設置する避難所等への災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請する。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

〔実施責任：鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・薬務課、県立病院局県立病院課〕

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の供給

第3部 津波災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

県は、市町村から医療助産活動に必要な資材等の要請があった場合は、備蓄している医薬品・医療用資機材等を被災市町村の救護所等へ緊急輸送する。

また、血液製剤の要請があった場合には、血液センターが血液製剤を確保し、救護所等へ緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章10節「緊急輸送」参照）

(1) 県の医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

ア 備蓄場所 県内7箇所の病院

鹿児島市立病院、県立薩南病院、済生会川内病院、県立北薩病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院、霧島市立医師会医療センター

イ 備蓄内容

8セット（8,000人分）の医薬品等

（鹿児島市立病院2セット、その他の病院各1セットを設置）

ウ 緊急医薬品等医療セット概要 1セット（1,000人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品 名 等	品目等
診察・外科的治療用具	聴診器、血圧計、注射器 他	58
蘇生・気管挿管用具	蘇生器、喉頭鏡、酸素用吸引器 他	43
医薬品関係	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他	72
衛生材料関係用具	包帯、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿 他	28
事務用品	患者表、患者カルテ、救護日誌 他	29
保管用ジュラルミンケース	1セット { (大) 9 (小) 1 }	
合	計	230

2 協定等に基づく医薬品・医療用資機材の調達

県は、市町村から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等の要請があった場合は、薬品補給班において、災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書等に基づき 医薬品等を調達し、緊急輸送する。

（緊急輸送については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

第3 後方搬送の実施

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・薬務課、子ども政策局子育て支援課、県立病院局県立病院課〕

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に、国立病院機構・公立・公的医療機関等に収容し、該当機関のない地区については、関係医師会等の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、市町村、県及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度。
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、本庁及び各保健所に配属してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

（車両が不足する場合は、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

4 透析患者等への対応

- (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、倒壊建物等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、県は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近県市町村等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

- (2) 在宅難病患者長期療養児等への対応

保健所は、人工呼吸器を装着している在宅難病患者などの安否及び健康状態等の確認を行う。

状況に応じて、市町村、医療機関及び近県市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

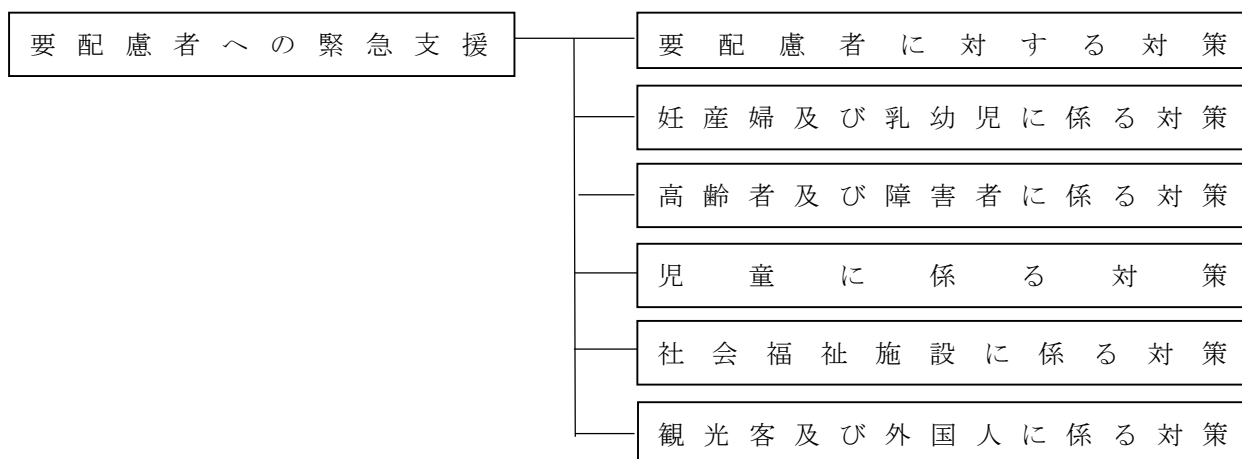
多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

《資料編 8.10 トリアージ・タグの様式》

第12節 要配慮者への緊急支援

津波災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

〔実施責任：青少年男女共同参画課、保健福祉部社会福祉課、健康増進課、障害福祉課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課・子ども福祉課、市町村〕

1 市町村が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市町村は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、迅速に全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 県が行う要配慮者対策

(1) 他の自治体への協力要請

県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

（協力要請等は、第3部第1章第4節「広域応援体制」参照）

(2) 県災害派遣福祉チーム（鹿児島DCAT）派遣

ア 鹿児島DCATの活動内容

大規模災害発生時に被災地の市町村からの要請等に基づき、避難所等で災害時要配慮者に対し福祉的な支援を行う。

イ 鹿児島DCATの派遣

大規模災害により県内市町村が被災した場合、県は被災市町村の要請に基づき、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DCAT）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

ウ 鹿児島DCATの構成

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで1チーム4～6名程度で構成する。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

〔実施責任：保健福祉部子育て支援課、市町村〕

1 市町村が実施する対策

市町村は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

2 県の支援活動

県は、市町村が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

〔実施責任：保健福祉部障害福祉課・高齢者生き生き推進課、市町村〕

1 市町村が実施する対策

市町村は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

(1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。

(2) 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話付き放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する

る情報等の提供を行う。

- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (5) 高齢者及び障害者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

2 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童に係る対策

〔実施責任：子ども政策局子ども福祉課、市町村〕

1 市町村が実施する対策

(1) 要保護児童の把握等

市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市町村に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市町村は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市町村は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

2 県の支援活動

(1) 要保護児童の把握等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスケアの実施

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

第5 社会福祉施設等に係る対策

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課・子ども福祉課、市町村、各社会福祉施設等〕

1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 県及び市町村は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 県、市町村への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県及び市町村に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

3 市町村の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

4 県の支援活動

県は、市町村及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第6 観光客等及び外国人に係る対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、観光・文化スポーツ部PR観光課、総合政策部国際戦略課、男女共同参画局くらし共生協働課、商工労働水産部外国人材政策推進課、市町村〕

1 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市町村（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

県及び市町村は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴

第3部 津波災害応急対策
第2章 初動期の応急対策

場等生活や津波災害に関連する情報について、ホームページやSNS等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び市町村は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第7 帰宅困難者に係る対策

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、商工労働水産部
外国人材政策推進課、関係機関等〕

帰宅困難者に係る対策については、一般災害対策編第3部第2章第11節第7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第3章 事態安定期の応急対策

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

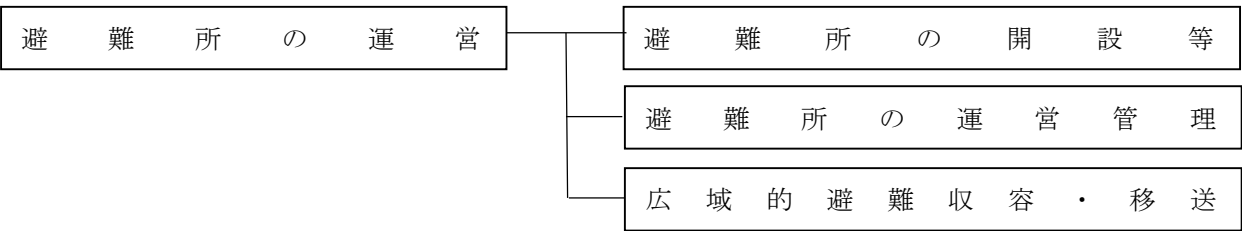
県及び市町村は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

津波災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊、浸水、流失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



第1 避難所の開設等

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、教育庁、市町村〕

1 避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市 町 村	(1) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。 (2) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、指定避難所については当該避難所の付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるものとする。 (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。 (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 (5) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設につ

	<p>いても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>なお、野外に受入れ施設を開設した場合の危機管理防災局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。</p>
--	---

機関名	内容
市 町 村	<p>(7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、保健福祉部に調達を依頼する。</p> <p>(8) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。</p>
危機管理 防災局	<p>(1) 市町村の報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。</p> <p>(2) 市町村から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を関係機関から調達する。</p> <p>(3) 県は、市町村から報告を受けた開設した指定避難所に係る全国共通避難所・避難場所IDを国に共有するよう努めるものとする。</p>
教 育 庁	市町村から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡を取り、開設に協力する。

2 福祉避難所の開設

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
市 町 村	<p>(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。</p> <p>(2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p>
危機管理 防災局	<p>(1) 市町村の報告に基づき、福祉避難所等の開設状況を把握する。</p> <p>(2) 市町村へ必要な支援を行う。</p>

第2 避難所の運営管理

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課、教育庁、市町村〕

1 避難所の運営管理

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第3部 津波災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>(1) 市町村の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。</p> <p>(3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>(5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置や、水循環型シャワー等による入浴機会の確保に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、手洗い、洗濯等の生活に必要な水や資機材の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>(8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。特に、ホテルや旅館等への避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。</p> <p>(9) 被災地において、感染症の発生・拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(11) 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>
教 育 庁	<p>(1) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。</p> <p>(2) 避難所に指定されている学校の校長は、市町村職員との役割分担につ</p>

	いて協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。
危機管理 防災局	避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。また、県が保有するトイレカーや水循環型シャワー、手洗い器等を活用し、避難所の生活環境の改善に努める。

第3 広域一時滞在・移送

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村〕

1 広域一時滞在・移送

各機関の対応は、次のとおりである。

なお、県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

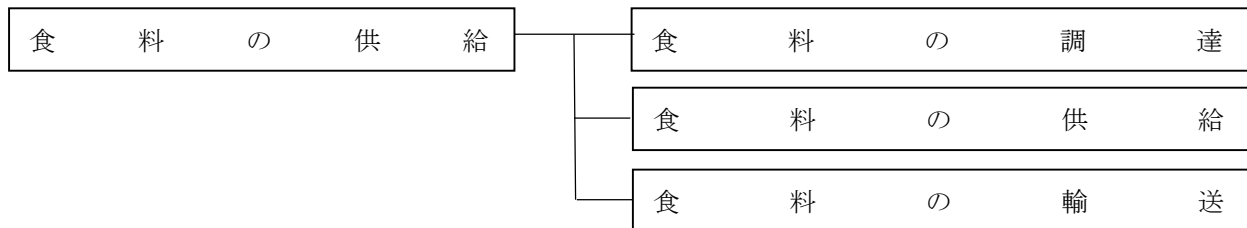
機関名	内容
市 町 村	(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 (2) 広域一時滞在を要請した市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。 (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。 (4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。 (4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	(1) 被災市町村から協議要求があった場合、警察本部及び関係機関と調整の上、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他の都道府県と協議を行う。 (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。 (3) 県は、市町村から要請があった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。 (4) 被災者の移送方法については、危機管理防災局危機管理防災課が当該市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、市町村、警察、消防及び輸送機関等の協力を得て実施する。
国	(1) 国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。 (2) 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

第2節 食料の供給

津波災害時には、住居の倒壊や流失、ライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



第1 食料の調達

〔実施機関：農林水産省、保健福祉部社会福祉課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 米穀の調達

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

災害地の市町村長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

ア 県内米穀取扱事業者の供給可能数量

令和7年7月現在

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	50.5精米トン

注) 数量：県内協力米穀取扱事業者分合計値(供給可能量/1日、供給日数及び時点で変動)

イ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害の状況により、前記アのほか、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、次のとおり政府所有米穀を調達する。

【取扱方法】

知事は市町村長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

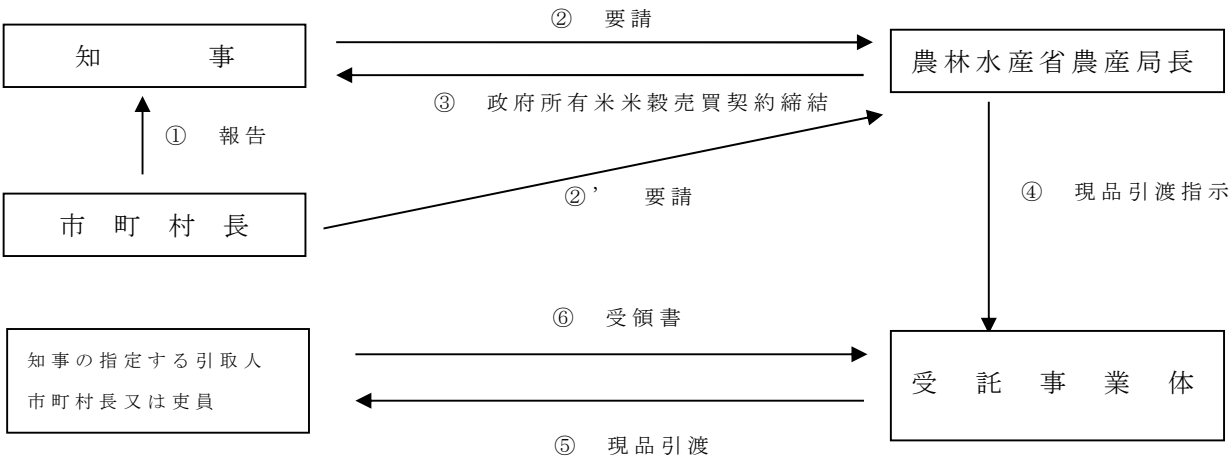
なお、関係市町村は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）に基づき政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話すると

ともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。市町村長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、その他の事情により契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

【政府所有米穀の調達系統】



2 その他の食品の調達

県及び市町村は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、以下の食料品の中から供給する品目及び数量を決定して調達を行うものとする。

品 名	調 達 先 等
粉ミルク 即席めん 飲料水 パン 弁当 おにぎり 缶詰 レトルト食品	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」等の流通備蓄協定締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

- ・その他必要と認められる食料等があれば調達を行う。
- ・高齢者や乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。
- ・県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 食料の調達の要請

県は、供給すべき食料が不足し、調達する必要があるときは、関係省庁等に対し、食料の調達を要請する。

第2 食料の供給

〔実施機関：保健福祉部社会福祉課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 市町村及び県による食料の供給

市町村及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

機関名	内容
市町村	(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法により、給食又は食料の供給を行う。 (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない県民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。 (3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。 なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。 (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、津波や地震災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。 (5) 市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。 (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに県に報告する。
県	市町村の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、市町村へ支援を行う。

2 給食基準

1人当たりの配給量

品目	基準
米穀	被災者 : 1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受給者 : 1人1日あたり精米400グラム以内
	災害救助従事者 : 1食当たり精米300グラム以内
乾パン	1食当たり : 1包(100グラム入り)
食パン	1食当たり : 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり : 200グラム以内

3 緊急時の食料の供給

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

第3 食料の輸送

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、農政部農産園芸課、市町村〕

1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した食料の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する食料について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき食料、運送すべき場所又は期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な食料の運送を要請する。
また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な食料の運送を行うべきことを指示する。
- (3) 市町村が調達した食料の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食料の移動は市町村長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

4 食料集積地の指定及び管理

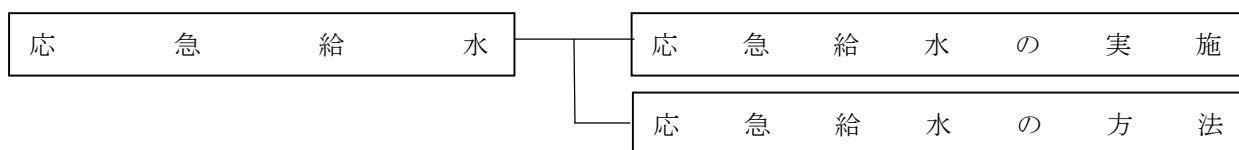
- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた食料の市町村集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 応急給水

津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

〔実施責任：土木部都市計画課上下水道室、市町村、水道事業者〕

1 被災者等への応急給水の実施

機関名	内容
市町村 水道事業者	(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。 ア 被災者や避難所の状況 イ 医療機関、社会福祉施設等の状況 ウ 断水区域及び断水人口の状況 エ 原水、浄水等の水質状況 (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。 (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。 (4) 医療機関、社会福祉施設については、別に応急給水班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。 (5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。 (6) 被災地における応急給水の目標水量は、津波や地震災害直後は生命維持のため、1人1日3ℓ以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。 (7) 激甚災害等のため、当該市町村だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。
保健福祉部	(1) 被災市町村の水道施設の被害状況や断水状況等を把握し、厚生労働省等に報告する。 (2) 被災市町村から応援要請が出された場合、応急給水に必要な資機材、人員等の情報を集約し、被災のない県内市町村へ、また、必要に応じて九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行う。

第2 応急給水の方法

〔実施責任：市町村、水道事業者〕

1 応急給水の方法

給水方法	内容
浄水場、給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し

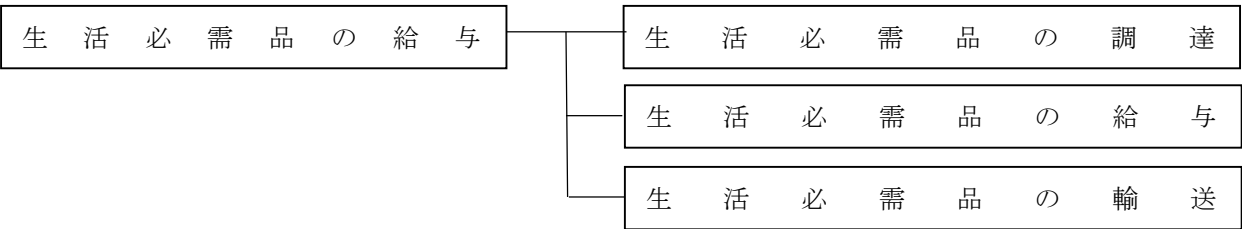
拠点給水	、応急給水に利用する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	<p>(1) 避難所等への応急給水は、原則として当該市町村が実施するが、資機材や要員等が不足する場合は、応援要請等により行う。</p> <p>(2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。</p>
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水	<p>(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。</p> <p>(2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮設配管及び、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。</p>
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第4節 生活必需品の給与

津波災害時には、住居の流失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は市町村が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を配分する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松 6252

鹿児島県防災研修センター

イ 主な備蓄内容

表 3.3.4.1 災害救助法による物資 (令和6年5月31日現在)

品名	保存食	保存水(500ml)	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
数量	24,000食	21,320本	1,539枚	13,649枚	1,490枚	97枚

(2) 市町村の備蓄

ア 備蓄場所 県下43市町村

イ 主な備蓄内容

表 3.3.4.2 市町村の備蓄内容

(令和5年11月20日現在)

品名	アルファ米	保 存 水	毛 布	タ オ ル	大人用オムツ	ブルーシート
数 量	131,639食	176,304本	53,653枚	55,503枚	27,442枚	2,031枚

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下36の常備地区

イ 備蓄内容

表 3.3.4.3 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄内容

(令和5年3月31日現在)

品 名	毛 布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677枚	542枚	2,236枚	2,171枚
常備地区	1,884枚	900枚	1,185枚	1,077枚
計	3,561枚	1,442枚	3,421枚	3,248枚

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、県及び市町村は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

表 3.3.4.4 調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ)〕
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

〔実施責任：自衛隊、日本赤十字社鹿児島県支部、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 市町村、県及び関係機関等による生活必需品の給与

市町村、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

機関名	内容
市町村	<p>(1) 市町村は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>ア 被災者や避難所の状況</p> <p>イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況</p> <p>(2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。</p> <p>（備蓄物資の在庫場所、物資名、数量等は第2部第3章第10節「その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備」参照）</p> <p>(3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合に円滑な給与を実施する。</p> <p>(4) 激甚災害等のため当該市町村だけで実施困難の場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。</p>
保健福祉部 危機管理 防災局	市町村のみでは生活必需品の給与が困難と判断される場合は、必要とする品目、所要量、運搬ルート等の情報を集約し、関係機関等（内閣府、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。
日本赤十字 社鹿児島県 支部	<p>(1) 県、市町村と調整の上、備蓄物資を避難所等へ配分する。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない災害においても、独自の判断で備蓄物資を配分する場合がある。</p>
陸上自衛隊	<p>知事の要請に基づき、その保管し管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、県や市町村による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。</p> <p>・寝具（毛布） ・外衣（作業服上下）</p>
その他の 防災機関	当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市町村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

3 市町村長の要請による法外援護

市町村長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

物資の供給

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

第3 生活必需品の輸送

〔実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 県及び市町村による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取を指示することができる。
- (2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき生活必需品、運送すべき場所又は期日を示して、当該応急災害対策の実施に必要な生活必需品の運送を要請する。
また、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な生活必需品の運送を行うべきことを指示する。
- (3) 市町村が調達した生活必需品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における生活必需品の移動は、市町村長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、島しょや孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

（輸送機関の調達等については、第3部第2章第10節「緊急輸送」参照）

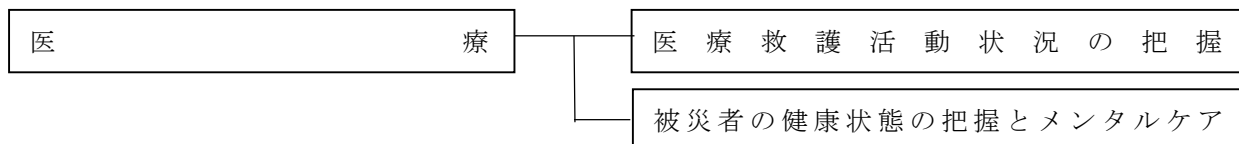
4 集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。
- (2) 市町村は、あらかじめ定めた生活必需品の市町村集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (3) 生活必需品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

第5節 医療

津波災害時の初期の医療活動については、「第2章第11節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、県をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況や多様なニーズの把握、メンタルケア等を行う。



第1 医療救護活動状況の把握

〔実施責任：鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、鹿児島県薬剤師会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・薬務課、県立病院局県立病院課、市町村〕

1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握

県は、次の情報を保健所、市町村等から得て、医療援護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県（保健福祉部）は、以下の情報を集約の上、総務部広報課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に知らせる。

また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救援班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県看護協会、保健福祉部保健医療福祉課・健康増進課・障害福祉課・薬務課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課、県立病院局県立病院課、市町村〕

1 被災者の健康状態の把握

県及び市町村は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やD P A Tの派遣等により心のケアを含めた対策を行うものとする。

- (1) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (2) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

- ア 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、被災者に対する相談体制を確立する。
- イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
- ウ 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

(2) 精神疾患患者対策

- ア 被災した精神科病院の入院患者については、被災地域以外の精神科病院に転院させる。
- イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。
- ウ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。
- エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

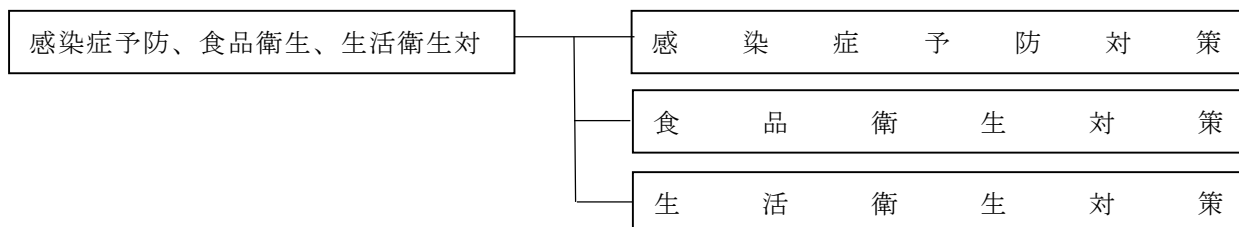
(3) D P A T派遣要請及び受入調整

必要に応じ、国に対して他都道府県D P A Tの派遣を要請するとともに、D P A Tの受入に係る調整、活動場所の確保等を行う。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

津波災害時には、津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。



第1 感染症予防対策

〔実施責任：保健福祉部感染症対策課、市町村〕

1 感染症予防対策の実施者

実施者	実施内容
知事	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又はその他法令等に基づいて感染症予防上必要な諸措置を行う。
市町村長	知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防実施の県、市町村の組織体制

災害感染症予防のための県（保健所）及び市町村における各種作業実施の組織編成は、次のとおりとする。

(1) 県の疫学調査班の編成

県（13保健所）は、疫学調査のための疫学調査班を編成する。

医師	保健師又は看護師	事務連絡員	計	班数
1名	1名	1名	3名	13班

(2) 市町村の感染症予防班の編成

市町村は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市町村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成するものとする。

3 知事による感染症予防措置の指導及び指示命令等

- (1) 知事は、災害発生とともに保健所をして、被災市町村が行う消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除、その他必要な感染症予防措置について実情に即応する適切な感染症予防指導を行わせる。

特に、被災激甚な市町村に対しては、本庁職員を派遣し被災状況を調査し、感染症予防の実施方法及び基準等を示して指導に当たらせるものとする。

- (2) 知事は、感染症予防上次に掲げる事項の指示又は命令を発する必要を認めたときは、当該市町村における災害規模、様態などに応じ、その範囲及び期間を定めて速やかに所要の措置を講ずる。

ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(注) この場合地域を指定するが、県が市町村又はその一部の地域を定める場合の基準はおおむね次のとおりとする。

(ア) 市町村又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合

(イ) 市町村又はその一部の地域の被害率が5%以上10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合

(ウ) 市町村又はその一部の地域の被害率が5%未満で市町村役場等を含む中心地域が壊滅的な被害を受け、市町村の機能が著しく阻害された場合

(エ) 相当の津波や地震災害、火災のあった場合

【被害率】

全半壊（焼）、流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

ウ 感染症法第29条第2項による物件の措置に関する指示

エ 感染症法第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示

オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

4 県における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学調査	<p>ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、患者又は保菌者に対しては速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 疫学調査班は、患者が現に発生している地域、避難所、滞水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、緊急度に応じて計画的に順次調査し患者の早期発見に努める。</p> <p>ウ 滞水地域においては通常週1回以上、避難所においてはできる限り頻繁に調査を行う。</p> <p>エ 市町村、地域組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。</p>
(2) 健康診断	<p>疫学調査班は、疫学調査の結果必要があるときは感染症法第17条第1項の規定により健康診断を受けるよう勧告し、勧告に従わない時は、健康診断を受けさせる。（感染症の疑わしい症状のある者及び接触者の菌検査をするものとする。）</p>
(3) 臨時予防接種	<p>知事は、感染症の発生予防上必要があると認めるときは、予防接種法第6条の規定により、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。</p>
(4) 予防教育及び広報活動	<p>災害時における感染症の予防に関する注意事項を周知させるため、チラシ、リーフレット等の作成あるいは報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に対する予防教育及び広報活動を行う。</p>
(5) 感染症予防用資器材等の調達あつせん	<p>市町村長の要請に基づき感染症予防並びに予防接種用資器材等の調達あつせんを行う。</p>

5 市町村における感染症予防業務

感染症予防業務	内 容
(1) 疫学調査及び健康診断	(中核市長～鹿児島市のみ) 実施方法は、県に準ずるものとする。
(2) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(3) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。
(4) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは、感染症法に基づいた対応をとる。
(5) 生活水の供給	知事の指示に基づき、生活水の使用停止期間中継続して生活水の供給を行うものとする。 生活水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(6) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおりとする。 (ア) 疫学調査 (イ) 消毒の実施 (ウ) 集団給食の衛生管理 (エ) 飲料水の管理 (オ) その他施設の衛生管理
(7) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第2 食品衛生対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

1 食品衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 食品関係営業者及び一般消費者等に対し、食品衛生指導を実施する。 (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。 (3) 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器、器具の洗浄、消毒
- ウ 調理従事者の健康管理
- エ 食品の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

(2) 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

【重点監視指導事項】

- ア 滞水期間中の営業自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電による腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

【活動内容】

食品衛生指導員による次の活動を行う。

- ア 営業施設の巡回指導
 - (ア) 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
 - (イ) 容器、器具類の洗浄、消毒
 - (ウ) 使用器具、機械の点検
 - (エ) 食品並びに原材料の取り扱い
 - (オ) 使用水の殺菌、消毒
- イ その他
 - 営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の指導、その他保健所の指示、指導する事項について協力

(4) 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

【指導事項】

- | | |
|---|-----------|
| ア | 手洗いの励行 |
| イ | 食器類の消毒使用 |
| ウ | 食品の衛生保持 |
| エ | 台所、冷蔵庫の清潔 |

第3 生活衛生対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

1 生活衛生対策の実施者

実施者	実施内容
知事	(1) 生活衛生関係営業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消毒者等に対する指導を実施する。 (2) 被災地営業施設の実態を把握し、適切な措置を講ずることによって、生活衛生上の危害の発生の防止について、啓発指導を行う。

2 実施方法

(1) 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

【重点監視指導事項】

- | | |
|---|----------------|
| ア | 滞水期間の営業の自粛 |
| イ | 浸水を受けた施設の清掃、消毒 |
| ウ | 使用水の衛生管理 |

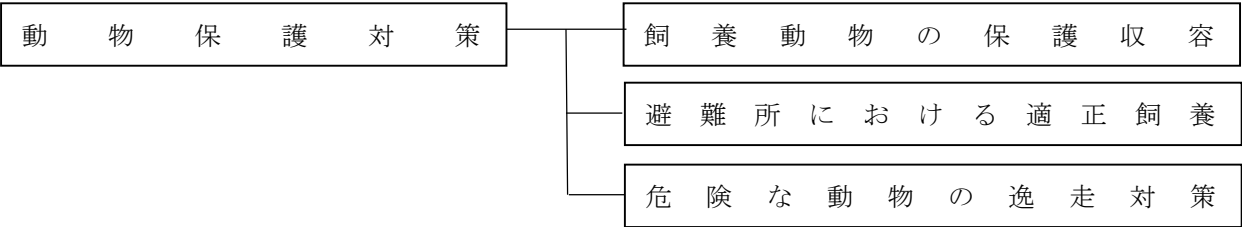
(2) 業者団体等の活用

災害の規模により、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

第7節 動物保護対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課〕

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。
また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

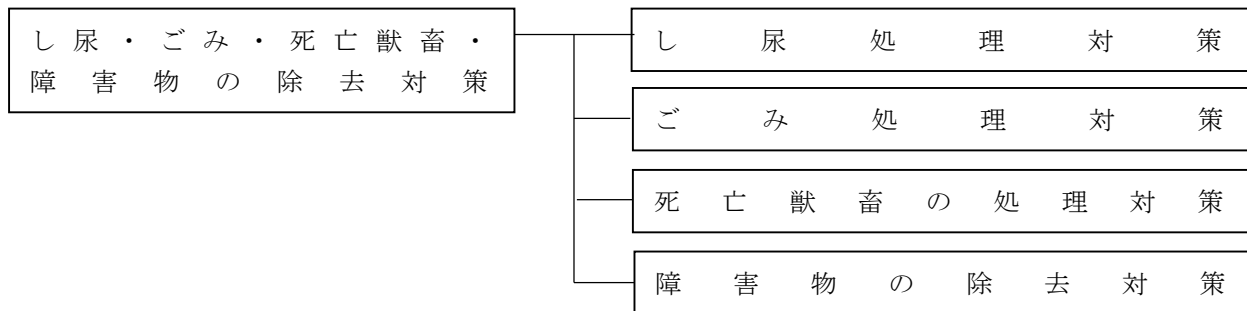
第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

津波災害時には、大量のごみの発生が予想される。また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、土木部都市計画課上下水道室、市町村〕

1 し尿の処理方法

津波災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等で確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

各市町村は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

各市町村は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

津波や地震災害が発生した場合、市町村は県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な支援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県環境整備事業協同組合、協同組合鹿児島県環境管理協会、公益財団法人鹿児島県環境保全協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模な津波や地震災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、し尿処理が困難と認められるときは、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

5 し尿処理施設等の設置状況

《資料編 9. 2 し尿処理施設》

《資料編 9. 5 し尿収集・運搬機材》

第2 ごみ処理対策

〔実施責任：環境林務部廃棄物・リサイクル対策課、市町村〕

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 市町村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃

棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

- (2) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、当該市町村で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣の市町村のごみ処理施設等で適正に処理する。

- (3) 市町村長は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

2 ごみ収集の応援体制の確立

- (1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、被災した市町村等のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

- (2) 実施計画

ア 県が実施する対策

市町村等からの広域的な支援の要請について、県災害廃棄物処理計画も踏まえ、鹿児島県産業資源循環協会との協定を活用することなどにより、調整を図るものとする。また、大規模な津波や地震災害により県内の被災市町村、近隣市町村のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 市町村が実施する対策

市町村は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、当該市町村の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

3 ごみ処理施設等の設置状況

《資料編 9. 1 ごみ処理施設（焼却施設）》

《資料編 9. 3 埋立処分地施設》

《資料編 9. 4 ごみ収集・運搬機材》

第3 死亡獣畜の処理対策

〔実施責任：保健福祉部生活衛生課、市町村〕

1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにすること。
- (2) 死亡獣畜は、速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡

第3部 津波災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面に30センチメートル以上の盛土をすること。

- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示すること。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第4 障害物の除去対策

〔実施責任：保健福祉部社会福祉課、市町村〕

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、市町村長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

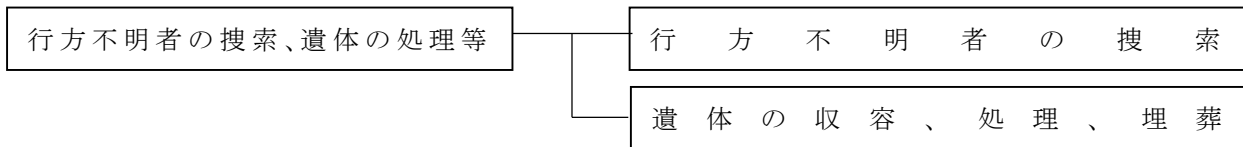
4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の搜索

〔実施責任：第十管区海上保安本部、保健福祉部社会福祉課、県警察、市町村〕

1 行方不明者搜索隊の編成

(1) 県警察搜索隊の編成

警察は、搜索隊を編成し、行方不明者等の搜索を行う。

また、行方不明者調査隊を編成し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、関係機関と緊密な連携をとり、情報の収集に努める。

(2) 市町村搜索隊の編成

市町村においては、県警察とともに行方不明者の搜索を行うため、市町村搜索隊を編成する。市町村搜索隊の編成に際しては、消防機関及び防災住民組織の活用を図る。

(3) 第十管区海上保安本部（海上保安部、署を含む。）による搜索

災害時の行方不明者の搜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視船艇等により搜索を行う。

2 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	<p>ア 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。</p> <p>イ 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。</p> <p>ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。</p>
搜索範囲が比較的せまい場合	<p>ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。</p> <p>イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。</p> <p>ウ り災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。</p>
搜索場所が河川、湖沼の場合	<p>ア 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。</p> <p>イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。</p> <p>ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。</p>

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市町村で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市町村は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- ウ 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿
- エ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
第十管区海上保安本部	市町村長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
県警察	医療機関に收容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規制、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は市町村長に引渡す。
市町村長	医療機関に收容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体收容所に收容する。

捜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第2 遺体の收容、処理、埋葬

〔実施責任：第十管区海上保安本部、保健福祉部保健医療福祉部課、社会福祉課、生活衛生課、県警察、市町村〕

1 遺体の收容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体收容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

ウ 市町村捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体收容所へ收容する。

エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、日本法医学会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の收容

ア 市町村長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- 遺体の数に相応する施設である。
- 駐車場があり、長時間使用できる。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認ができない遺体は全て市町村長に引き渡す。

市町村長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の処理

ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のための検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第3部第2章第11節「緊急医療」により救護班により行う。

ただし、遺体が多いとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多いで埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容所に一時保存する。

オ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等に必要な措置をとる。

カ 市町村長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについて、市町村が埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

ウ 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等

《資料編 15. 5 市町村等別火葬場の一覧表》

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整理

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

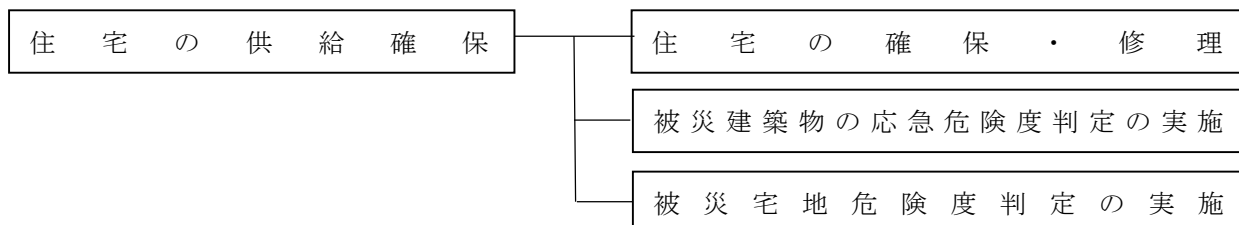
3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第10節 住宅の供給確保

津波災害時には、住居の流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

〔実施責任：環境林務部かごしま材振興課、保健福祉部社会福祉課、土木部建築課、市町村〕

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 津波災害により住家が流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する（一社）プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

(イ) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

b 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

c 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市町村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

ウ 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、市町村等と協議し適当な空地に建設する。また、市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定

候補地を把握しておくものとする。

(3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として当該市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割り当てを受けた市町村は、当該市町村の被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市町村が行う。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 修理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

イ 資材の調達等

(ア) 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

(イ) 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に

第3部 津波災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

3 国の応急仮設住宅用等資材

(1) 国

ア 場所：九州森林管理局の各森林管理署

4 公営住宅等の供与

県は災害発生時において、県営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家を滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

また、災害により住家を滅失した被災者が、特定優良賃貸住宅への入居を希望した場合、特定優良賃貸住宅への入居（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第3号の規定に基づく入居）について、最大限の配慮を行う。

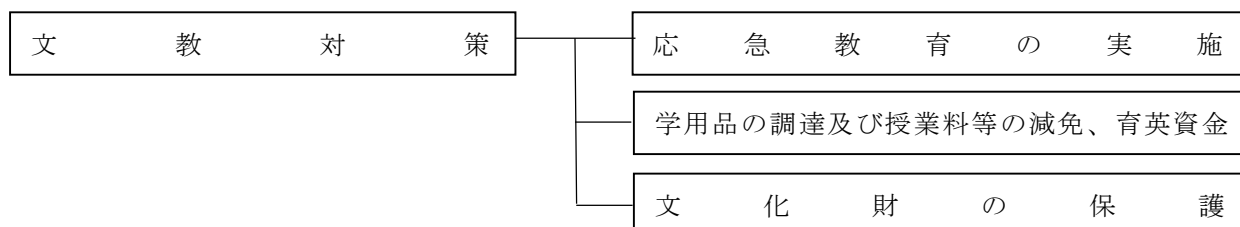
5 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第11節 文教対策

津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

〔実施責任：教育庁〕

1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市町村立の学校	市町村教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における災 小・中・義務教育学校児童生徒に対する学 用品の給与	知事の委任を受けた市町村長
私立学校	学校法人等の長

2 教室等の確保

- (1) 施設の応急復旧
被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。
- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合
特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合
公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設
(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

3 教職員の確保

- (1) 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
- (2) 学校外操作
学校内で操作できないときは、当該市町村教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。
- (3) 市町村の地域外操作

第3部 津波災害応急対策

第3章 事態安定期の応急対策

市町村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

4 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し児童生徒の負担にならないように留意する。
 - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - ウ 通学路の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
 - ア 避難が長期化する場合収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
 - イ 避難が長期化する場合、給食施設は災害用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

7 応援教職員等の受入

被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れるものとする。

第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

〔実施責任：総務部学事法制課、保健福祉部社会福祉課、教育庁、市町村〕

1 教材、学校用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については市町村教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするものの通知を受けた市町村長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

- (1) 高等学校
高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。
- (2) 県立短期大学
県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、学長が授業料の減免の措置を講じる。
- (3) 県内の私立高等学校
県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第3 文化財の保護

〔実施責任：教育庁文化財課、市町村〕

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

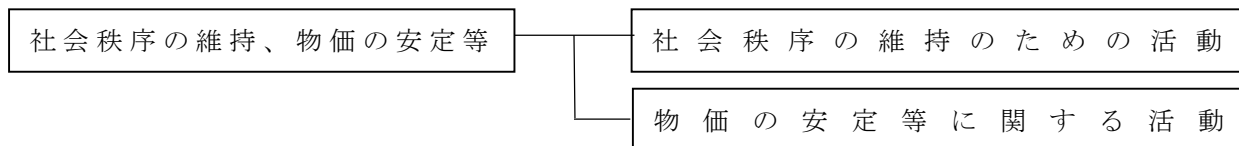
3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 社会秩序の維持、物価の安定等

津波災害時は、被害の甚大さから人心が不安定であり、また、道路等の交通・輸送ルートやライフライン等の被害により流通ルート等が正常に機能するまで、時間がかかる。

このため、社会秩序の維持及び物価の安定等に努め住民の生活を安定させる。



第1 社会秩序の維持のための活動

〔実施責任：県警察〕

1 警察安全相談窓口の開設

県警察本部及び警察署に、警察安全相談窓口を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

2 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

3 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

4 犯罪の取締り

津波災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企画する悪質業者等の経済事犯、詐欺事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、住民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

5 地域安全情報等の広報

地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障害者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

第2 物価の安定等に関する活動

〔実施責任：男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室〕

1 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

2 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

3 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を、できる限り毎日把握する。

4 物価の安定等に関する情報の提供

1～3で得た情報を、県民等に提供する。

（情報の提供方法・手段については、第3部第2章第3節「広報」参照）

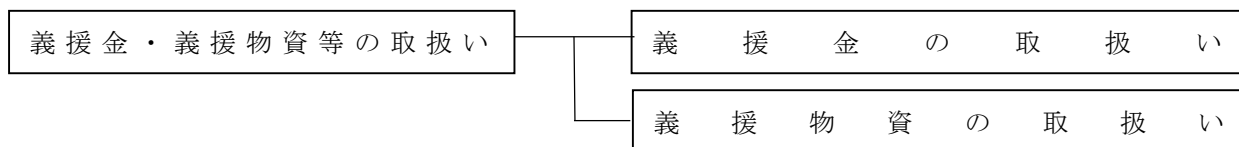
5 事業者等への価格値下げ及び生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰、物資の不足があった場合は、事業者（主要な卸売り、小売業者、生産者団体）、関係事業者（荷受業者、輸送機関）への価格値下げ及び生活関連物資等の確保を要請する。

第13節 義援金・義援物資等の取扱い

津波や地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金の取扱い

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県共同募金会、保健福祉部社会福祉課〕

1 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、県及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 義援金の管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

3 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

〔実施責任：総務部広報課、保健福祉部社会福祉課〕

1 県に送付される義援物資の取扱い方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 県は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて県社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

2 県に送付される義援物資の取扱い方法

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア 受け付ける品目、送付場所等の決定

保健福祉部社会福祉課は、市町村、災害対策支部福祉対策班等からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

イ 受け付ける品目、送付場所等の広報

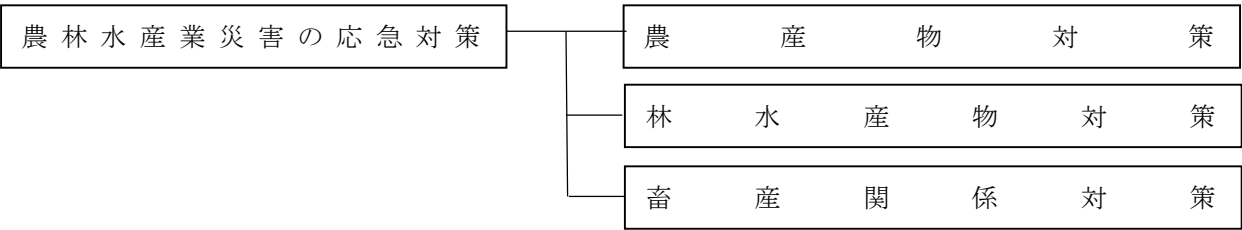
総務部広報課は、保健福祉部社会福祉課がアで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・搬送・配分

（義援物資の集積・搬送・配分については、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照）

第14節 農林水産業災害の応急対策

津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。
このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 農産物対策

〔実施責任：農政部農政課・食の安全推進課・経営技術課・農産園芸課、市町村〕

1 事後措置の指導

県及び市町村は、津波災害に伴う水害、塩害等による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。
その際、県農政部各課と地域振興局・支庁農林水産部及び農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

2 病虫害防除対策

津波災害等に伴う水害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

- (1) 指導の徹底
病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、地域振興局・支庁農林水産部、市町村、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。
- (2) 農薬の確保
県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。
- (3) 防除機具の整備
市町村、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。
- (4) 集団防除の実施
災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物等対策

〔実施責任：環境林務部環境林務課、森林経営課、商工労働水産部水産振興課、市町村〕

1 応急措置、事後措置の指導

県及び市町村は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
ア 山行用苗木	潮害、水害
イ 造林木	潮害、水害
ウ たけのこ・竹材	潮害、水害
エ 原木しいたけ	潮害、水害
オ 枝物	潮害、水害

(2) 水産物等

市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

ア 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

イ 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第3 畜産関係対策

〔実施責任：畜産振興課・家畜防疫対策課、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社〕

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとし、必要な家畜防疫員が動員できるよう、各家畜保健衛生所ごとに次のような体制を整備する。

(1) 防疫体制

家畜保健衛生所長	衛生課 (衛生課長)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査に関すること。 家畜衛生車の配車に関すること。 り災家畜の衛生管理に関すること。
	防疫課 (防疫課長)	<ul style="list-style-type: none"> 防疫業務に関すること。 家畜防疫員に関すること。 防疫器具薬品の調達に関すること。

(2) 家畜防疫員の配置

災害発生時の応急対策に、家畜防疫員を下記のとおり配置する。

地区	家畜保健衛生所名	衛生所 職員数	市町村団体委嘱	県出先機関 ※
			第1次	第2次
鹿児島	鹿児島中央家畜保健衛生所	18		28
南薩	南薩〃	9		19
北薩	北薩〃	11		18
姶良・伊佐	姶良〃	10		27
曾於	曾於〃	11		47
肝属	肝属〃	12		19
熊毛	鹿児島〃 熊毛支所	3		2
大島	〃 大島支所	4		4
徳之島	〃 徳之島支所	5		3
計		83		167

※県出先機関：農政部及び保健福祉部出先機関の家畜防疫員数

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所

(2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、市町村本部と協力して実施する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し必要量を確保する。
なお、必要に応じて、中継施設を設置する等円滑な飼料供給に努める。

- ・ 鹿児島県経済農業協同組合連合会
- ・ 一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
- ・ 鹿児島県酪農業協同組合
- ・ 薩州開拓農業協同組合

4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- (1) 農業開発総合センター畜産試験場（一般社団法人鹿児島県種豚改良協会含む）
肉用牛改良研究所
農業開発総合センター農業大学校（畜産学部）
- (2) 家畜保健衛生所
- (3) ふ卵施設
- (4) 牛乳乳製品工場
- (5) と畜場
- (6) 食鳥処理場
- (7) GPセンター
- (8) 化製場
- (9) 死亡獣畜取扱場
- (10) 飼料工場

5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、地域振興局・支庁農林水産部から職員を派遣して指導にあたる。

6 畜産関係施設の代替施設の確保

飼料関係施設・食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域の施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

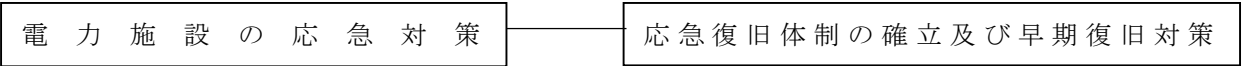
第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の発展とともにますます複雑、高度化し、津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

津波災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

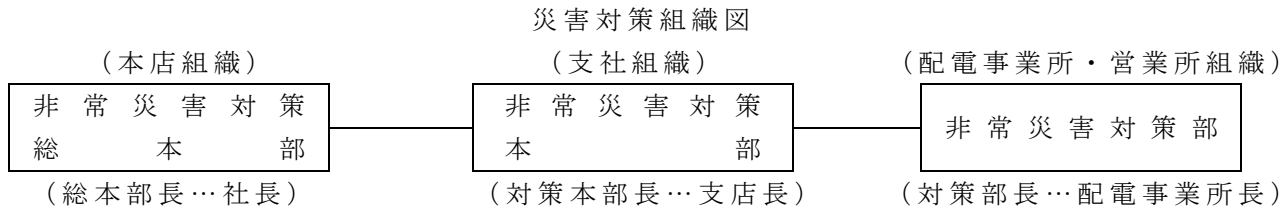


第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州電力株式会社〕

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2 施設・設備の応急復旧活動

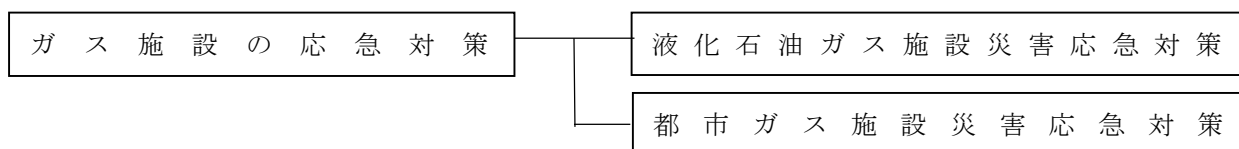
県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

第2節 ガス施設の応急対策

津波災害時には、都市ガスでは、ガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。



第1 液化石油ガス施設災害応急対策

〔実施責任：一般社団法人鹿児島県LPガス協会〕

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地での応急対処と同時に消防署及び県LPガス協会に通報する。さらに、県及び九州産業保安監督部保安課に直ちに事故の状況について報告する。
- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報をうけたときは、直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は前項の要請があったときは直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は供給販売店等からの応援出動の依頼をうけ、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を

整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有する者とする。この場合有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は事故発生との連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理防災局消防保安課、消防機関、警察と連絡を取り事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理防災局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は事故の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

第2 都市ガス施設災害応急対策

〔実施責任：各都市ガス事業者〕

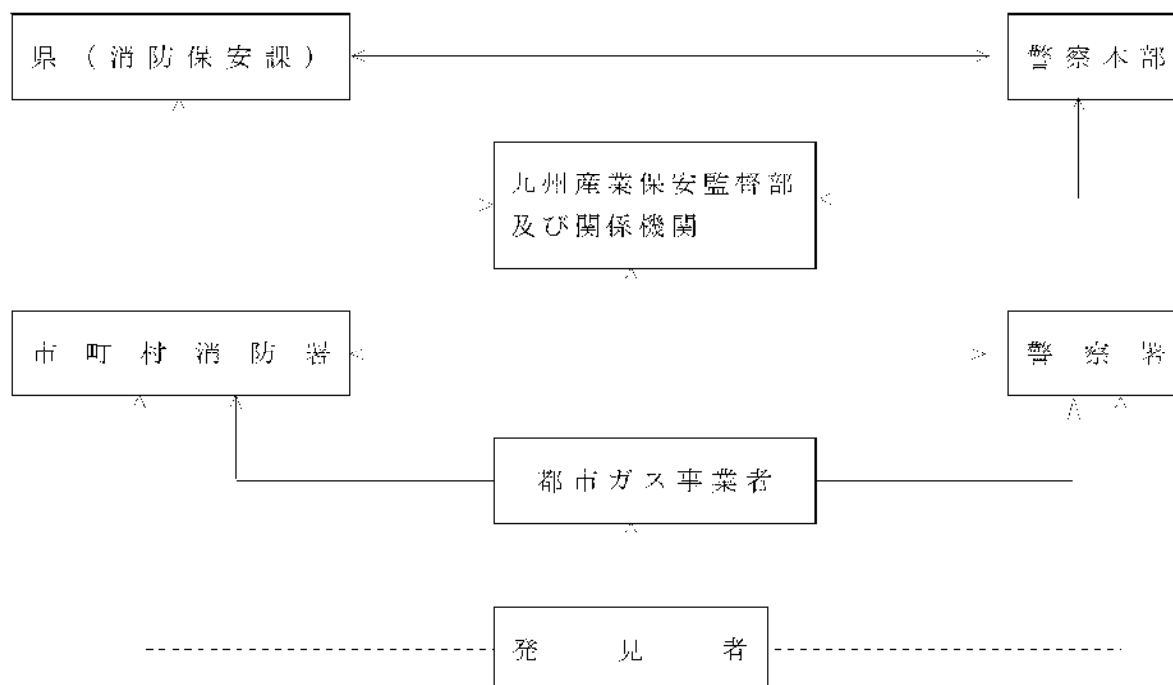
1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は次の系統図による。



3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合には、次の事項に留意して被害の拡大防止を図る。

- (1) 被害地域への供給停止措置
- (2) 危険地域の設定
- (3) ガス器具の取扱について一般住民への広報

4 関係機関の応急対策

各関係機関は都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係わる次の事項について応急対策を実施する。

- (1) 危険地域への立入禁止処置
- (2) 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- (3) 被災者の救出及び救護
- (4) 現場の状況により、現場付近の火気の使用禁止

5 ガス供給再開における処理

各都市ガス事業者はガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

第3節 上水道施設の応急対策

津波災害時には、水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

上水道施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：市町村、水道事業者〕

1 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処修理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

第4節 下水道施設の応急対策

津波災害時には、下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

下 水 道 施 設 の 応 急 対 策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：下水道事業者〕

1 応急対策要員の確保

下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

4 復旧対策

(1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処理し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流水能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます、取付管の復旧を行う。

第5節 電気通信施設の応急対策

津波災害時には、電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

電 気 通 信 施 設 の 応 急 対 策

応 急 復 旧 体 制 の 確 立 及 び 早 期 復 旧 対 策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：N T T 西日本株式会社〕

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

- (1) 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。
- (2) 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方総合通信局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。
- (2) 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。
- (4) 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

3 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置等を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電報に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。
- (2) 復旧工事に要する要員の出勤、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。
- (3) 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページに加え、SNSを通じて行うほか、広報車により地域の利用者に周知を図る。

また、テレビ、ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策

津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

道路・河川等公共施設の応急対策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、商工労働水産部漁港漁場課、土木部監理課・道路維持課・河川課・砂防課・港湾空港課〕

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

実施機関	応 急 措 置
県市町村	道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、各地域振興局等及び市町村はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、連携した復旧に努めるものとする。また、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。 なお、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	被災状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。地震発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び西日本高速道路(株)のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。

(2) 応急復旧対策

実施機関	応 急 復 旧 対 策
県市町村	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。
九州地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。 また、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。 さらに県道又は市町村道について、県又は市町村から要請があり、かつ当該県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して実施に高度な技術又は機械力を要する工事では当該県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、津波により被害を受けたときときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

津波により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

また、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を知事に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、知事に対する支援を行う。

(3) 港湾・漁港施設

津波により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたときは、港湾・漁港管理者は、関係機関と協議して必要な応急措置を行うとともに、早急に被害状況を把握し、国に対して被害状況を報告し、被災した係留施設等の利用要否判断を速やかに行うものとする。また、必要に応じて応急復旧等を行うものとする。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

津波により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第7節 鉄道施設の応急対策

津波災害時には、鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、乗客の安全確保とともに、鉄道施設の早急な防護、復旧に努める。

鉄 道 施 設 の 応 急 対 策

応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

〔実施責任：九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社〕

1 津波災害時の活動体制

(1) 災害対策本部長等の設置

津波災害が発生した場合、会社の全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。なお、津波により鉄道事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第3章第2節鉄道事故応急対策に準ずる。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

2 発災時の初動措置

(1) 運転規制

津波をもたらす地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- | | |
|---|--|
| ア | 80 ガル以上の場合、指令員は、当該運転規制区間を運転する列車に対し、列車の運転中止を指示し、保線社員等が路線等の点検を行い、異常のないことを確認後、運転規制を解除する。 |
| イ | 40 ガル以上 80 ガル未満の場合、指令員は、当該運転規制区間を運転する列車に対し、25km/h 以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所の点検を行い、異常のないことを確認後、運転規制を解除する。 |

(2) 乗務員の対応

- | | |
|---|--|
| ア | 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は直ちに列車を停止させる。 |
| イ | 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取、橋梁上、橋梁下、トンネル等の場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 |
| ウ | 列車を停止させた場合、指令員等に報告する。 |

(3) その他の措置

- | | |
|---|--------------|
| ア | 旅客誘導のための案内放送 |
| イ | 駅員の配置手順 |
| ウ | 救出、救護 |
| エ | 出火防止 |
| オ | 防災機器の操作 |
| カ | 情報の収集 |

3 乗客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

- | | |
|---|--|
| ア | 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 |
| イ | 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 |

(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- | | |
|-----|---|
| ア | 列車が駅に停止した場合は、指令員等に連絡する。 |
| イ | 列車が駅間の途中で停止した場合は、指令員等に避難指示の確認をする。ただし、乗客を降車させる場合は次による。 |
| (ア) | 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。 |
| (イ) | 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 |
| (ウ) | 隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 |

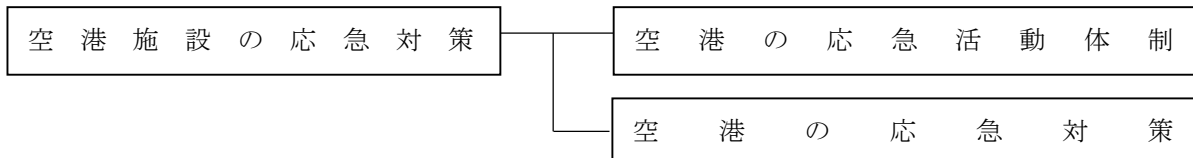
4 災害発生時の救護活動

災害発生時には、駅社員、乗務員等が救急救護活動にあたるとともに、対策本部、現場復帰本部に総務班を編成し、救護活動にあたる。

第8節 空港施設の応急対策

津波災害時には、空港施設への被害が予想され、施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため、施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護、復旧に努める。



第1 空港の応急活動体制

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、各空港管理事務所、土木部港湾空港課〕

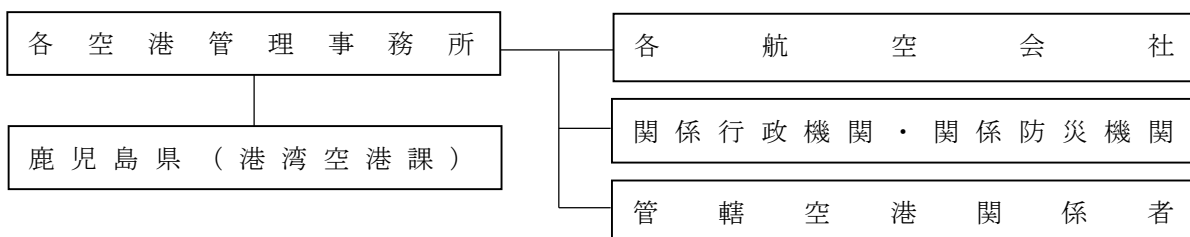
1 県内離島等空港の応急活動体制

(1) 応急対策本部の設置

大規模な津波が発生し、浸水などの被害が生じた場合は、空港施設の災害復旧の応急対策を実施するにあたり、県内離島等空港の各空港管理事務所に応急対策本部を設置する。

なお、津波により航空機事故が発生したときは、一般災害対策編第4部第2章第2節空港災害応急対策に準ずる。

(2) 津波発生時の情報伝達ルート



なお、各空港における関係機関と連絡先は、地震災害対策編第3部第4章第8節第1 2 (3) イの各空港毎の関係行政機関・関係防災期間及び管轄空港関係者の表に準ずる。

第2 空港の応急対策

〔実施責任：大阪航空局鹿児島空港事務所、各空港管理事務所、土木部港湾空港課〕

1 津波発生時の業務

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 関係機関との連絡調査
- (3) 応急救護及び災害防止に必要な措置
- (4) 航空機の運航に関する措置
- (5) 通信業務の確保

2 運航対策

大規模な津波が発生した場合は、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- (1) 航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- (2) 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- (3) 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

3 空港の混乱防止対策

大規模な津波が発生した場合は、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- (1) 必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- (2) 各航空会社に規制対策を要請する。
- (3) 交通機関に対して、連絡バス等の乗車等の制限等措置を要請する。
- (4) 警察本部及び各警察署に警備を要請する。

4 空港施設の保安対策及び応急復旧等

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに航空運航に必要となる施設の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

第 4 部 津波災害復旧・復興

第4部 津波災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第3節 計画的復興の進め方

第4節 被災者等の生活再建等の支援

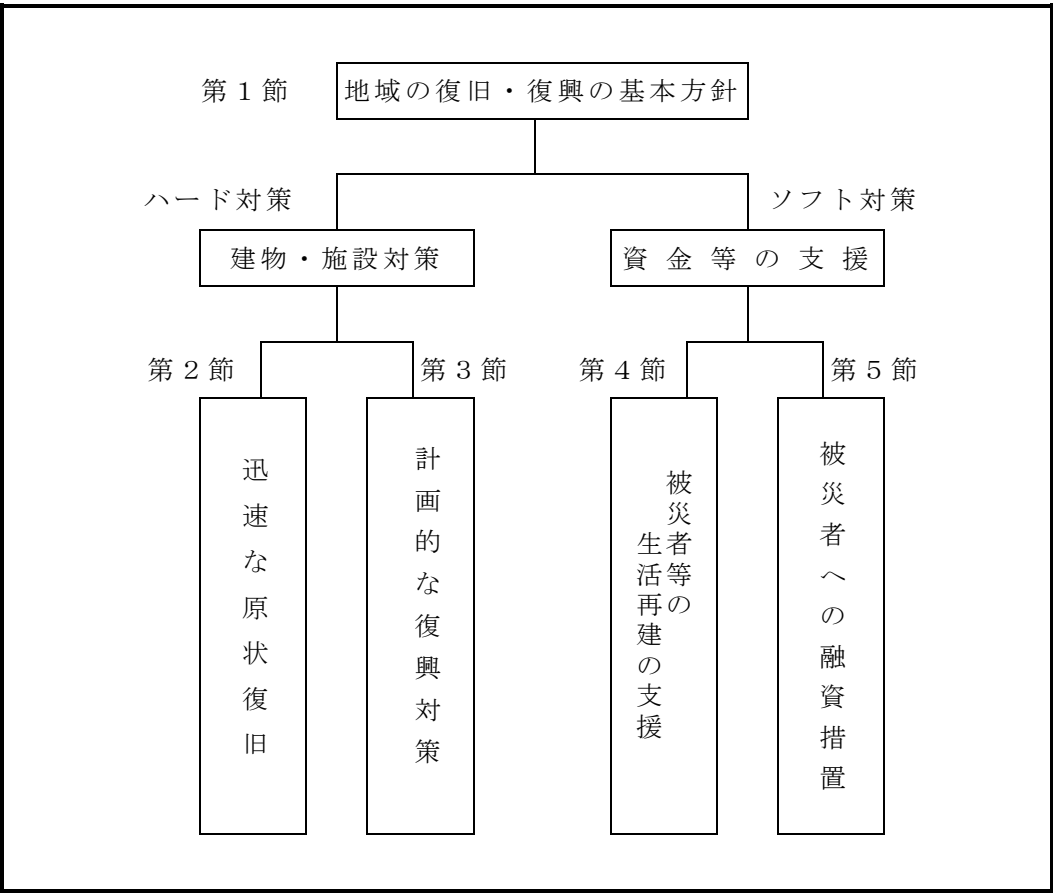
第5節 被災者への融資措置

第4部 津波災害復旧・復興

第1節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定
第2節	迅速な原状復旧の進め方
第3節	計画的復興の進め方
第4節	被災者等の生活再建等の支援
第5節	被災者への融資措置

津波災害による被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 被害が比較的軽い場合の基本的方向2 被害が甚大な場合の基本的方向 |
|---|

県及び関係市町村は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 復旧にあたっての基本方針 |
| 2 | 復旧事業の推進 |
| 3 | 事業計画の種別 |

1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 復旧事業の推進

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- ① 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- ② 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- ③ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。
また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- ④ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- ⑤ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- ⑥ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- ⑦ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- ⑧ 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- ⑨ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- ⑩ 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把

握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ① ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や市町村を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- ② ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主催することにより、円滑な処理を促進する。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 公共土木施設災害復旧事業計画<ul style="list-style-type: none">・河川公共土木施設災害復旧事業計画・砂防設備災害復旧事業計画・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画・道路公共土木施設災害復旧事業計画② 農林水産施設災害復旧事業計画③ 都市災害復旧事業計画④ 上下水道災害復旧事業計画⑤ 住宅災害復旧事業計画⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画⑩ その他の災害復旧事業計画 |
|--|

第3節 計画的復興の進め方

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 復興計画の作成2 計画策定にあたっての理念3 防災まちづくり |
|--|

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び関係市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

なお、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興まちづくりの目標や実施方針などをとりまとめた事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

- 1 各種支援措置の早期実施
- 2 被災者台帳の作成
- 3 税対策による被災者の負担の軽減
- 4 住宅確保の支援
- 5 広報・連絡体制の構築
- 6 災害復興基金の設立
- 7 雇用の創出
- 8 その他

1 各種支援措置の早期実施〔実施責任：関係機関等〕

県及び関係市町村等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市町村は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成〔実施責任：危機管理防災課、社会福祉課、市町村〕

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の援助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 税対策による被災者の負担の軽減〔実施責任：税務課、市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

4 住宅確保の支援〔実施責任：建築課、市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等空家を活用するほか、国に対しUR賃貸住宅等の活用を要請する。

5 広報・連絡体制の構築〔実施責任：県関係課、市町村〕

県及び関係市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

6 災害復興基金の設立

県及び関係市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

7 雇用の創出〔実施責任：雇用労政課、県関係課〕

県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

8 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」に準じる。

第5節 被災者への融資措置

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 資金選定の指導2. 資金の種類3. 各種資金の貸付条件等 |
|---|

県及び市町村は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 資金選定の指導〔実施機関：中小企業支援課、農業経済課、環境林務課、関係機関等〕

市町村その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

（1）農林漁業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② 日本政策金融公庫の災害資金

（2）商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- ② 日本政策金融公庫の資金
- ③ 商工組合中央金庫資金

（3）民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

（4）住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」に準じる。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第4節 南海トラフ地震の想定

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

- 第1節 活動体制の確立
- 第2節 情報伝達体制の確立

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第4章 津波からの防護,円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 地域住民等の避難行動等
- 第4節 避難場所及び避難場所の運営・安全確保
- 第5節 意識の普及・啓発
- 第6節 消防機関等の活動
- 第7節 上下水道,電気,ガス,通信,放送関係
- 第8節 交通対策
- 第9節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策
- 第10節 迅速な救助

第5章 関係者との連携協力の確保

- 第1節 資機材,人員等の配備手配
- 第2節 他機関に対する応援要請
- 第3節 物資の備蓄・調達
- 第4節 帰宅困難者への対応

第6章 時間差発生等に備えた対応

- 第1節 基本的方針
- 第2節 平時における対策
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応
- 第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)
- 第5節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)

第7章 防災訓練計画

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

推進計画の目的については、地震災害対策編第5部第1章第1節「推進計画の目的」に定めるところによる。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策推進地域については、地震災害対策編第5部第1章第2節第1「南海トラフ地震防災対策推進地域」に定めるところによる。

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域については、地震災害対策編第5部第1章第2節第2「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に定めるところによる。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る津波防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第2章の「防災機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本県に最も影響を与えるケースでは、県内で、最大震度6強の揺れと最大津波高12.01メートルの津波の発生を想定している。

本県に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は図5. 1. 1、津波高分布図は図5. 1. 2のとおりである。

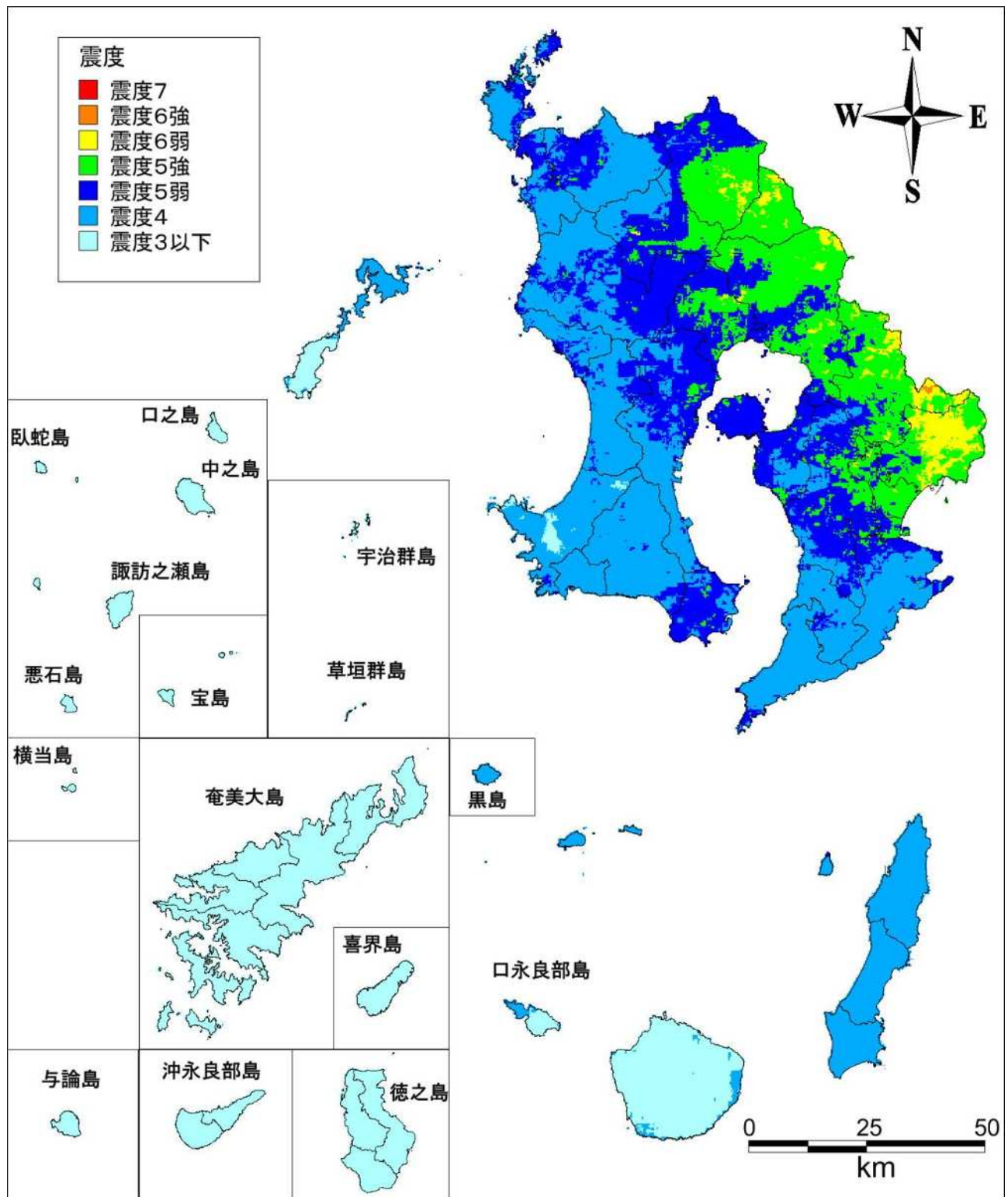


図5. 1. 1 南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図

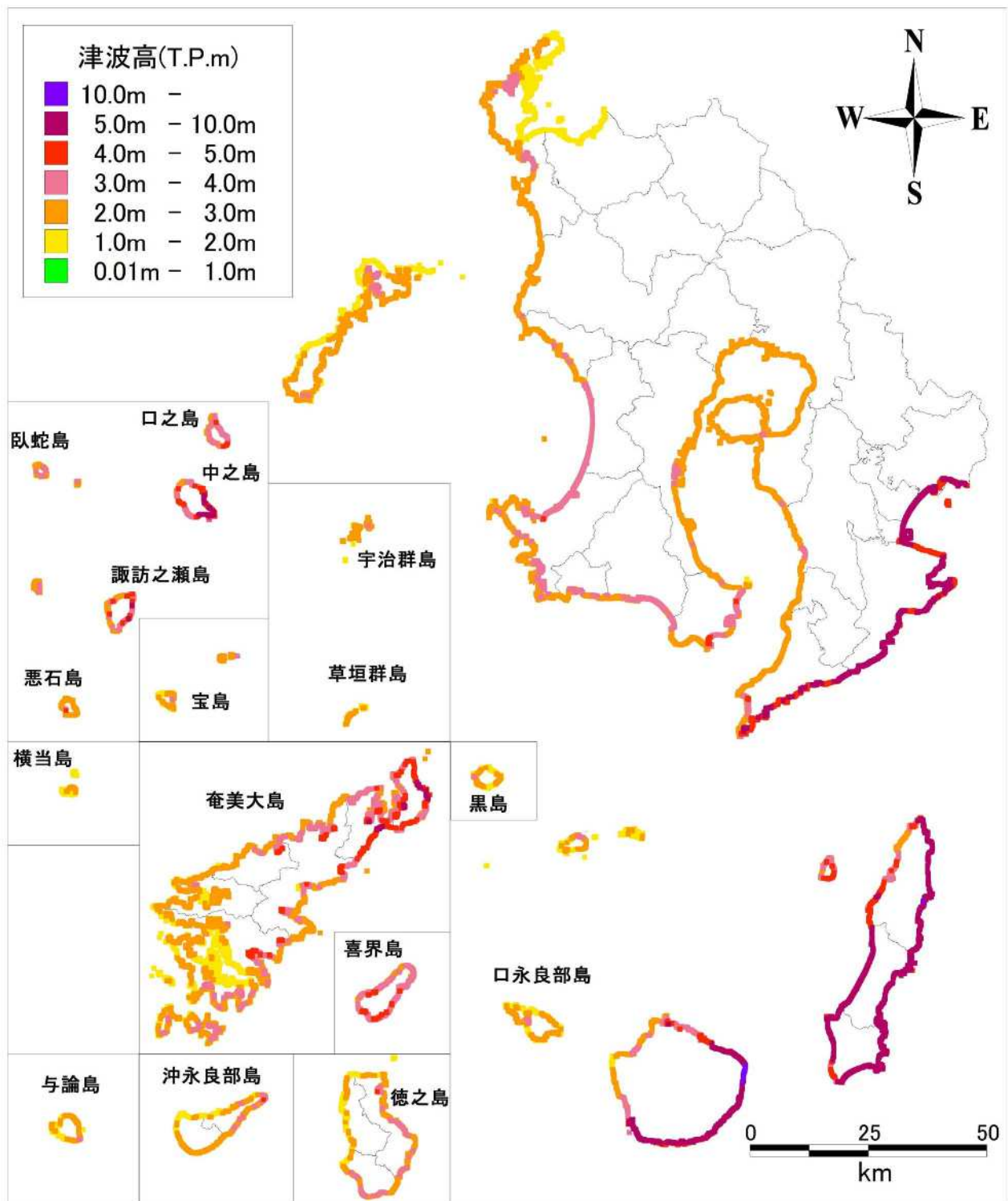


図5. 1. 2 南海トラフ (CASE11) の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本県で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	14,900
うち火災	70
人的被害：死者数（人）	2,000
うち建物倒壊・火災	10
うち津波	2,000
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	118,300
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	10,300
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	2,600
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	2,900
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	2,300
道路施設被害（箇所）	450
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	120
避難者数〔うち避難所〕（人）	
被災1日後	48,900[30,800]
被災1週間後	47,200[28,200]
被災1か月後	47,800[14,300]
物資（食料）需要量（食）	
被災1日後	110,800
被災1週間後	101,700
被災1か月後	51,700
災害廃棄物発生量（万トン）	130

孤立する可能性のある集落数(集落)	38
被害額 (億円)	14,600

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、県及び市町村は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

[実施責任：関係課]

南海トラフ地震が発生した場合の活動体制の確立については、地震災害対策編第5部第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

第2節 情報伝達体制の確立

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係課]

南海トラフ地震が発生した場合の情報伝達体制の確立については、地震災害対策編第5部第2章第2節「情報伝達体制の確立」に定めるところによる。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

[実施責任：土木部建築課・道路維持課・道路建設課・砂防課・港湾空港課、保健福祉部保健医療福祉課、教育庁学校施設課、環境林務部森づくり推進課、危機管理防災局危機管理防災課・消防保安課、商工労働水産部漁港漁場課、市町村]

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、県地域強靱化計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として、県下全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、地震災害対策編第5部第3章第1「建築物、構造物等の耐震化・不燃化」に定めるところによる。

第2 避難経路

避難経路については、地震災害対策編第5部第3章第2「避難経路」に定めるところによる。

第3 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については、地震災害対策編第5部第3章第3「土砂災害防止施設」に定めるところによる。

第4 保安施設（治山施設）

保安施設（治山施設）については、地震災害対策編第5部第3章第4「保安施設（治山施設）」に定めるところによる。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については、地震災害対策編第5部第3章第5「避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設」に定めるところによる。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備については、地震災害対策編第5部第3章第6「緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備」に定めるところによる。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、地震災害対策編第5部第3章第7「通信施設の整備」に定めるところによる。

第8 緩衝地帯として設置する緑地広場、その他公共空地の整備

緩衝地帯として設置する緑地広場、その他公共空地の整備については、地震災害対策編第5部第3章第8「緩衝地帯として設置する緑地広場、その他公共空地の整備」に定めるところによる。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

[実施責任：土木部河川課・港湾空港課、商工労働水産部漁港漁場課、農政部農地保全課、危機管理防災局消防保安課・危機管理防災課、市町村]

津波からの防護については、地震災害対策編第5部第4章第1節「津波からの防護」に定めるところによる。

第2節 津波に関する情報の伝達等

[実施責任：気象庁、福岡管区気象台、鹿児島地方気象台、危機管理防災局危機管理防災課、市町村、関係機関等]

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3部第2章「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3節 地域住民等の避難行動等

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課・障害福祉課・健康増進課・高齢者生き生き推進課、子ども政策局子育て支援課・子ども福祉課、男女共同参画局青少年男女共同参画課、観光・文化スポーツ部PR観光課・国際交流課、男女共同参画局くらし共生協働課、市町村]

地域住民等の避難行動等については、地震災害対策編第5部第4章第3節「地域住民等の避難行動等」に定めるところによる。

第4節 避難場所及び避難所の運営・安全確保

地域住民等の避難行動等については、地震災害対策編第5部第4章第3節「地域住民等の避難行動等」に定めるところによる。

第5節 意識の普及・啓発

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、市町村]

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

意識の普及。啓発等については、地震災害対策編第5部第4章第5節「意識の普及・啓発」に定めるところによる。

第6節 消防機関等の活動

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・危機管理防災課、市町村、水防管理団体]

消防機関等の活動については、地震災害対策編第5部第4章第6節「消防機関等の活動」に定めるところによる。

第7節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

[実施責任：水道事業者、九州電力株式会社、各都市ガス事業者、一般社団法人鹿児島県LPガス協会、NTT西日本株式会社、日本放送協会鹿児島放送局、指定地方公共機関（放送事業者）、市町村]

第1 上下水道

水道については、地震災害対策編第5部第4章第7節第1「上下水道」に定めるところによる。

第2 電気

電気については、地震災害対策編第5部第4章第7節第2「電気」に定めるところによる。

第3 ガス

ガスについては、地震災害対策編第5部第4章第7節第3「ガス」に定めるところによる。

第4 通信

通信については、地震災害対策編第5部第3章第7節第4「通信」に定めるところによる。

第5 放送

放送については、地震災害対策編第5部第4章第7節第5「放送」に定めるところによる。

第8節 交通対策

[実施責任：九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、土木部道路維持課・港湾空港課、第十管区海上保安本部、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、市町村]

第1 道路

道路については、地震災害対策編第5部第4章第8節第1「道路」に定めるところによる。

第2 海上及び航空

海上及び航空については、地震災害対策編第5部第4章第8節第2「海上及び航空」に定めるところによる。

第3 鉄道

鉄道については、地震災害対策編第5部第4章第8節第3「鉄道」に定めるところによる。

第4 乗客等の避難誘導

乗客等の避難誘導については、地震災害対策編第5部第4章第8節第4「乗客等の避難誘導」に定めるところによる。

第9節 県自らが管理等を行う施設等に関する対策

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、各施設管理者]

県自らが管理等を行う施設等に関する対策については、地震災害対策編第5部第4章第9節「県自らが管理等を行う施設等に関する対策」に定めるところによる。

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

不特定かつ多数の者が出入りする施設については、地震災害対策編第5部第4章第9節第1「不特定かつ多数の者が出入りする施設」に定めるところによる。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置については、地震災害対策編第5部第

3章第7節第2「災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置」に定めるところによる。

第3 地震発生時の緊急点検及び巡視

地震発生時の緊急点検及び巡視については、地震災害対策編第5部第4章第9節第3「地震発生時の緊急点検及び巡視」に定めるところによる。

第4 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築等に対する措置については、地震災害対策編第5部第4章第9節第4「工事中の建築等に対する措置」に定めるところによる。

第10節 迅速な救助

[実施責任：危機管理防災局消防保安課・危機管理防災課、自衛隊、県警察、市町村]

第1 県は、市町村の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。救助・救急活動の実施体制に当たっては、孤立集落、離島や長期灌漑による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

第2 県は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3 県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図るものとする。

第5章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備手配

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、保健福祉部社会福祉課、総務部人事課、市町村、防災関係機関]

第1 物資等の調達手配

物資等の調達手配については、地震災害対策編第5部第5章第1節第1「物資等の調達手配」に定めるところによる。

第2節 他機関に対する応援要請

[実施責任：自衛隊、危機管理防災局危機管理防災課、消防保安課、消防本部、市町村]

他機関に対する応援要請については、地震災害対策編第5部第5章第2節「他機関に対する応援要請」に定めるところによる。

第3節 物資の備蓄・調達

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係機関等]

物資の備蓄・調達については、地震災害対策編第5部第5章第3節「物資の備蓄・調達」に定めるところによる。

第4節 帰宅困難者への対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、関係機関等]

帰宅困難者への対応については、津波災害対策編第3部第2章第12節第7「帰宅困難者に係る対策」に定めるところによる。

第6章 時間差発生等に備えた対応

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課，関係課，関係機関等，市町村]

時間差発生等に備えた対応については，地震災害対策編第5部第6章「時間差発生等に備えた対応」に定めるところによる。

第7章 防災訓練計画

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課，市町村，防災関係機関]

防災訓練計画については、地震災害対策編第5部第7章「防災訓練計画」に定めるところによる。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

[実施責任：危機管理防災局危機管理防災課、教育庁、市町村]

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、教育・広報の実施に当たっては、以下のことについて留意するものとする。

- 1 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- 2 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- 3 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 4 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- 5 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- 6 都府県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- 7 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- 8 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。

第1 県職員等に対する教育

県職員等に対する教育については、地震災害対策編第5部第8章第1「県職員等に対する教育」に定めるところによる。

第2 地域住民等に対する教育・広報

地域住民等に対する教育・広報については、地震災害対策編第5部第8章第2「地域住民等に対する教育・広報」に定めるところによる。